

Journal of Minamata Studies

# 水俣学研究

Number 14

第14号

発行月・年  
March 2025

研究ノート  
Research Note

水俣病事件と風土 —水俣病事件の普遍性と固有性  
司法と行政における水俣病認定の判断基準の乖離

萩原 修子  
平郡 真也

資料  
Materials

いわゆる「46年次官通知」をめぐって  
— 和田勝氏へのインタビュー

高峰 武

エッセイ  
Essay

水俣病被害者慰霊と水俣仏舎利塔

山口 紀洋

書評  
Book Review

桑原史成著 『いのちの物語 水俣 桑原史成写真集 1960～2022』  
芥川 仁

田口ランディー著『水俣 天地への祈り』を読んで浮かぶこと

高倉 敦子

谷口智子著 『タキ・オンコイ 踊る病

— 植民地パルーにおけるシャーマニズム、鉱山労働、水銀汚染』  
田中 雅一

研究会報告  
Study Group Report

ミャンマー調査研究会報告について

中地 重晴

金鉱山の作業内容のまとめ

中地 重晴

Futur社、Gold Shop

田尻 雅美

Kan Taung村

高峰 武

砂層の露天掘りとアマルガム製造工場

高峰 武

水俣学研究センター報告

熊本学園大学水俣学研究センター

The Open Research Center for Minamata Studies  
Kumamoto Gakuen University



## 目 次

## 研究ノート

- 水俣病事件と風土 — 水俣病事件の普遍性と固有性 萩原 修子 …… 3
- 司法と行政における水俣病認定の判断基準の乖離 平郡 真也 …… 17

## 資料

- いわゆる「46年次官通知」をめぐって — 和田勝氏へのインタビュー  
高峰 武 …… 31

## エッセイ

- 水俣病被害者慰霊と水俣仏舎利塔 山口 紀洋 …… 55

## 書評

- 桑原史成著『いのちの物語 水俣 桑原史成写真集1960～2022』  
芥川 仁 …… 63
- 田口ランディー著『水俣 天地への祈り』を読んで浮かぶこと  
高倉 敦子 …… 65
- 谷口智子編『タキ・オンコイ 踊る病  
— 植民地ペルーにおけるシャーマニズム、鉱山労働、水銀汚染』  
田中 雅一 …… 67

## 研究会報告

- ミャンマー調査研究会報告について 中地 重晴 …… 73
- 金鉱山の作業内容のまとめ 中地 重晴 …… 81
- Futur社、Gold Shop 田尻 雅美 …… 95
- Kan Taung村 高峰 武 …… 104
- 砂層の露天掘りとアマルガム製造工場 高峰 武 …… 109

## 水俣学研究センター報告

- 研究活動の記録 …… 113
- 水俣学研究センター規程および内規 …… 119



## 水俣病事件と風土 — 水俣病事件の普遍性と固有性

萩原 修子

熊本学園大学商学部

### I 問題設定：普遍性と個別性、世界性と地方性

水俣病以前を知る「先住民」と自称する民俗学者の谷川健一は、水俣学現地センターの開所式の講演で、弟の谷川雁の危惧<sup>1)</sup>について言及した。「水俣は世界の隅々まで知られ、世界性は獲得しました。しかし、今までの水俣病患者支援の運動が地方性を獲得し得たか、いわゆる世界性ということで終わったのではないか」（谷川健一、2006、p.25）。

なぜ世界性で終わってはいけないのか。それは、水俣病によって獲得された「世界性」や「普遍性」が観念として肥大すると、水俣病のみに関心のある一部の支援者や有識者の実践や見解のように、個別性を無視した病的なものに陥らざるを得ないからだと言谷川は言う。そのような陥穽に嵌まらないために、「対抗するもう一つの極」、谷川雁はそれを「世界性」に対する「地方性」とし、谷川健一は「普遍性」に対する「個別性」と言い換えて、その必要性を主張した（谷川健一、2006、p.40）。

こうした観点から、谷川健一は、「水俣病学」ではない「水俣学」に期待を寄せる。その意味は、まず、地方のありふれた町の水俣を対象として、普遍性や完結性の要求される学問は成り立ち得ないが、『水俣病』があるからこそ『水俣学』は可能になる。それは新潟水俣病やカナダ水俣病のように、国境を超えた「世界性」を持っているからであり、医学分野だけではなく、かけがえのない生命の尊さを教えたという点で、思想や情念を普遍的次元にまで高めたからである（谷川健一、2006、pp.39-40）。

一方で、世界性・普遍性に終わらない、水俣自身の個別性・地方性が必要なのである。そのためには、「大雑把に土を鍬で掘るのではなくて、へらで掘らなきゃだめ」「考古学の発掘作業のときのように慎重にスプーン（へら）で水俣を掘るべき」だという。そして、水俣市民の総力を挙げての参加が必要であるとする（谷川健一、2006、p.42）。

これを踏まえて、除本理史（2020）は、水俣の地域再生事業を例とした、資本主義と地域の価値の創生についての論考で、水俣病事件の普遍的意義（ないし教訓）を、次の2点にまとめている。第1に、他の「負」の出来事と同じく、生命の尊厳や人権といった普遍的な価値を逆説的に示していること、第2の意義は「もやい直し」を通じた復興過程にかかわり、社会的災害からの復興に関するさまざまな知見（いわゆる「復興知」）を豊かにくみ出するという点である（除本理史、2020、p.10）。

そして、除本は、谷川の言うように、普遍性に終わらない地方性のために、「この普遍的

意義を水俣という地域へと結びつける作業が必要なのであり、その主体は誰よりもまず、水俣に暮らす人々でなくてはならない」とする。「住民の経験と記憶に基づいて、水俣病の被害とそこからの回復の『物語』を集団的に紡ぎ出していくことが、地域固有性を豊かにするとともに『地域の価値』を再構築する」（除本理史、2020、p.10）と述べるのである。彼は、その観点から、価値の対外発信を進めている修学旅行誘致と、有機農産品の加工・販売を紹介している。

本稿が試みることは、この谷川、除本の議論を踏まえた普遍性と個別性、世界性と地方性について、別の観点から水俣自身の個性・地方性（本稿では両者含めて「固有性」と記す場合もある）とは何かを問うことである。改めて確認すると、除本が示した2つの普遍的意義は、水俣病事件によって生命や人権などの普遍的価値を照射していること、被害からの復興の知見を提供しようという2点である。この普遍的意義は、いまだ終わらない水俣病事件であるが、これまでの「結果」あるいは「総括」として導きだされたものである。しかし、筆者は、そこに至る道筋、つまり「どのように経験したか」にこそ、水俣の固有性を見出さうのではないかと考えている。すなわち、被害者ら関係者は尊い命をめぐる水俣病事件の被害を「いかに」経験してきたのか、そして、彼らは再生に向かう道筋でどのような経験をしてきた／いるのか、その経験の「仕方」にこそ、水俣の固有性が見出されると考える。

その経験の仕方の固有性が何によるものか、筆者は、それを水俣の場所性、風土ではないかと仮定している。水俣の風土は、水俣病事件以前から、当然ながら水俣の固有性としてあり、事件から今に至るまで歴史的に積み重ねられ、一般化や普遍化はできない、その場所固有のものである。

再び谷川の言葉に戻れば、水俣病事件とは、「感覚的に自分たちを育ててくれた風土というものがあって、その風土と自分との有機的なつながりがあり、そこが切れたということ」（谷川健一、2006、p.20）であり、「水俣病患者とその患者家族はもちろん、水俣の一般市民も水俣の風土が受けた傷にじっと耐え」（谷川健一、2006、p.22）ているのだと言う。彼が批判的に言及する一部の支援者や有識者など、外部の人と先住民との大きな違いは、その風土を共有していない、ということにある。彼は次のように言う。

「水俣病の水俣を誇りにする」と言う人がいますが、そこまでいくのは大変でしょう。そう簡単にはいきません。われわれ先住民は、「水俣病の水俣です」と言うときに、血栓が脳に詰まったような感じになるのです。・・・「お国はどこですか」と聞かれて説明するために、「水俣病の水俣です」と答えるときの、引き裂かれるような苦痛は、水俣に育ったものでなければ、とうてい分からないでしょう（谷川健一、2006、p.19）。

この「血栓が脳に詰まったような」体感覚とは、まさに自分の存在基盤が凍りついた麻痺状態、あるいは、そこから来る言語化できないほどの苦痛であろう。その体感覚を到底理解することができないのが、谷川のいう記憶や歴史を有する風土を共有してこなかった外部の

人たちであり、その間には認識の断絶が示されている。

本稿では、外部の者には共有できない、水俣の個性・地方性を、固有の「風土」として捉えることによって、その風土だからこそその固有の経験の仕方、あるいは形があり、それが「水俣病を経験した水俣」の普遍性・世界性を導き出したという想定から出発する。そして、谷川のいう世界性・普遍性に終わらない水俣の個性・地方性の一つを捉えるためのフレームワークとして、風土からの考察を示したい。

## II 風土あるいは風景

風土とは、たとえば、精選版日本国語大辞典によれば、「その土地の気候・地味・地勢など。その土地のありさま」というように、一般には自然環境を想起しやすい。しかし、端的に言えば、風土とは、単なる自然環境ではなく、人間と環境との相互作用の歴史的な蓄積の産物であるということが出来る（熊谷圭知、2022、p.136）。

人間と自然環境を切り離さずに、その相互関係に着目した風土論で有名なのは、「人間存在の構造契機としての風土性」（和辻哲郎、1979、p.3）を探究した和辻哲郎である。

彼は、自然環境の概念とやかに風土のそれが異なるかについて、次のように寒さの感じ方を例に挙げる。寒さは物理的客観としての寒冷の外気に主観が触れて寒さを感じるのではなく、その主観そのものはすでに物理的客観である寒さに含まれている「志向体験」であり、寒さを感じるのは寒気にかかわる主観の一つの構造にほかならない。しかし、単なる主観の体験のあらわれではなくて、それを「寒い」と周囲で共有できることで「間柄としての我々自身」を見出すのである（和辻1979、p.15）。これは祖先以来の長い了解の堆積であり、我々は風土において我々自身を見、風土現象に関わる火鉢や排水路、家、着物などを作り出した。このように、風土は、「人間の自己了解の仕方」であるとする（和辻1979、p.19）。

和辻に影響を受けたフランスの人文地理学者で、日本研究者であるオギュスタン・ベルクによれば、和辻は、そもそもハイデガーの『存在と時間』の批判的読解から、ハイデガー流の「現存在」が、個人に限定されたものに留まり、社会・歴史的次元から抽象されたままであったことを問題としていた。そして、歴史は風土を通じてしか成立しないし、歴史と風土は、その結合を通じて社会的存在を構造化するため、そこから人間存在だけを抽出することはできない。こうして和辻は主体の問題を、歴史に近づけると同時に、文化（社会・文化的風土、すなわち社会関係、技術、生活様式、等）と自然（気候、地形、等）にも結びつけるのだとする（オギュスタン・ベルク、1992、p.59）。

この和辻の風土論を踏まえて、ベルクは、より風土を「通態的」trajective（ベルクの造語）という概念で捉える。

たとえば、風土は、自然的であると同時に文化的であること、主観的であると同時に客観的であること、集団的であると同時に個人的である。これらの二元性を乗り越えるために、彼が提起した概念が「通態trajet」である。風土が自然的であると同時に文化的であるとは、

自然は社会にとって、文化となった（知覚された、理解され、作り出された）ものとしてしか存在しない。逆に文化は社会にとって、自然化されたものとしてしか存在しない（文化は隔たりなしに「自然に」生きられる）からだ。また主観的であると同時に客観的であるとは、人間が自己の風土をもとにして行なう表象は決して純粋な客観性には到達しない。その表象それ自体、そこに表象される風土の一部を成している。その意味において、表象はまた、もっぱら主観的であるのでもない。その風土に固有の経験が、ある程度まで表象を実証するのである。さらに、風土は集団的であると同時に個人的であるとは、現実把握（表象、行動）の図式は集団によって伝達されるが、その図式は各個人によってしか、また各個人のためにしか存在しない。

こうした項は相互に結合し合い、それぞれの極の間に漂うのが、風土の現実である。ベルクはその漂う次元を「通態的」と形容し、風土は諸項間の相互生成、可逆的往来という、「通態性」*trajectivité*として考察されるべきだとする。この永続的な「通態」*trajet*から、常に精気に満ちた交差からこそ、生態学的・技術的・美的・概念的・政治的等々の性質を同時に持つ種々の営みが織り成され、そこからある一つの風土が作られるのであるとする（オギュスタン・ベルク、1992、pp.181-185）。

このように、関係性からなる項の間の次元に交差しつつ織り成されて漂うものが「風土」とするベルクにおいて、その訳語は、まさに示唆的である。和辻の風土は*climate*と英訳されていたが、ベルクの風土は、フランス語*milieu*であり、これは訳者があとがきで示すように、*milieu* = *mi*（間の）-*lieu*（場所）、すなわち「間の場所」を意味したものである。まさに、風土論、環境論の陥りがちな決定論を打破し、主体*sujet*と客体*objet*などの二元論を打破するための概念で、その間を交差する「通態*trajet*」という、風土生成のダイナミックな場を意味している（オギュスタン・ベルク、1992、pp.415-416）。

さて、こうした風土が我々にいかにして捉えられるか。関連する言葉として「風景」があるが、「風景は感覚で捉えうる風土性の現れである」（オギュスタン・ベルク、1994、p.127）とする。「それは、視覚、聴覚、嗅覚等に直接つかみとれる表現で風土のおもむきをあらわす。だから、風景の問題は風土性の問題のなかで重要な位置を占めることが理解されるだろう」という（オギュスタン・ベルク、1994 p.127）。

このように、我々の風土は、風景という形で捉えられることを念頭におきつつ、次節では、水俣病事件を風土の観点から考察する。

### Ⅲ 水俣の風土あるいは風景

水俣病事件を風土の観点から捉える研究としては、地理学の熊谷圭知（2022）がある。熊谷は、前節で論じた和辻—ベルクの風土論を踏まえて、とくにベルク風土論から、日本の特徴について概括している。たとえば、自然環境に鋭敏なはずの日本において、なぜあれほど公害問題が頻発したのかについて、日本固有の「自然」性の論理、すなわち「自然」とは、

「おのずからしかり」という性格のものだというベルクの説を紹介している。人間にそれを斥ける資格はないため、高度経済成長が自ずと進行していくものであれば、押し止めることは調和を乱すと考えられた。熊谷は、ベルクを評価しながらも、その風土論はスケールがナショナルなものにとどまっているため、もっとローカルな風土を論じるべきだとし、水俣病と風土について考察する。水俣病の発生と拡大は、水俣湾と不知火海という風土、企業城下町の水俣という風土、高度経済成長期の日本という風土という、3重のスケールで「風土」と結びついている。さらに、水俣の地域には、漁民、農村、街場といった多様な風土と序列が存在し、街場が全体を支配し、漁民の風土が破壊されて生じたのが水俣病と説明している（熊谷圭知、2022、pp.151-155）。また、熊谷は、分断された水俣の風土を再構築するために尽力した地元の人たち、石牟礼道子らを紹介している。これらの見取り図はナショナルとローカルの風土、さらに地域の構造における重層化した風土から水俣病事件を理解するのに適しているが、本稿では、それら風土の重層化や諸項の通態性の具体的な分析を目的とはしない。注目したいのは、谷川健一が体感覚の比喻で記した風土、その恵みを「<sup>わか</sup>幼き日の海と森との物語」（谷川健一、2006、pp.43）と記したような、とくに自然との関係性の次元で表出される風土、その破壊から再生に向かう道筋における風土である。

この観点から、水俣病事件を改めてどのように捉えられるか。風土的視点と深く関わったと思われる作家・石牟礼道子、社会学者・宗像巖、地元学・吉本哲郎を通して考察する。

## 1. 石牟礼道子の作品

そもそも、人が風土を破壊されたらどうなるか。自然災害や戦争によって故郷を失った人々の痛恨や哀切はわれわれの想像に難くない。石牟礼道子の『苦海浄土』には、人間と自然が一体となった民衆の暮らし、自然のなかで生かされてきた人びと、かけがえのない「個」のトータルな破壊が描かれている（除本理史、2020、p.10）。破壊の意味について、人間の空間への帰属性を論じた伊藤洋典（2011）にしたがって、風景という観点から捉えてみよう。

湯堂湾は、こそばゆいまぶたのようなさざ波の上に、小さな船や<sup>いわしかご</sup>鯛籠などを浮かべていた。子どもたちは真っ裸で、舟から舟へ飛び移ったり、海の中にどぼんと落ち込んでみたりして、遊ぶのだった。

夏は、そんな子どもたちのあげる声が、蜜柑畑や、夾竹桃や、ぐるぐるの瘤をもった大きな<sup>はせ</sup>櫛の木や、石垣の間をのぼって、家々にきこえてくるのである。（石牟礼道子、1972、p.10）

伊藤は、この『苦海浄土』の冒頭の表現に「生類世界」を見る。それは、人間の生活と自然とが間然するところなく一体化しており、この一体化においては、個々の事物はそれぞれ固有の意味を失うことがない、それぞれ置かれるべき場所で、相互に有意味なものとして互いを必要とする関係を持ちうる世界の姿である（伊藤洋典、2011、pp.232-233）。石牟礼の

作品では、こうしたすべてのものがつながっている美しい世界、全てのものが不可欠のものとして相互に結び合っている世界、いわゆる生類世界の感覚的な風景が描かれる。

そして、「人は道を歩きながら家々を眺め、風や光、木々や花々を感じて生活して」おり、「このような風景に石牟礼は人間の救済をみる」（伊藤洋典、2011、pp.233）のであるが、もし、その海、生類世界の風景が変わってしまったらどうなるか。たとえば、命そのものであった海が、（有機水銀によって）その自然が人間の最も大きな敵として現れる。それは、人間と自然の相互交渉が断ち切れ、人間は拠って立つべき大地を失ってしまったということになる（伊藤洋典、2011、pp.235-236）。

石牟礼が描く生類世界の風景の破壊は、その風景に帰属していた人間存在の根源の破壊を意味する。それは、近代化と水俣病事件によってであったが、そこから彼女は「人間と自然が分離していない全的世界への希求」（花崎皋平、2012、p.44）としての思想を表出しつづけた。

一方で、伊藤は、石牟礼が描くこの生類世界の牧歌的な雰囲気は、共同体の現実として、差別の温床でもあることを指摘している。であればこそ、「共同体の現実の姿の向こう側に、石牟礼は生類世界の風景を見出した」（伊藤洋典、2011、p.244）との示唆は、生類世界が現実のリアルな描写ではなく、現実を超えた何かを幻視していることだとも言える。これは、筆者が別稿で石牟礼の思想を考察した「もう一つのこの世」「浄土」「玄郷」という概念にも通じている（萩原修子2018）。

この石牟礼によって招請された研究者の一人・社会学者の宗像巖を次に取り上げたい。

## 2. 宗像巖：再生への胎動

社会学者として、1980年代の漁民部落の調査を経て、水俣病事件によって破壊された風土、風景、人々の生について記述していたのは、宗像巖である<sup>2)</sup>。彼は、谷川の批判する一部の有識者と同じではないと筆者は理解している。なぜなら、彼はなるべく多くの異なった日常生活の場面にふれるために、ボラ漁に漁民と出かけたり、鍼灸治療に行く漁民を自動車で送ったりしながら、「自分は水俣世界の外部からの訪問者であることを自覚し続けながら、この漁村世界の生活者にとっては、ほとんど自明の事実となっている自然観、死生観、先祖観、倫理観などを学びとろうと努力し」（宗像巖、1983b、p.178）て、4年間の調査を実施したからである。

彼は、廃液が海に流入している様を目の当たりにした漁師の衝撃に触れながら、「漁民にとっての海は、単なる物的自然を越えたものである。海は漁民の心の中にひとつの世界観、宗教の世界を形成する上で重要な基本的な存在枠であったのである」（宗像巖、1983b、pp.175-176）と表現している。

漁民の日常生活に参加して行くと、これらの人々の心の中では自然の存在がきわめて重要な意味を持つものであることがしだいにわかってくる。自然は現実の生活の糧を得

る場所といったものだけではない。心象風景としての自然の持つ象徴的意味—水俣漁民にとっての自然世界の中心は美しい不知火内海であるが—それは人々の魂に深い感動を与える宗教的意味を帯びた対象である。海面にさまざまな模様をえがく潮の流れ、魚介類の生命の誕生、瀬の急流を潜って外海から訪れてくる魚類、あるいは、四季の異なる風とさまざまな雲の形態などは、いずれも漁民にとってこの宗教性をおびた自然世界の存在の輪郭を形成している。御所浦島、獅子島、長島、上島や下島など天草諸島のくり広げる美しい絵画的構成を持った風景は、この地に生まれ、長年月にわたり海を身近に感じて生活してきた漁民の心の奥に、不思議な安定感と永遠性を感じさせる世界を構成してきているのである（宗像巖、1983b、pp.178-179）。

たとえば、季節のさまざまな風に「はえんかぜ」「やすみかぜ」「やまごし」などの名前をつけ、出漁や休止などの状況判断を行う手がかりとする。また、その海は生きる糧となる漁業の場のみならず、「漁民の心に存在の方位感覚と実存的な安らぎをあたえる」ものであり、「苦しい時は親にすがりにゆくような気持ちで海に出てゆく」「海の風は自分の涙を吹き払ってくれる」（宗像巖、1983a、p.101）ところである。

彼の分析は、人間と自然の関係、人間と人間の関係、人間とモノの関係という三層構造による世界観の象徴分析であり、その詳細はここでは割愛するが、人間と自然の関係は、漁民部落の人々が映し出す風景にあらわれている。これは、和辻—ベルクの風土論で見てきたように、その自然との関係において自身の存在を了解してきた風土の感覚的な表現であった。それは、漁民部落で祖先から蓄積されてきた、ベルクの言葉でいえば、自然的でもあり文化的でもある、主観的であり客観的でもあり、集団的でもあり個人的でもある。そして、その間で生成される風土あるいは風景は、水俣病事件によって一変した。

しかしながら、宗像によれば、その風土、風景を生み出していた人間と自然の強固な関係性は失われていなかった。「チッソによる環境破壊は人間の身体、自然の生態系に集中し、住民の倫理感性と象徴自然の大部分は破壊されずに残されていた。被害者は受苦のさなかで連帯をくみ、身体の痛みと戦い、親しい者の受難を越え、犠牲者の霊にたいする供養をつづけながら、村の生活の再建に努力してきた」（宗像巖、1983a、p.144）。

それは、その基層構造である人間と自然の連続する世界観とともに、水俣病という受難を経て、平等観、連帯観などの倫理規範が表出されたものだと宗像は分析している。

さらに、すでに再生へ向かう力として、次のような新しい試みが始まっていたことも記述されている。

水俣病被害者のあいだでは、伝統的な自然連帯観を継承しつつ、自然と共生する生活様式を模索する試みがはじめられている。乙女塚南畝、反農薬水俣袋地区生産者連合、水俣病患者家族果樹同志会、さらに水俣生活学校は、小規模ながら水俣で新しい生活様式を実践の中から創り出してゆく試みである（宗像巖、1983a、pp.144-145）。

このように、自然との強固な関係性が、再生へ向かう力を備えていたことが、宗像によって示されていた。この宗像による分析に、石牟礼が「通路をつくって下さった」（石牟礼道子・宗像巖他、1983、pp.202-203）との謝辞を述べていたのも、先述した石牟礼の生類世界への直観が、社会学的分析で示されたからであろう。別稿（萩原2009、萩原2012、萩原2018）で論じたが、水俣病事件が政治的和解で幕引きされようとするときに、この再生に向かう力の一つが、石牟礼の思想と共鳴する患者有志で作られた「本願の会」として結実していく。中心的なメンバーである緒方正人は、「チツソは私であった」<sup>3)</sup>との深い覚知から、認定申請運動から離れたのちに、加害者／被害者の別を超えて「もやい直し」を呼びかけ、独自の活動を実践している。

### 3. 地元学：吉本哲郎

水俣病事件によって破壊された地域再生に、行政と市民の協働によって、熊谷（熊谷2022）も記すように、風土からアプローチしたと言えるのは地元学の実践であろう。

地元学は吉本哲郎によって創出されたもので、彼は、『『環境創造みなまた推進事業』の時期や吉井市政で『もやい直し』へのキーパーソンとなる人物』である。彼は、1971年、市役所に入職後、20年間都市計画課に在籍した（石原明子、2024、p.18）。

吉本は、一般的な町おこしの失敗の理由は、地域固有の文化の把握がなく、生活文化創造の姿勢の欠如だという仮説を立てている（吉本哲郎、1995、p.116）。したがって、「地元学とは、地元の人々が主体になって、地元を客観的に、よその人の視点や助言を得ながら、地元のことを知り、地域の個性を自覚することから始まり、外からのいや応ない変化を受け止め、または内発的に地域の個性に照らし合わせたり、自問自答しながら考え、地域独自の生活（文化）を日常的に創りあげていく知的創造行為だということ」（吉本哲郎、1995、p.118）となる。

具体的には、地元の人によって水の経路図作りや、地域資源マップ作りなどを行う営みが挙げられるが、それを通して、ないものではなく、足元にあるものに気づくまなざしが開発されていくのである。

たとえば、水の経路図作り。これは、海、山、川をつなぐ水に着目して、地区の住民組織「寄り会みなまた」と市職員の協働によって、地元の人自身で、水のゆくえを調べるものである（吉本哲郎、1995、pp.143-144）。「経路」の比喩からわかるように、彼は、地元を生命体にたとえる。健康とは血のめぐりがいいことから、水めぐりをよくしていくにはどうしたらいいのか、環境再生のツボ（経路）はどこかを探し出していく（吉本哲郎、1995、p.144）。

さて、いかにして彼が地元学を創出する発想に至ったのか。それは、まず、地元の海から離れた場所で育った彼が、世界や日本を旅することで水俣病事件を抱える地元を再発見していったからであろう。そして、「水俣病患者の世界観に縄文時代を感じてしまった」（吉本哲郎、1995、p.201）ことへの衝撃である。1万年も続いた縄文時代と、日本人の精神基盤に興味をもっていった彼が、漁師夫婦に「ともかく強烈に海や川や森と共に生きていた縄文時代

を感じてしまった」(吉本哲郎、1995、p.87)。ここで示されている世界観は、石牟礼の思想や宗像の分析で見えてきた世界観である。こうして、彼自身が地元の風土を新たに主体的に捉え直し、そして、住民協働へと働きかける。自身がそうしたように、住民に、自らが含まれる風土の再発見を促す方法が地元学といえる。

彼が具体的に行った最も重要な点と言えるのは、「環境」という言葉を使わない住民の生活実感の「つぶやき」を、行政の「環境」「地域再生」の言葉に接続していったことだ。

農業や林業、漁業など海や山を相手に働いている人は、「環境」という言葉はほとんど使わないが、住民の「川の水が汚れた、緑鳩(あおぼと)がおらん、・・・」など、手先、足先で知った具体感のあるつぶやきを注意深く集めた(吉本哲郎、1995、p.148)。そして、その変化に含まれる住民自身による主体の再発見が導かれ、それを行政の事業で用いる「自然」「環境」という言葉に接続させていった。こうして、吉本は住民とともに、水俣病事件を経た風土の再構築を試みたのである。

#### IV 水俣の風土による「経験の仕方」の個別性、地方性

以上、3つの視点から、水俣病事件を風土から捉えるアプローチを概観してきた。ここで捉え直してみたいのは、風土と主体の関係である。主体は、地元学の事例で明らかのように、自らが含まれる風土において、新たに再構築されていることである。吉本にとっても「当たり前」であった地元は、旅を通して、そして、水俣病患者である「海の民」である漁師の緒方正人、杉本夫妻たちとの出会いによって、地元の風土を相対化し、これまでとは異なるまなざしを獲得する。

さらに、吉本は、「杉本さん夫妻は水俣病の業苦の中から『魚のお陰で暮らしている。自然に生かされている。』との感覚を身につけているし、緒方正人さんも海に出て、漁を再び始める暮らしの中から『もやい直し』や『癒し』という言葉を使っている」(吉本哲郎、1995、p.124)と言い、彼らの自然環境との共生の在り方を先生として学んでいる。すなわち、彼は、こうして、自らを含む風土における新たな主体を構築していったと言えよう。そして、それを地域の住民に地元学という方法論を通して、同様に、当たり前で何もないものとして風土に沈潜していた人々が、自らを含む風土に新たなまなざしを向けはじめる。

一方、吉本が出会い、学んだ緒方正人や杉本夫妻らも、いち早く、彼らの風土で、彼ら自身が新たな主体を構築させていた。緒方正人は認定制度を問い直し、責任とは何かを問い続けた結果、「チツソは私だった」という加害／被害を超えた覚知に至る。その言説と実践は、患者支援運動とは別に、「もやい直し」を呼びかけ、石牟礼道子らと「本願の会」の創設に至った(萩原2009)。

網元だった杉本夫妻も、部落での差別など壮絶な体験を経ながらも、「のさり」や「水俣病は私の守護神」などの語り部活動により、「もやい直し」事業の指揮をとった、当時の吉井正澄市長に強烈な影響を与えた(吉井正澄、2016)。

このように、彼らも、その育まれた風土に沈潜するのではなく、それぞれ水俣病事件を通して固有の体験を経て、その風土に生きる自身の主体を再構築していたと言える。

さらに、石牟礼の作品は、そうした彼らの思想発信の主旋律、ときには伴奏であったと言えよう。水俣の方言を交え、不知火海の世界の地方性・個別性と、そこから昇華された人間の尊厳や近代化への問いという普遍性を併せ持つ作品は、彼女の支援活動の実践とともに、広く表現され、高い訴求力をもっていた。

そして、外部の社会学者・宗像巖は、杉本夫妻ら漁民部落にみられる、人間と自然の連続感、吉本の言葉でいえば「縄文時代」に連なる世界観から、危機的状况に表出される倫理性を描出していた。そして、彼はそれに「再生の胎動」を見出していたのだった。すなわち、このような石牟礼の思想や、緒方正人、杉本夫妻ら漁民部落の風土で生きる彼らが、その風土から新たな主体を構築していく様こそが、再生への胎動の一つであったと言える。そして、それが吉本による地元学創出の導き手となって、吉本ら漁民部落ではない農村部や山間部の人々が生きる風土においても、そこから新たな主体を再構築していったのである。

そもそも、風土と一体となって、そこに沈潜している主体、とくに日本の風土的主体は、ベルクの指摘するように、主語のない述語を重視する「場」の論理が優先される（オギュスタン・ベルク、1992、p.355）。したがって、熊谷が概括したような、高度経済成長の風土が「自然」（おのずからしかり）であれば、それに反対することは不自然であるし、チツッが支配する街場の風土の中ではそこで突出した主体は生じづらい。多くは、その風土に沈潜して、その場の論理と調和していく、その自然にある。

その中で、水俣病事件が起こった。谷川は「『水俣病でない水俣』に関心がない人は、水俣の先住民の沈黙が分からない。なぜ水俣の人が黙っているのか、なぜ声を上げないのか分からない」（谷川健一、2006、p.21）ことに触れて、「水俣病患者とその家族はもちろん、水俣の一般市民も水俣の風土が受けた傷にじっと耐えながら口をつぐんでいる」（谷川健一、2006、p.22）のだと言った。こうした水俣の風土に沈潜している多くの人々のなかで、口を開く主体となるためには、その風土から新たに主体を再構築する必要があったのであろう。

被害者らが固有名で声をあげ、闘争、裁判に至る、降りるなどの道筋も切り拓いていった過程には、このような風土的主体の再構築がなされたと考えられる。本稿ではフレームワークのみで、その詳細を十分叙述することはできないが、水俣の風土に生きる人々が、それぞれの場所から、主体を新たに構築した「結果」こそが、さきに除本の指摘した水俣病事件の普遍的意義の2点を貫くものであろう。人と自然の関係が破壊されることで普遍的ないのちの価値が照射されたこと、そこから再生する人々の道筋がわれわれに災害などの復興の教訓となるという普遍的意義は、風土から再構築された主体が導出したものである。

本稿では、水俣病事件の固有性が、その普遍的意義に至る道筋にあるとの仮定から、その固有性に風土との関連を見ることが出発点だった。結論として明らかになったことは、普遍的意義を導出してきたのは、その場所に生きるそれぞれの人々であり、彼らの経験の仕方＝新たな主体の構築が水俣の固有性であるということである。たとえば、宗像が分析した不知

火海の漁民部落の風土における人と自然の関係性は、日本にも世界にも類似した地域は数多くあるだろう<sup>4)</sup>。しかし、顕著な固有性は、何より、その風土の内側から加害／被害を超える新たな主体、加害者を許す主体、自然と連続している自己認識を得る主体がそれぞれの葛藤を経て、次々に再構築されてきた、という点である。彼らが新たな言説を発信し、それに呼応する地元学のような風土の内側からの実践が登場してきたということである。もちろん、今回言及しなかった多くの再構築された主体の存在がそこにあったことは言うまでもない。

そこで、改めて、なぜそれが水俣で可能だったのだろう。筆者は、谷川が批判する一部の外部の支援者・有識者らも含めて、彼ら外部のまなざしや存在があったからこそ、ではないかと考える。それは、地元学で吉本が「風」<sup>5)</sup> というように、外からの眼差しを受けてはじめて、地元が新たに見出せるといったことにも通じる。実際、孤立していた漁民部落の被害者が裁判に向けた道を開いていくのは、「告発する会」のような外部の支援者たちの力が大きかった（萩原2018）。さらに、もちろん、医師や専門家をはじめとして、カメラマンやジャーナリストら、外部者が初期から水俣を訪れていたことが、水俣の風土の痛みに耐えていた人たちに、固有名を出して新たな主体の構築を促したかもしれない。さらに、除本（2020）が地域固有の価値を創造する事例として挙げた、修学旅行誘致や甘夏販売についても、支援に訪れた外部者が定住して実践しているものである。このように、風土の外部者からのまなざしや存在を受けて、ダイナミックな通態性により、変化しつづける風土の新たな主体が生まれてきたのだろう。

## V 展望

本稿では、風土の概念から水俣病事件の普遍性・世界性と個別性・地方性について考察を試みた。水俣病事件を経た「結果」としての普遍性・世界性の一方で、水俣病事件の経験の仕方こそが、水俣の個別性・地方性をもつものと捉えた。それは水俣の風土と調和して、沈潜していた主体を再構築させ、顔と固有名を出して「語る」主体とさせたのだ。緒方や杉本夫妻、そして吉本らは、まさに外部からの支援や刺激を経ながら、歴史的な変化を受け、自然との関わりの通態的な生き生きと交差する次元で、彼らの主体を再構築させて、語りを発信し続けた。それがさらなる外部者を呼び込み、通態性がますます拡大、ダイナミズムを増していく。その往還が、今でも、水俣病事件の普遍性への探求と、個別性への関心と呼び寄せ続けるのではないか。

本稿で最後に展望としてあげたいのは、上記のような風土の通態性のダイナミズムを可能にしてきた最も大きな要因として、石牟礼道子の作品と存在を考察することの必要性である。

花崎皋平によれば、「彼女の思想の原点はいうまでもなく水俣病である。水俣から文明を考え、水俣から宗教を考え、水俣から人類が生きなおすモラルを考え直す。水俣が、人間愛、哲学、科学を問い直すことをうながしている」（花崎皋平、2012、p.51）というように、生類世界を描く石牟礼の思想そのものに、個別性・地方性を有した水俣からの普遍性・世界性

が貫かれている。

地方に生きた風土の作家・石牟礼は、風土にそもそも沈潜できなかった、それがゆえに風土の調和を希求しつづける風土の主体であったと言える。彼女と伴走してきた渡辺京二が、「彼女の視界にある世界は、自然も人間も調和から遠く、原初的な不幸、孤絶、不調和に宿命づけられている。世界はひき裂けている。・・・そこから彼女は歩み始めた」（渡辺京二、2019、p.19）と言うように、前近代と近代の間を通態する主体であったと言える。

この石牟礼の作品と実践が、水俣の前近代と近代を通態化する風土の言語となり、緒方正人や杉本夫妻の主体の再構築を支え、その語りの発信を伴奏／伴走しつづけた。さらに、石牟礼の作品が外部者に大きな影響を与えたからこそ、水俣に多くの外部者が支援に訪れた。

これには、さらに精緻な論証が必要であるが、水俣病事件の普遍性・世界性と個別性・地方性を考察する上で、彼女の思想と表現、実践の重要性は改めて考察する必要がある。

#### 注

- 1) 谷川雁（1995）では、水俣病の地方性なき世界性の未来を懸念している。
- 2) 彼は、石牟礼によって招聘された不知火海総合学術調査団の一員として、漁民部落の茂道を単独で行っていた。その成果は、宗像巖（1983a）にまとめられている。
- 3) 緒方正人『チッソは私であった』葦書房、2001。
- 4) 日本では、花崎（2012）はアイヌとの類似性を指摘する。また、北米先住民のあるコミュニティで生じた環境汚染の草の根活動の民族誌（エリザベス・フーパー）では、土地や川とつながるその風土で生きる人々の生存と外部者との協働が描かれている。
- 5) 吉本は、外部のまなざしを「風」と呼び、地元学を構成する要素としている。

#### 参考文献

- 石原明子「都市計画・建築計画と『もやい直し』」『建築ジャーナル 地域研究「水俣」』1356、2024、pp.17-19。
- 石牟礼道子『苦海浄土』講談社、1972。
- 石牟礼道子・宗像巖他（討論）「意識する宗教とは」門脇佳吉・鶴見和子『日本人の宗教心』講談社、1983。
- 伊藤洋典「風景への帰属、あるいは帰属の風景」『熊本法学』122、2011、pp.221-250。
- 緒方正人『チッソは私であった』葦書房、2001。
- 熊谷圭知『つながりの地理学 マイノリティと周縁の地誌』古今書院、2022。
- 谷川雁『北がなければ日本は三角』河出書房新社、1995。
- 谷川健一『水俣学ブックレットNo.1 水俣再生への道～谷川健一講演録～』熊本日日新聞社、2006。
- 萩原修子「語りえなさに耐える：水俣病事件がもたらした宗教と倫理の回路」『宗教研究』83(2)、2009、pp.289-312(577-600)。
- 萩原修子「生み落とされることば、手渡されていくことば：水俣病事件と『本願の会』」『宗教研究』86(2)、2012、pp.203-230(393-420)。
- 萩原修子「水俣病事件と『もう一つのこの世』」『現代宗教2018』国際宗教研究所、2018、pp.111-132。
- 花崎皋平『天と地と人と 民衆思想の実践と思索の往還から』七つの森書館、2012。

- フーバー、エリザベス著、下田健太郎・飯島力・香室結美訳、『川は私たちの中に 先住民モホークの環境汚染との闘い』花伝社、2023。
- ベルク、オギュスタン著、篠田勝英訳、『風土の日本 自然と文化の通感』、ちくま学芸文庫、1992。
- ベルク、オギュスタン著、三宅京子訳『風土としての地球』、筑摩書房、1994。
- 宗像巖「水俣の内的世界の構造と変容—茂道漁村への水俣病襲来の記録を中心として」色川大吉編『水俣の啓示—不知火海総合調査報告（上）』筑摩書房、1983a。
- 宗像巖「水俣問題に見る宗教」門脇佳吉・鶴見和子編『日本人の宗教心』講談社、1983b。
- 除本理史「現代資本主義と『地域の価値』—水俣の地域再生を事例として」『地域経済研究』38、2020、pp.1-16。
- 吉井正澄『「じゃなかしゃば」新しい水俣』藤原書店、2016。
- 吉本哲郎『私の地元学 水俣からの発信』NECクリエイティブ、1995。
- 吉本哲郎「風に聞け、土に着け—風と土の地元学」『現代農業』5、2001、pp.190-254。
- 渡辺京二『預言の哀しみ—石牟礼道子の宇宙Ⅱ』弦書房、2018。



## 司法と行政における水俣病認定の判断基準の乖離

平郡 真也

熊本学園大学水俣学研究センター客員研究員

### I はじめに

「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下、公健法）に基づく水俣病の認定申請処分状況（熊本県分）をみると、ここ10年間で、水俣病と認定された患者は申請者のうちの1%を下回り、棄却された患者が圧倒的多数を占める。2024年11月末現在、申請者総数22,124名、認定者総数1,759名、棄却者総数13,104名、未処分者数289名である（熊本県のホームページ：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/48/50008.html>、2024年12月25日最終閲覧）。他方、最近の裁判例（損害賠償請求事件）では、多数の原告が水俣病と認められている。

こうした行政と司法との間で患者認定をめぐる判断が大きく分かれる事情の背景には、それぞれが採用する水俣病認定の判断基準の<sup>乖離</sup>の違いがある。

そこで本稿では、4つの裁判例（2013年最高裁判決、ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟判決、同熊本訴訟判決、同新潟訴訟判決）における判断基準と行政における判断基準を比較検討することにより、司法は、患者認定の範囲を積極的に広げているのに対し、行政は、その範囲を限定し狭めている点を明らかにしたい。併せて、被害全貌の解明を図ろうとしない行政による認定制度運用の問題点を指摘する。

ノーモア・ミナマタ第二次訴訟の3つの判決について全体的な評価をする場合、熊本判決及び新潟判決が、法的因果関係の判断に当たり疫学的因果関係を採用しなかったこと、熊本判決が、原告ら144名のうち25名しか水俣病と認めず、しかもこの25名についても除斥期間の適用により損害賠償請求を棄却したこと、新潟判決が、行政認定されていない45名のうち26名しか水俣病と認定しなかったことや国の責任を認めなかったこと、近畿判決及び新潟判決が請求賠償額の全額を認めなかったことなど批判すべき点は多々ある。

しかし、本稿では、判断基準及び病像論に絞っての評価を試みたため、こうした問題点全般にわたって言及していない。

### II 2013年溝口訴訟・F訴訟最高裁判決（2013年4月16日）

#### 1. 訴訟の経過、判決の概要

##### 1) 溝口訴訟

熊本県水俣市袋で出生、居住した溝口チエは、1974年8月に「公害に係る健康被害の救

済に関する特別措置法」(救済法、公健法の前身)に基づく認定申請を行ったが、検診が終了しないまま1977年7月に死亡。熊本県知事は、未検診死亡者につき実施するとされている生前受診していた医療機関に対する調査・資料収集を行わず、死亡から21年が経過した1995年8月、医学的判断ができる資料がそろっていないとの認定審査会の答申を受けて、認定申請を棄却した。

チエの次男である溝口秋生(以下、秋生)は、環境庁長官(当時)に対し、同処分の取消しを求めて行政不服審査請求をしたが棄却裁決が出たため、2001年12月、熊本県知事を被告として申請棄却処分の取消しを求めて訴えを提起、2004年の行政事件訴訟法改正後に熊本県を被告とする認定処分の義務付けを求める訴えを追加した。その中で、原告の秋生は、亡母チエについて、生前の検診の遅れ、死亡後の医療機関調査の不実施、処分の異常な遅れという手続上の誤りとともに、生前の医学資料(申請時の診断書)からは四肢末端優位の感覚障害のみの症候しか認められなくても水俣病と認定されるべきだと主張した。

一審の熊本地裁判決(2008年1月25日)は、チエには水俣病であったことを示す症候が認められないとして、取消請求を棄却、義務付け請求を却下した。秋生が控訴したところ、控訴審の福岡高裁判決(2012年2月27日)は、チエには四肢末端優位の感覚障害が認められ、その感覚障害はメチル水銀ばく露によるものであるから、チエは水俣病に罹患していると認められるとした上で、両請求を認容した。

これに対し、被告が上告したが、最高裁判決(2013年4月16日)は、原審の福岡高裁判決は是認できると上告を棄却。これにより福岡高裁判決が確定したのを受け、熊本県知事がチエは救済法上の水俣病と認定した。

## 2) F 訴訟

水俣出身のFは、1978年9月に公健法に基づく認定申請を行ったが棄却された。続けて異議申立てを経て、公害健康被害補償不服審査会に対し行政不服審査請求をしたが、同審査会は棄却裁決をした。そこでFは、2007年5月、熊本県等を被告として処分の取消し、認定処分の義務付けを求めて出訴した。

一審の大阪地裁判決(2010年7月16日)は、Fにみられる症候は四肢末端優位の感覚障害のみであるが、水俣病に罹患していると認められるとし、両請求を認容した。被告が控訴したところ、控訴審の大阪高裁判決(2012年4月12日)は、Fは水俣病に罹患しているとは認められないという認定審査会の判断に従った県知事の棄却処分は適法であるとして一審判決を取り消した。

これに対し、Fが上告した(死亡したため、子が手続を承継)。最高裁判決(2013年4月16日)は、原審の大阪高裁判決の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令上の違反があると破棄し、審理を大阪高裁に差し戻した。すると、被告が控訴を取り下げたため、一審の大阪地裁判決が確定し、熊本県知事がFは公健法上の水俣病と認定した。

## 2. 2013年最高裁判決が示した判断基準・方法

溝口訴訟・F訴訟に係る2013年最高裁判決は、公健法に基づく行政訴訟、損害賠償請求訴訟等を問わず、司法における統一的な水俣病認定の判断基準・方法を示した。

すなわち、「裁判所において、経験則に照らして個々の事案における諸般の事情と関係証拠を総合的に検討し、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無等を審理の対象として、申請者につき水俣病のり患の有無を個別具体的に判断すべきものと解するのが相当である。」「個々の具体的な症候が水俣市及び葦北郡の区域において魚介類に蓄積されたメチル水銀という原因物質を経口摂取することにより起こる神経系疾患によるものであるという個別的な因果関係が諸般の事情と関係証拠によって証明され得るのであれば、当該症候を呈している申請者のかかっている疾病が水俣市及び葦北郡の区域に係る水質の汚濁の影響による特異的疾患である水俣病である旨の認定をすることが法令上妨げられるものではないというべきである。」と、水俣病の認定という判断は、当該患者について、個々の具体的な症候とメチル水銀ばく露との間の因果関係が存することが証明された場合に行うべきであるという原則を述べた。

そして、「都道府県知事が行うべき検討は、大気汚染又は水質汚濁の影響によるものであるかどうかについて、個々の患者の病状等についての医学的判断のみならず、患者の原因物質に対するばく露歴や生活歴及び種々の疫学的な知見や調査の結果等の十分な考慮をした上で総合的に行われる必要があるというべきであるところ、公健法等にいう水俣病の認定に当たっても、上記と同様に、必要に応じた多角的、総合的な見地からの検討が求められるというべきである。」と認定の判断方法を示した。この中で、個々の患者の病状等についての医学的判断だけでなく、個々の患者のばく露状況や生活歴、さらに一般的な疫学的知見や疫学調査の結果を考慮すべきであるとした点が重要である。

また、「昭和52年判断条件に定める症候の組合せが認められない四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はないところ」、「上記症候の組合せが認められない場合についても、経験則に照らして諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無等に係る個別具体的な判断により水俣病と認定する余地を排除するものとはいえないというべきである。」と、臨床上把握し得る神経症候が単一である場合（四肢末端優位の感覚障害のみの場合がこれに当たる）であっても、メチル水銀ばく露との間の個別的な因果関係が認められるのであれば、水俣病と認定するべきであると明言した。

## 3. 溝口訴訟福岡高裁判決等が定式化した判断基準

2013年最高裁判決が示した判断基準を、より具体的に定式化したのが、F訴訟大阪地裁判決（2010年7月16日）、溝口訴訟福岡高裁判決（2012年2月27日）及び新潟義務付け訴訟東京高裁判決（2017年11月29日）である（いずれも確定）。

この3つの判決は、水俣病において四肢末端優位の感覚障害は最も基礎的、中核的な症候

であること、臨床所見として把握し得る神経症候が四肢末端優位の感覚障害のみである症例も存在することを踏まえて、「メチル水銀に対するばく露歴等の疫学的条件を具備する者について、メチル水銀ばく露歴に相応する四肢末端優位の感覚障害が見られ、当該感覚障害が他の原因によるものであることを疑わせる事情が認められない場合には、当該感覚障害はメチル水銀の影響によるものである蓋然性が高いというべきである。」と判示した。

すなわち、①メチル水銀ばく露歴があり、②水俣病の病像と整合する四肢末端優位の感覚障害が認められ、③その感覚障害がメチル水銀以外の他原因によるものであることが明白でない場合には、当該感覚障害がメチル水銀曝露に起因する蓋然性が高い（当該感覚障害とメチル水銀との間の個別的因果関係が認められる）、よって、その患者は水俣病と認定されるべきである、という判断基準である。

### Ⅲ ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟判決（2023年9月27日）

#### 1. 訴訟の経過、判決の概要

かつて不知火海沿岸に居住し、近畿地方に移住した患者ら128名が原告となって、2014年9月、国、熊本県及びチッソ株式会社を相手取り、一人につき450万円の損害賠償を求める損害賠償請求訴訟を提起した。原告らは、2009年制定のいわゆる特措法による救済を受けていない者らである。

2023年9月27日の大阪地裁判決は、原告ら128名全員が水俣病に罹患していると認定した上で、一人当たり275万円（慰謝料250万円、弁護士費用25万円）の損害賠償を認めた。これに対し、被告ら、国・熊本県の責任が否定された6名の原告が控訴し、現在大阪高裁で係属中である。

#### 2. 判決が基礎とする病像論

##### 1) 感覚障害のみの水俣病の有無及びその評価

判決は、「感覚障害、特に表在感覚障害は、慢性水俣病に典型的にみられる症候」（150頁）であり、「感覚障害のみの水俣病の頻度が低いということとはできない。」（196～204頁）と評価した。

##### 2) 感覚の乖離（3つの感覚が全て低下しない）、感覚障害の分布・範囲

判決は、「被告らは、水俣病では、表在感覚、深部感覚及び複合感覚のいずれもが低下（鈍化）するのが通常であり、表在感覚のみ、又は表在感覚のうち痛覚や触覚のみが低下している場合には、水俣病による感覚障害である蓋然性を低下させる旨主張」したが、水俣病認定患者100例を対象とした内野医師らの研究報告によれば、「表在感覚障害を認めた例は95例（95%）であったのに対し、深部感覚障害を認めた例は51例（51%）にとどまったこと、四肢末梢優位の感覚障害の中でも、触覚鈍麻のみのもの、痛覚鈍麻のみのもの、触覚鈍麻と痛覚過敏を示すものが一定数あったことが認められる」ことから「表在感覚の

み、又は表在感覚のうち痛覚や触覚のみが低下していることをもって、水俣病による感覚障害である蓋然性を低下せるとする被告らの主張は、採用することができない。」と斥けた（152～153頁）。

また、「水俣病は、…被告県の認定審査会の関係者が作成した審査会資料説明書には、多少の左右差は見られることもあるが、全く半身性のことはない」と記述されている。（150頁）と、感覚障害の分布には左右差がみられることがあると認定した。

### 3) 所見の変動

判決は、「少なくとも脳がメチル水銀によって受けた損傷の程度が相対的に軽い場合には、…機能が回復する可能性は否定されないと考えられる」こと、また、「感覚検査の性質上、被検者の疲労感や、医師の技術、異なる部位の刺激に対する感覚の違いが微妙であった場合に被検者がこれを正確に表現することには限界があることなどから、異なる機会に行われた感覚検査の結果が一定程度変動することがあり得ると考えられる」こと、症候の変動を裏付ける研究報告も存すること（254～256頁）から、「感覚障害や運動失調等の症候が経時的に一定程度変動することは、直ちに器質性疾患としての水俣病を否定するものとはいえない。」（258頁）とした。

### 4) 潜伏期間

判決は、「非汚染地域への転出時から症状発現時までの期間が、平均 $7.9 \pm 5.6$ 年であり、21年以上の例もあると報告されていること、水俣病認定患者において、水俣病の発症時期を推測させる重要な指標といえる四肢末梢のしびれの発症時期が、排水停止等から十数年後である者もいると報告されていること、それ以上の長期間が経過してから初発症状が出現した者もいると報告されていること」（232頁）に照らして、ばく露終了から発症までの潜伏期間が数十年以上の長期間に及んだとしても、水俣病罹患を否定する事情にはならないと判断した。

## 3. 判決が示した判断基準

判決は、「信頼できる疫学的研究によって、曝露<sup>ばくろ(ママ)</sup>と疾病との間の疫学的因果関係を示す指標である寄与危険度割合ないし相対危険度が高いことが認められる場合には、…法的因果関係を判断する上で重要な基礎資料となるというべきである。」と、法的因果関係の判断に当たり疫学的因果関係は有用、有効な資料であるとともに、こうした判断手法は、「過去の多数の公害訴訟、薬害訴訟、労災訴訟等の裁判例においても採用されてきた方法である。」と、一般的、汎用的なものであると位置づけた（153～154頁）。

その上で、水俣病の判断基準について、「メチル水銀曝露<sup>(ママ)</sup>と四肢末梢優位の感覚障害又は全身性感覚障害との間には、高い寄与危険度割合等により明らかな疫学的因果関係が認められることから、個別の本人患者が水俣病に罹患しているか否かを判断するに当たっては、メチル水銀曝露<sup>(ママ)</sup>の事実が認められ、かつ、上記各症候のいずれかが認められること（共通診断書作成手順に定められた診断基準A又はB）を前提とした上で、他の症候（舌の二点識別覚

異常、口周囲の感覚障害、求心性視野狭窄、運動失調、構音障害又は難聴等)の有無、発症に至る経過、他原因の可能性の有無等の個別の事情を総合的に考慮するのが相当である。」(260頁)と判示した。なお、ここでいう「共通診断書作成手順に定められた診断基準A又はB」とは、「A 魚介類を介したメチル水銀の<sup>(ママ)</sup>曝露歴があり、四肢末梢優位の表在感覚障害を認めるもの」、「B 魚介類を介したメチル水銀の<sup>(ママ)</sup>曝露歴があり、全身性表在感覚障害を認めるもの」を指す。

そして、この判断基準を各原告に当てはめる際に、上記の病像論を基礎とすること、疫学的研究によれば、「メチル水銀曝露の事実が認められ、かつ、四肢末梢優位の感覚障害又は全身性感覚障害が認められる場合には、水俣病である蓋然性が高い」(264頁)こと、「メチル水銀<sup>(ママ)</sup>曝露を受けた四肢末梢優位の感覚障害の有症者のうち専ら他原因に起因する割合は非常に低いと考えられる」(242頁、252頁)ことが前提となる。

#### IV ノーモア・ミナマタ第二次熊本訴訟判決 (2024年3月22日)

##### 1. 判決の概要

原告らは、近畿訴訟と同様に、特措法による救済を受けていない者らである。2024年3月22日の熊本地裁判決は、原告ら144名のうち25名は水俣病に罹患していると認定した。しかし、これら25名の原告らについて、民法上の除斥期間(ある権利につき、権利を行使しないまま一定の期間が経過することで、権利が消滅するという制度。不法行為による損害賠償請求権につき20年の除斥期間とする(現行民法では20年の消滅時効に改正。))の経過により、損害賠償請求権は消滅しているとして、結局、原告全員の請求を棄却した。

これに対し、原告らが控訴し、福岡高裁で係属中である。

##### 2. 判決が基礎とする病像論

###### 1) 感覚障害のみの水俣病の有無及びその評価

判決は、「四肢末梢優位の感覚障害のみを呈する水俣病が水俣病の典型例ではなく、四肢末梢優位の感覚障害のみを呈する水俣病の可能性は低いものにとどまるものということはできない。」(210頁)、「感覚障害のみの水俣病は、極めてまれであるとはいえず、症候が感覚障害のみであっても、メチル水銀ばく露との間の因果関係が認められるのであれば、水俣病であると認められる。」(212頁)と評価した。

###### 2) 感覚の乖離(3つの感覚が全て低下しない)、感覚障害の分布・範囲

判決は、「水俣病の重症例では、表在感覚、深部感覚及び複合感覚といった全感覚の低下がみられるのが原則である。」、「また、メチル水銀が、血液によって脳等に移行し、脳血液関門を通過して感覚を司る中心後回を障害し、神経細胞の脱落等が生じて感覚障害を惹起するとの機序に照らせば、表在感覚は、触覚、痛覚及び温度覚の全てが低下し、また、障害部位が左右差を示したり、片側のみに障害が出現したりすることは通常ないと考えら

れる。」(212頁)との原則を述べた。

もっとも、「メチル水銀中毒に起因する障害の程度は、重度なものから軽度のものまで多様であり、…軽症例においては、表在感覚、深部感覚及び複合感覚が一様に低下ないし鈍麻しない場合があるとしても、不合理とはいえない。」、また、「表在感覚については、内野医師らによる水俣病認定患者の研究においても感覚乖離がみられる認定患者が存在するところ、…感覚検査の性質等に鑑みれば、現象的には感覚乖離が生じているような病像を呈することもあり得ると考えられるとともに、検査所見上は、…個々人の表在感覚の分布にはばらつきがある」ことを考慮すると、「表在感覚、深部感覚及び複合感覚が一様に低下ないし鈍麻し、触覚、痛覚及び温度覚の全てが低下し、その範囲も一致しかつ両側性の場合には、当該感覚障害がメチル水銀中毒の症候であることを強める」ものの、他方で、「深部感覚が正常である場合、触覚、痛覚障害の範囲が一致していない場合であっても、直ちにメチル水銀中毒の病像と整合していないということはできず、四肢末梢優位の表在感覚障害、全身性の表在感覚障害が認められる場合は、メチル水銀中毒の病像と整合する所見があると認めるのが相当である。」(212～213頁)と、原則の考え方の当てはめ方を示した。

### 3) 所見の変動

判決は、「メチル水銀中毒による感覚障害の発生の機序に照らせば、感覚障害の所見は、一貫性、再現性をもって認められると解するのが整合的である。」と指摘する一方、近畿判決と同様に、感覚検査の性質上、検査結果に変動がみられること、実際に所見が変動する症例が報告されていることを踏まえて、「変動の内容が、数年の比較的短期間のうちに消失又は出現を繰り返す、四肢末梢優位の感覚障害が全身性の感覚障害になるなど障害の分布が大きく変化するなどして著しく安定性に欠け、感覚検査に通常伴う不安定さを超えるようなものである場合には、当該所見の信用性を否定すべきである。」と、所見の変動が水俣病罹患を否定する根拠となるのは、変動の程度・範囲が著しい場合に限られるとした(276頁)。

### 4) 潜伏期間

判決は、「メチル水銀中毒症におけるばく露停止から発症までの潜伏期間は、発見の遅発性を含めて、メチル水銀ばく露終了から概ね10年程度と考えられる。…発症までの潜伏期間が、長期にわたる場合であっても、概ね10年を超えない場合には、そのことをもって、メチル水銀曝露と症候との因果関係が否定されるものではないと解される。」(230頁)と認定した。

## 3. 判決が示した判断基準

同判決は、水俣病の判断基準について、「原告らが水俣病に罹患した者であるか否かの認定判断については、個々の原告について、経験則に照らして、それぞれの病状等についての医学的判断のみならず、原因物質に対するばく露歴や生活歴及び種々の疫学的な知見や調査の結果等の関係証拠を多角的、総合的な見地から検討し、個々の具体的な症候と原因物質と

の間の個別的な因果関係の有無等を審理の対象として、水俣病のり患の有無を個別具体的に判断すべきである。その上で、当該原告にある病状が、魚介類に蓄積されたメチル水銀という原因物質を経口摂取することにより起こる神経系疾患によるものであるという個別的な因果関係が諸般の事情と関係証拠によって証明され得るのであれば、水俣病にり患した者であると認められる。」(206頁)と判示した。

そして、この判断基準を各原告に当てはめる際に、上記の病像論を基礎とすること、さらに、各疫学調査において「ばく露群とされた地域ないし、これらの地域と同程度のばく露が推認される地域に、水俣病を発症し得る程度のメチル水銀の汚染があった期間に相当期間居住し、八代海の魚介類を継続的に多食して、ばく露終了から概ね10年以内に四肢末梢優位又は全身性の感覚障害を発症していると認められる場合は、当該症候はメチル水銀ばく露によるもの、すなわち当該原告は水俣病である蓋然性が高い」(285頁)こと、「当該原告に認められた水俣病の主要症候の全てが、被告国県の主張する他原因によって合理的に説明できない限り、当該原告に認められた水俣病の主要症候の一部についてのみ他原因の可能性あることをもって、水俣病であることの蓋然性を否定することはできない」(291～292頁)ことが前提となる。

## V ノーモア・ミナマタ第二次新潟訴訟判決 (2024年4月18日)

### 1. 判決の概要

原告らは、近畿訴訟と同様に、特措法による救済を受けていない者らである。2024年4月18日の新潟地裁判決は、原告ら47名のうち、行政認定をうけていない45名について(2名は行政認定済み)、26名は水俣病にり患していると認定し、そのほかの19名は水俣病にり患していると認めなかった。

そして、この26名の原告らにつき、民法上の除斥期間が経過しているが、除斥期間の適用が制限され損害賠償請求権は消滅していないとした上で、一人当たり400万円(慰謝料350万円、弁護士費用50万円)の損害賠償を認めた。

これに対し、原告、被告企業双方が控訴し、東京高裁で係属中である。

### 2. 判決が基礎とする病像論

#### 1) 感覚障害のみの水俣病の有無及びその評価

判決は、「四肢末梢優位の感覚障害のみを呈する水俣病が存在することは否定し得ない(四肢末梢優位の感覚障害のみを呈することをもって直ちに水俣病にり患していることが否定されるものではない)というべきである。」(134頁)、「衛藤論文<sup>1)</sup>を踏まえても、四肢末梢優位の感覚障害のみを呈する場合に、同症候が水俣病にり患したことによるものである可能性が低い(上記の9.5%程度にとどまる)とまでは断じることができない。」(135頁)と評価した。

## 2) 感覚の乖離（3つの感覚が全て低下しない）、感覚障害の分布・範囲

判決は、まず、「水俣病においてみられる四肢末梢優位の感覚障害について、表在感覚、深部感覚及び複合感覚のいずれもが低下するもので、いずれかが低下し他は低下しないこと（感覚解離）は考えられず、また、障害部位が左右差を示したり、片側のみに出現したりすることは通常は考えられない旨を指摘する文献等がある。」(139頁)と指摘したが、「あらゆる症例において、メチル水銀のばく露を受けた神経細胞が左右対称に、かつ、担当部位ごとの神経細胞につき一様に器質的病変が生じ、これにより症状を生じさせるのかどうかもまた明らかになっていない上、感覚検査の主観的側面も考慮すると、検者とのやり取りや被検者の表現の中で、感覚障害が左右対称に表現されるに至らないとか、表在感覚、深部感覚及び複合感覚のいずれかについて表現されるに至らないといった可能性もあり得るところである」(140頁)ことを踏まえ、「上記のような感覚解離や左右非対称の所見をもって、直ちにメチル水銀ばく露起因性を否定する要素とみることができず、そのことがメチル水銀ばく露以外の要因によると十分な根拠をもって疑われる場合に限り、メチル水銀ばく露起因性を否定する要素とするのが相当である。」(141頁)とした。

## 3) 所見の変動

判決は、「水俣病は、メチル水銀により神経細胞に器質的病変が生じる器質的疾患であり…器質的疾患については、特定の部位に不可逆的な病変が生じているという特徴から、通常は、当該部位に病変が存在する限りは、身体に同一の症候・所見が存在し、症候が一貫して認められることとなる。」(141頁)とする一方、近畿判決と同様に、感覚検査の性質上、検査結果に変動がみられること、実際に所見が変動する症例が報告されていることを踏まえて、「半年や1年程度の間には大幅な変動があるというだけで、直ちに水俣病の病像に合致しないと、非器質性疾患を推認させるものとは評価し得ない。」(145頁)と判断した。

## 4) 潜伏期間

判決は、「メチル水銀へのばく露が停止してから数年程度、長い場合には6、7年程度経過した後に発症する場合は、サルに係る実験の結果や機序のほか、具体的な症例に照らして、実証的な根拠がある知見ということができる。」(126頁)と認定した。

## 3. 判決が示した判断基準

判決は、水俣病の判断基準について、「本件患者が水俣病に罹患したか否かを認定するに当たっては、魚介類の摂食等を通じたメチル水銀へのばく露及びその程度（ばく露に関する要素）を踏まえ、水俣病においてみられる症候が存在するか否か（症候に関する要素）を検討した上で、経験則に照らして個々の事案における諸般の事情と関係証拠を総合的に検討し、個々の具体的な症候と原因物質であるメチル水銀へのばく露との間の個別的な因果関係の有無を個別具体的に判断すべきものである。」(93頁)と判示した。

そして、この判断基準を各原告に当てはめる際に、上記の病像論を基礎とすること、さら

に、原告患者の症候が他の疾病に起因している可能性について、「当該患者の具体的な状況等に照らし現実的なものとして説明し得るもので、なおかつ症候の部位や出現時期について矛盾なく説明し得るものかどうかを検討する必要がある。」(94～95頁)と、患者の症候が他原因によるものである(水俣病によるものではない)というためには、現実的で厳密な証明が必要であることが前提となる。

## VI 以上の判例のまとめ

### 1. 判断基準

2013年最高裁判決は、司法における水俣病認定の判断基準・方法を統一的に示し(溝口訴訟福岡高裁判決等がその判断基準を定式化した)、上記3つのノーモア・ミナマタ第二次訴訟判決は、この最高裁判決に則ったものと評価できる。

すなわち、複数の症候の組合せが認められず、単一の症候(感覚障害)しか認められなくても、水俣病と認定される場合があり、具体的には、①メチル水銀のばく露歴があり、②水俣病の病像と整合する四肢末端優位の感覚障害又は全身性の感覚障害が認められ、③その感覚障害は他原因によるものであるとの合理的、厳密な証明がされない場合には、当該感覚障害はメチル水銀ばく露に起因する蓋然性が高い(当該感覚障害とメチル水銀との間の個別的な因果関係が存することが証明される)、よって、当該患者は水俣病に罹患していると認定されるべきである、という判断基準が判例上、定着、確立している。

### 2. 病像論

ノーモア・ミナマタ第二次訴訟の3つの判決は、判断基準(上記②水俣病の病像と整合する四肢末端優位の感覚障害又は全身性の感覚障害が認められるか否か)の適用に当たり前提とする病像論において、感覚の乖離、感覚障害の分布のばらつき、所見の変動、長期間の潜伏期間等がみられることは水俣病の病像と矛盾せず、それらの所見をもって、水俣病による感覚障害である蓋然性を低下させるとはいえないと評価した。

## VII 判例と行政の判断基準の比較検討

### 1. 行政における判断基準

#### 1) 昭和52年判断条件

1973年3月の一次訴訟勝訴判決を受け、訴訟派、自主交渉派で組織された東京交渉団が、同年7月にチツソとの補償協定を勝ち取った。

それ以降、認定申請者が急増し、認定業務が滞留する状況にあって、申請患者らは、認定の遅れを問う「不作為の違法確認訴訟」を提起して勝訴し、行政の責任を追及した。これに対し、行政(環境庁)は、それまでの認定基準である「公害に係る健康被害の救済に

関する特別措置法の認定について（通知）」（昭和46年環企保第7号、環境庁事務次官通知、以下、昭和46年事務次官通知）を抜本的に改悪する「後天性水俣病の判断条件について」（昭和52年環保業第262号、環境庁企画調整局環境保健部長通知、以下、昭和52年判断条件）を、1977年7月に発出した。

昭和46年事務次官通知は、ひとつの症候であっても水俣病である可能性が否定できない場合は認定するという、メチル水銀の影響を受けた被害者をもれなく迅速に認定するという主旨だった。他方、昭和52年判断条件は、水俣病にみられる複数の症候の組合せ（感覚障害＋他の症候）を必須の要件とし、典型症候がそろわなければ棄却するという主旨であり、棄却処分を促進することにより認定業務の遅れを解消しようという狙いがあった。

その後、二次訴訟控訴審判決（1985年8月16日）、三次訴訟第一陣判決（1987年3月30日）、京都訴訟判決（1993年11月26日）、F訴訟大阪地裁判決（2010年7月16日）、溝口訴訟福岡高裁判決（2012年2月27日）等が、昭和52年判断条件は水俣病の判断基準として狭きに失し不当、不適切であると相次いで批判した。ところが、行政（環境省）は、司法からは昭和52年判断条件が否定されていない、または見直しを要請されていないと強弁し、その見直しや撤廃を行おうとしない。

## 2) 2014年新通知

2013年最高裁判決は、把握できる神経症候が感覚障害のみであっても水俣病と認定される余地があることを明示した。最高裁みずからが、当該患者に感覚障害のみしか認められない場合、複数の症候の組合せを求める昭和52年判断条件を適用して水俣病ではないと認定することは誤りであると指摘したのである。

この最高裁判決を受けて、行政（環境省）は、昭和52年判断条件に示された症候の組合せが認められない場合における総合的検討のあり方を整理するという趣旨で、「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（平成26年環企発第1403072号、環境省総合環境政策局環境保健部長通知、以下、2014新通知）を発出した。

同通知は、まずばく露要件として、体内の有機水銀濃度（頭髮・臍帯等）、同居家族の水俣病の認定状況、本人及び家族の漁業従事歴など、厳しい要件の証明を申請者に求める。さらに、症候要件では、感覚障害につき表在、深部、複合の3つの感覚がすべて低下することや左右対称性であるという病像論、ばく露終了から症候の発症までの潜伏期間は1年以内という知見を盛り込んでいる。そして、ばく露と症候との因果関係の判断に当たり、確認できる症候が感覚障害のみでは「水俣病である蓋然性が高いと判断するのは困難である」という考え方を踏まえるべきだとする。

つまり、2014年新通知は、昭和52年判断条件を維持したまま、実質的には感覚障害のみでは認定しないようしぼりをかけており、2013年最高裁判決に従うどころか、逆に同判決を形骸化させるものにほかならない。

## 2. 司法と行政の判断基準及び病像論の乖離、不統一

以上から、判例では、メチル水銀ばく露歴及び感覚障害が認められれば、その感覚障害はばく露に起因する蓋然性が高いという考え方を原則として、この高いばく露起因性を否定するためには他原因によるものであるとの厳密な証明が必要だとする。つまり、感覚障害のみであっても水俣病と認定する範囲を積極的に広げる判断基準である（もっとも、裁判となれば、損害論の立証、多額の訴訟費用、確定までの長期間経過など、被害者に過大な負担を強いることになる）。

これに対して、行政は、複数の症候の組合せを原則とし、感覚障害のみであれば水俣病である蓋然性は低いという考え方を踏まえて、厳しいばく露要件と症候要件の証明を求める。つまり、感覚障害のみであれば水俣病と認定しない、あるいは認定する範囲を限定し狭める判断基準である。

そして、判断基準の適用に当たり前提とする病像論において、感覚の乖離、障害の分布のばらつき、所見の変動、長期間の潜伏期間等につき、司法では、それらの所見は、直ちに水俣病り患の蓋然性を低下させる消極事情には当たらないとしているのに対し、行政は、逆に、同蓋然性を低下させる事情と位置付けており、判断基準の適用という局面においても、行政の患者認定を歪める方針は一貫している。

## Ⅷ 結語－行政による認定制度運用の問題点

「公健法上の水俣病認定患者」と「実態としての水俣病患者」とは別の概念であることに注意を要する。前者は、公健法に基づいて本人が認定申請を行い、行政が当該申請者について検診－審査した上で、認定処分とした患者を指す。行政は、この「公健法上の水俣病認定患者」しか水俣病患者と認めていない。

その一方で、メチル水銀のばく露を受け、水俣病特有の症状を発症している患者（＝「実態としての水俣病患者」）であっても、本人が認定申請しなければ、さらに、認定申請をして厳しい判断基準に合致して認定されなければ公健法上の水俣病患者とは認められず、放置された状態となる。ところが、本人が認定申請すること自体が偏見や差別が根強い中で容易ではなく、また行政は、本人申請主義を盾に取り不知火海沿岸住民を対象とした患者の掘り起こし、<sup>しっかい</sup>悉皆健康調査を行おうとしない。そのため「公健法上の水俣病認定患者」の背後には、ほう大な未申請、未認定のままの「実態としての水俣病患者」が潜在する。

改めて水俣病事件における患者認定制度の歴史をひもとけば、行政は、本人申請主義を口実として未申請の患者を放置し、さらに、司法からの再三の批判も無視して不当な判断基準や病像論を採用・維持することにより公健法上の認定患者を絞り込むなど、「実態としての水俣病患者」の全面的な認定－被害全貌の解明を図ってきたとは到底いえない。

こうした行政の姿勢は、最近の司法の動向と対比することによっても、より一層鮮明になるのではなからうか。

注

- 1) 衛藤光明・岡嶋透「水俣病の感覚障害に関する研究—一部検例から見た感覚障害の考察—」熊本医学会雑誌、68巻3号、1994年11月。

引用・参考文献

溝口訴訟最高裁判決

平成25年4月16日第三小法廷判決（平成24年（行ヒ）第202号）

F訴訟最高裁判決

平成25年4月16日第三小法廷判決（平成24年（行ヒ）第245号）

ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟判決

大阪地方裁判所令和5年9月27日判決

（平成26年（ワ）第9280号等、損害賠償請求事件）

ノーモア・ミナマタ第二次熊本訴訟判決

熊本地方裁判所令和6年3月22日判決

（平成25年（ワ）第554号等、ノーモア・ミナマタ第二次国家賠償等請求事件）

ノーモア・ミナマタ第二次新潟訴訟判決

新潟地方裁判所令和6年4月18日判決

（平成25年（ワ）第612号等、損害賠償請求事件）



## いわゆる「46年次官通知」をめぐって — 和田勝氏へのインタビュー

高峰 武

熊本学園大学特命教授

水俣病の認定制度をめぐる議論ではいくつかのターニングポイントがあるが、1971（昭和46）年8月7日付、環境事務次官名で出された「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について（通知）」<sup>1)</sup>という、昭和の年号をとって「46年事務次官通知」（以後、「46年次官通知」、46年通知などと表記）と呼ばれるものは、水俣病事件史の中でも画期となるものであった。

というのもこの通知は、これまで熊本県の水俣病認定審査会が行ってきた審査・判断という運用実態を正面から批判したからである。この次官通知に流れている精神、考え方は、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」<sup>2)</sup>、いわゆる救済法の趣旨を再確認し、法の趣旨を徹底させようということにあったのだが、端的に言えば、熊本県の認定審査会の審査・運用は「法の趣旨にそぐわない」という指摘に他ならなかった。

通知は、水俣病の認定申請を熊本県知事から棄却された川本輝夫氏らが起こした行政不服審査請求<sup>3)</sup>に対する裁決に関連して出されたものであるが、ここにはこの裁決と次官通知の約一カ月前の7月1日付で発足したばかりの環境庁の新しい公害行政に向かう意気込みが感じられるものでもあった。川本氏らへの裁決は、熊本県知事の認定棄却処分を取り消すとともに、「法の趣旨に沿って処分を行うべき」と判示、その「法の趣旨」について考えを説明したのが、「46年次官通知」である。

通知の背景には何があったのか。2024年9月17日、環境庁裁決と「46年次官通知」の取りまとめ、起案に当たった元同庁事務官の和田勝氏に都内の福祉社会総合研究所事務所でインタビューした。和田氏は1969年7月、東京大学法学部を卒業後、厚生省に入省した。7月入省は全共闘による東京大学安田講堂の封鎖解除などの影響で東京大学が6月卒業となったためである。厚生省の「公害部」を希望して入省した和田氏はその後、1971年7月の環境庁発足と同時に環境庁に異動した。

本稿では和田氏の「46年次官通知」の狙いと背景についてのインタビューを紹介する。「46年次官通知」はその後、当時の熊本県の認定審査会長の徳臣晴比古氏<sup>4)</sup>らが猛反発し、審査会委員の辞意を表明する事態となり、環境庁は通達の趣旨を説明する「解説書」などを示

して収拾を図ることになる。その収拾の実務的中心にいたのが、当時の和田氏の上司に当たる同庁公害保健課課長補佐の古川貞二郎氏<sup>5)</sup>だった。収拾の過程を含めた経緯について古川氏へのインタビューも既に行っており、その歴史的役割などについては別の機会に論を立てる予定だ。以下、和田氏のインタビューのやり取りである。

メモ 和田勝（わだ・まさる） 1945年5月31日生まれ、東京大学法学部卒業後の1969年7月、厚生省（現・厚生労働省）に入省し公害部庶務課に配置される。1971年7月の環境庁創設とともに環境庁に異動して大気保全局企画課に配置され、企画調整局公害保健課を兼任した。厚生省大臣官房審議官時代に介護対策本部事務局長として介護保険制度の企画立案と創設を担った。1996年12月に厚生省退官。現在、福祉社会総合研究所代表。国際医療福祉大学大学院客員教授、順天堂大学大学院客員教授。

日時：2024年9月17日

場所：福祉社会総合研究所事務所

高峰：46年通知を出そうと思った元々のきっかけは何になりますか？

和田：こういう審査請求を容認しようっていう判断は、環境庁は昭和46（1971）年7月にできるんですが、もう5月、6月のころには審査請求を認めようという考え方で、基本的には認識一致してましたよ。

高峰：何がきっかけですか？

和田：それはやっぱり現地でヒアリングをしたり、家庭を訪問したりしている中で、基本的には原田（筆者注＝原田正純医師）さんもずっと同行しておられましたけど、市役所の方も道案内には来ていたと思いますけど。そういうことを拝見している中で、その生活実態、生活を見てみると、水俣病ではない、と、有機水銀中毒に罹っていないということ否定するということはかなり難しいように思える、と。

もう1つは、県及び市、特に県ですね。県に弁明書の提出を求めるんだよね。しかし、この分野の最高の有識者っていうのかな、研究者たちのまとめた案だから違う、というそっけない返事ね。そういう人たちが一致した、一致したかな、出した結論だから問題ないんだ、ということを書いてこられたんですね。その水俣病というものについての医学的な考え方の一団の人がそういうことを言ってることは事実なんでしょう。しかし、同時に、新潟の場合と捉え方が違うんじゃないかという指摘がかなり、主張が不服審査請求で出されていたから。

高峰：新潟は認定患者の例えば視野狭窄でいうと、37%ぐらいになるんですね。ところが熊本は100%なんですよ<sup>6)</sup>。

和田：熊本県知事の判断は少し厳格にすぎるとは思いませんか。当時、椿（筆者注＝椿忠雄）先生<sup>7)</sup>にも来ていただいてお話を聞いたことがあります。

高峰：椿さんは何とおっしゃったんですか？

和田：はっきりと記憶してないけれども、色んな病態像があってもおかしくないでしょう、と。曝露されている期間とか、あるいは摂取量とか。個体差は相当違いがあるんで、症状の出方にかなりの差異があると考えるのがいいのではないかと、というのが椿さんの主張でしたよ。で、東京大学で教授をやっておられた、医学部の白木（筆者注＝白木博次）先生<sup>8)</sup>に聞いたけれども、僕のその時の疑問を聞いたんだけど、「あなたの考え方の方がどうやら良さそうですね」との話を聞いたことがありますよ。

高峰：笠松（筆者注＝笠松章）さん<sup>9)</sup>とか白木さんとかに聞いて判断された。笠松さんた

ちもそういう意見だったわけですね。通知に猛反発した熊本大学の徳臣さんたちは何にこだわったのでしょうか。

和田：この道一筋でずっとやってきたのをやっぱりそういう学問的な取り組みを否定されたように受け取られたからじゃないですかね。別に徳臣先生たちの仲間の考え方を否定したわけではなくて、捉え方に複数色々あって、決着がついた際にも医学的にまだね、とすると、補償責任かどうか別として、そういったものの、そりゃあ病態像に対する理解とか、そんなところまで行きますが、そういう部分についての議論はまだ決着ついていない、と。決着つくまでの間ともかく一定の病態にある方については医療費とか最低限の生活的な支援をするっていうのは救済法だから、認めるんでしょう、と。現行被害救済法から見ればそういうことです。というようなことを私は当時の次官である梅本（筆者注＝梅本純正）さん<sup>10</sup> なんかに話を、直接係員がいくのも普通ないですけどね、2年目のほやほやが次官に直接説明するなんて絶対ないですよ。でも次官もそう聞いて…。

高峰：あの通知は、率直な通知だと思うんですけども、やっぱり次官通知の中で自己批判って言うていいのかわ、これまで足りなかった部分もあるよっていうのを次官通知の中に、「法の趣旨の徹底、運用指導に欠ける場所があったことは当職の深く遺憾とするところであり」って言うてますよね。それなりに環境庁として当時この問題について自分たちも足りなかったところがあるよね、ってことをおっしゃってるんですよ。役所の通知として中身のある文章だと思ったんですけど。あれは和田さんたちが書かれた…。

和田：私が書いたんです。

高峰：それで梅本さんの異論はなかったんですか？

和田：実質、そういう判断について梅本さんも厚生次官当時にすでに…。しかし、厚生省でやろうっていう考えもあったんですよ。だけれども、せっかく環境庁ができるんだから環境庁の最初の仕事にしよう、と。だから7月早々に出した、と。基本的な方針はもうすでに厚生省で決まっていたんだけど、新任の局長、船後（筆者注＝船後正道）さん<sup>11</sup> にとっては最初の仕事。やっぱり、厳格な方ですよ。っていうので、環境庁のスタートとして、はじめは。もう毎日これでしたよ。

高峰：船後さんなり、梅本さんにすれば、出した後にああいうふうに熊本県もしくは県の審査会が猛反発することは予想していたんですか。

和田：ま、それは有り得るといって…。

高峰：それは一応意外なことではなかった。

和田：意外なことではなかった。

高峰：織り込み済みということでもあったんですか？

和田：織り込み済みの、「そうか」という感じ。だけれども…。

高峰：それは話が違うじゃないかって、怒られたんじゃないですか？

和田：ぜんぜん…怒られてない。まったく怒られてない。

高峰：しかし、当時の熊本日日新聞を見ると、徳臣さんたちがやっぱり認めないということになって、佐々委員会<sup>12)</sup>の文章を引っ張りだして、結局審査会が再開されるってことになるんですね。それはそれで、通知を出した意味はあったと、最終的には環境庁としては総括されたんですか？

和田：いや、環境庁としては基本的には、本質的にはあんまり変わってないんだと、僕は理解しましたけどね。

高峰：その後の影響としては、どんなふうに考えられました？ 出した、しかし県は反対した、委員は辞めると言った…。

和田：なんとも、だから「いいじゃないか」って医師団に相当言いましたよ。でも法律の性格上、新しく審査会を編成すればという考え、そういうことを言っておられたのもありましたよ。

高峰：でもそれはそうならなかったわけでしょう？ 慰留して。

和田：まあ、慰留しちゃって。だけれども救済法の本質的な性格はずっとこう言っておったと。

高峰：でも、それ、慰留され、佐々委員会の結論を持ち出して…。

和田：ただ、佐々委員会、この分野についての色々な当時の考え、識見のある方たちが集まってやった報告書で、病態像は言ったと。それは事実ですよ。事実だけれども、それについてもさらに異論がある人がいるわけでしょう？ あの…、遅発性とか原田さんも言っておられて。で、そういう新しい主張が出てきていた、と。それから、個人によって摂取量って相当違いますし、どこの地域…。もともとは大気汚染系統地があって水俣病のような水質汚濁系のやつは、居住地の制限はないっていう推理でやってるんだよね。

高峰：それは？

和田：どこで生活していたかっていうことではなくて。大気汚染は、要するに大気汚染の影

響がないような地域であっても気管支ぜんそくとか慢性気管支炎っているわけだから、一定の曝露の濃度が高そうな地域を限定して、そこであるのであれば大気汚染の影響だ、という推理でしたけれども、水俣病のようなあるいはイタイイタイ病もそうだけど、これは居住地の制限ってしてないよね？

高峰：居住地の制限はしていないというけど、指定地域があるじゃないですか。

和田：基本的には指定地域…、僕の当時の理解は指定地域の考え方は大気汚染系で、水質汚濁系のようなものはそういう意味での厳密な指定地域ではないですね。因果関係が認められれば認めますよ、と。あの…、どこか遠くにいたとしてもですよ、絶えずそこにある水俣湾で獲れる魚をどこかの地域でいつも買って食べてる人がいたと言うのであればそれは認定する、という理解だと僕は理解していました。

高峰：大気と水質は違うってことですか？

和田：そう、ということ。大気汚染はさっき私が言ったように、気管支炎とか慢性気管支炎、肺気腫っていうのは大気汚染がないところでも一定数必ずいるんですね。水質汚濁の方はその原因物質とその摂取の因果関係が認められればどこに居住している人であれば認定されるという性格のものですね。

高峰：居住地域と違うってことですね。

和田：ええ。そういう厳格な意味での制限はないんですね。魚はぐるぐる動いていくもんね。同じ湾内に…、対岸まで行ってそこで獲って食べている人も有り得るでしょう、と。あるいは、一般流通ルートに乗った魚が、そこで出回っているっていう例はないんだと思いますけれども、いつも継続的に摂取していったら、居住地とは関係なく認められるという性格なんでしょうね。

高峰：だから、水俣湾周辺に住んでなくても、例えば行商ルートでもいいですよ。行商かなんかで、水俣の山の方の人たちが汚染魚を食べると。それで水俣病を発症する。それは、水俣湾周辺に住んでいなくても有機水銀の摂取で出るわけですよ。それは、大気なんかとは違って…。

和田：違うから認める、と。

高峰：そういうのは一つの法律の中に、大気と水質等といっしょに入ってるのはそもそも概念としては難しい、矛盾があるんじゃないですか、という意見もありますよね。

和田：いや、そうじゃないでしょう。公害の影響で被害が出ていると推定、推理される度合いでかつその因果関係と関連性が不鮮明だという場合で争いが起きるわけでしょう？それは迅速に救済する、と。迅速な救済という観点から救済の対象にします、と法の

趣旨は。

高峰：救済法と、その後に公害健康被害補償法（公健法）<sup>13)</sup> ができるでしょう？

和田：あれは性格的に違う。

高峰：違いますよね。ただ違うけれども現実には救済法に基づいて認定審査会が位置づけられて、そして、違う法律なんだけど、公健法に基づいてまた…。

和田：本当はそこで仕切り直して新しい…、あれは損害賠償をするという。

高峰：公健法でしょう？

和田：うーん。

高峰：ですよ。

和田：こっちは損害賠償の白黒決着がつくまでの間、やりましようっていう。

高峰：とりあえず、緊急の措置ですよ。

和田：実際そういう形で認められた人が…。

高峰：だから、そのところには2つの法律がイコールにならない部分がある、ということでしょう。

和田：完全にイコールではない。しかし実質的には影響はされたと思いますよ。

高峰：そうだけど、でも水俣病の流れをみると結局イコールになってるんですよ。

和田：あの、実態としてはたぶんそうなるだろうと認識してますよね。救済法時代の認定を受けた方が、すべて認められるという実態になるか、と。

高峰：だからそのへんでチッソは「新認定」って言い方をしたんですよ。旧認定は本当の水俣病で、新認定は違うんだって。これはチッソの言い方ですが。

和田：灰色も入っていると。チッソの考え方としては正しいかもしれませんが。チッソの当時の人からははっきり聞いてませんが。

高峰：チッソは「新認定」と「旧認定」を分けたんですよ。だから川本さんたちは新認定だから違うんだ、とこういうふうに言わんばかりの対応をしていくんですよ。

和田：公害健康被害補償法も実態上は100%確実にそうだ、という人もいれば、なかなか否定しきれないで認定された方も入り込んでいて、認定を受けたまま継続になって補償対象になってきている人もあるのかもしれないね。

高峰：徳臣さんたちのこの反発で収めていく時の、一連の水面下の作業にはあまり関与していない？

和田：直接関与はしていない。

高峰：関与しなかったんですか。これはやっぱり古川さんたちがやったんですか？

和田：同じ課ですよ。同じ局。課長補佐と係員ですから。かつ現場の人が反発するし。特に県庁や市役所から見ると、僕はそういう意味では向こうから見ると「あの野郎！」と思われてるんだと思いますよ。

高峰：古川さんが言ったかな、結局佐々委員会で収めたんだけど、自分らとしては裁決書を出した意味がある、と。というのは、翌年以降に患者の認定が増えたんだ、と。そういう実績はあったんだ、という…。和田さんもそんなふうに使われますか？

和田：実質的に否定はできませんよ。

高峰：確かに増えてますね。

高峰：ある意味、熊本県の反発もそんなに意外なことではなかったんですか？

和田：当然。だって県知事がやった処分を取り消すなんてね、滅多にないですからね。行政不服審査で。で、そういう処分をするなら厚生省よりも新しい役所ができる最初の仕事にしようではないか、と。

高峰：環境庁の中で、県とか徳臣さんたちの大反発を見てちょっとまずいことになったんじゃないかっていうのは。

和田：まあ、でも、辞められちゃうと立ち上がるまで大変だから、ともかくって、いうのが古川さんの判断だったでしょうね。あるいは山本宜正課長の。山本さんて非常に色んな人の話を聞く…。

高峰：山本さんは技官ですか。

和田：新潟大学医学部出のお医者さん。

和田：公害問題が非常に深刻になってきたのが昭和42、3年ごろなんですね。厚生省に公害部って作られたのが昭和42年なんです。その頃の課長さんが橋本道夫さん<sup>14)</sup>です。その次の課長が山本宜正。

高峰：やっぱりあの人たちには実務的には（徳臣さんたちが）辞められたら困る、があったんでしょうね。

和田：山本さんなんかは優しいお人柄だから、ちょっと困ったな、と。古川さんは公害対策本部ってところで、公害対策基本法の改正なんかをやる方について。個別の法律改正は公害部がやっていて、と。水俣病のことなどもやっていて、と。

高峰：熊本県が反発したときには、笠松さんたちには何か説明はされたんですか、その後。

和田：笠松さんは、補償処理委員会<sup>15)</sup>の千種委員会の3人に委員を頼んでいた中の一人ね。3人の委員ってというのは、千種達夫さんは東京高裁の…。

高峰：元裁判官ですよ。

和田：民事訴訟の専門家だったんですよ。千種さんのご子息も裁判官で最高裁の判事なんかをやっておられた。そのお父さんね。民事のこういう分野の専門家と。で、笠松さんが精神医学、神経内科で東京大学の教授をしておられて。三好重夫さん。この方は当時地方制度調査会の会長。公営企業金融公庫の総裁っていうのかな。戦前、内務省があった時の内務省の警保局長をしておられた。警保局ってご承知だと思いますが、その前が北海道と京都の知事をやっておられました。要するに内務省系統の超エリートで、敗戦でバージされてようやく復帰してきて、しかし内務省系のドン。内務省の系譜で梅本さんとか城戸（筆者注＝城戸謙次、環境庁企画調整局長）さんなんかは旧内務省系に入っておられるんですよ。でその、実質トップ格が三好さんで、三好さんを3人の委員の1人に頼んでいた、と。これが昭和45年の一任派の和解のあっせんのメンバーだった。で、当時の公害庶務課長が藤森昭一さん。藤森昭一さんは昭和元年生まれだから昭一さんなんですよ。のちの宮内庁長官。今の天皇のご縁談を実質いろいろ係わっていたのが藤森さんでした。

高峰：ただこれで…もう一つ、ハプニングでもないんだけど、この「46年次官通知」の趣旨について記者会見だったと思いますけれども、当時の大石武一長官が「疑わしきは認定」という言葉を使った。熊本日日新聞も当時の記事では「疑わしき」にはなってるんですね。あれで、誤解を生んだような…。

和田：損害賠償責任についてまで踏み込んだようにも見えちゃうんだよね。

高峰：通知の原文は「否定できない場合は」ってことになっている。

和田：争いが決着つくまでの間、やりましょうっていう制度なんだから、疑わしくても認めて責任を取る、医学的に決着がつくまでの間やりましょうよ、っていう。

高峰：ただ、大石さんなんかそのあとと言ったと思うけど、例えば医者は「風邪」でも、「風邪の疑い」ってカルテに書くんだよって。そういう意味でしゃべったんだけどみたいなことだった。

和田：あれがかなり混乱を招いた一つの要因なんですね。決着がつくまでの間、争いごとが  
決着つくまでの間、医療費とか…。

高峰：救済法の趣旨はそういうことですよ。

和田：うん、そういうものですよーって。ただ広く救済します、決着つくまでの間。僕なん  
かは当時、報道などを見て「あれっ？」って言って。秘書官などに「ちょっと違いますよ」と言いに行ったんですよ。

高峰：秘書官たちは何て答えたんですか？

和田：いや、もう記憶してないね。ともかく「いや似たようなもんだよ」って言ったんじゃないか  
かと思ったけど。救済法に関して秘書官なんて、そう中身知らないもんね。

高峰：まあ、そうですね。でもなんか、あれで少しこの趣旨がね、変わってきたよ  
うな気がして仕方ないんですけどね。

和田：僕もそういう認識ですよ。ただ救済法で認めた人、対象とすると認めた人を逆には否  
定するのは大変難しいことになるんでしょうね。

高峰：どういう意味ですか？

和田：救済法で認められた人について、損害賠償が…、本訴の争いで認定され…。

高峰：あ、否定するのが。

和田：うん。逆に否定するのは実態上難しくなるでしょうね。

高峰：それはそうですね。その疑いがあるわけですからね。

和田：僕なんかはそう思っていましたよ。救済法でやれば、ほかに積極的な反証も挙げにくい  
し、結局多くの方はそのまま認められるということになるんでしょうね、と。こう思っ  
てたことは事実。

高峰：それまでの当時の環境庁の担当局では、だいたいそういう認識では一致してたんです  
か？

和田：僕はそうやってずっとしゃべってる。ほかの方はこの問題だけ一所懸命やってるって  
わけではないから。そこから後、大丈夫か？ とかいう話ですから。特に公害部、庶  
務課のとき、実質的に判断時の課長さんは竹内嘉己さんという人でした。昭和26年  
入省。在学中に学徒動員で戦争に行き、終わったあとそのままシベリアに抑留され  
て昭和25年くらいまでシベリアにいた人ですよ。

和田：藤森さんの後の公害部庶務課長。環境庁ができるときにでも庶務課長ですよ。で、「おまえ大丈夫か?」「大丈夫です」と。「よし、やれ」とこういう感じでしたからね。

高峰：熊本では大きな事件になっていくんですけども、その後の展開っていうのは事実上…、水俣と直接の接関係は終わるわけですか？

和田：直接…、公害部庶務課の時には救済法の所管。環境庁ができて、大気保全局の係員にいくんですが、同時に併任されたのが公害保健課だった。

高峰：併任って結構あるんですか？

和田：またがって併任とか普通ないけどね。とにかくその後厚生省に戻って薬務局企業課ってところにいくんですが、で、その時に、48年の…。

高峰：三木（筆者注＝三木武夫、当時の副総理）さん<sup>16)</sup>に呼ばれた話がありましたね？

和田：1973年の5月ですね。三木さんのご自宅で、2時間くらい。

高峰：あの時代、国立水俣病研究センターができていくんですけども。熊本大学は第3水俣病事件<sup>17)</sup>もあって、なんて言うのか、「懲りた」っていうのかな。事実上、手を引いていくような感じ。本当はあれも生かしながら水銀の研究を続ければ、世界に冠たる熊本大学になったと思うんですけどね。もったいなかったな…って。

和田：もったいないですよ。今頃地球環境、環境問題なんか…。今だってあるんだもん。

高峰：特にブラジルとかアジアとかで水銀採掘の問題なんかあるじゃないですか。ああいう時に本当に水俣の経験が役に立つと思うんだけど、結局引いちゃって。要するにやってないんですよ。

和田：環境省もみんな…。

高峰：なんでそうなったと思いますか？

和田：思いが少ないからでしょう。

高峰：本当に国水研の使い方はもったいなかったと思いますね。

和田：僕が2007年に行った時、周りだけこう…歩いてみましたけどね。中に入ることはしませんでした。

高峰：思いが少なかったと思われますか？ 熊本大学の医学部は。

和田：なぜ、原田さんがあんなに毛嫌いされてってことと本質的には同じですよ。やっばりお医者さんになんか、要するに厳格な判断をされる、それが良しとする…。

高峰：ただやっぱり、徳臣さんたちが最初のころご苦労されたことは分かるけれども、自分たちがつくった病像というんでしょうかね。それを、壊されたくなかった…、とでも言うのか…。

和田：一所懸命取組んできたやつを…。

高峰：否定されるような感じを。

和田：そうなったんでしょうね。それは僕たちがかかわる以前から椿さんと徳臣さんなんかの…。

高峰：違いましたよね。

和田：あるいは熊本大学の武内忠男さん<sup>18)</sup> っておられたと思うんだけど、武内さんに来てもらって話を聞いたことがあるんだよね。武内さんは「和田さんの…」、要は「正しいように思う」ってことを言っていましたよ。熊本大学の内部でも意見の違いがあって、他大学ともあったし。で、東大系統は熊本はちょっと狭すぎるのではないかと。で、あれだけ広範囲な環境汚染、食品を通じた被害という中で、いろんな病気の姿があってもおかしくないんじゃないかと。それは原田さんも同じことを、そんなね。またぶん、公害っていうものではないかと僕は素朴に思ってたから。シンパシーとしてはそちらに…。

高峰：なんででしょうね？

和田：わからないです。直接「先生なんでそんな頑ななんですか」なんて質問したことないからわかりませんが。

高峰：直接、先生は例えば徳臣さんたちと、そういう病像をめぐって議論されたことはないですか？

和田：1回あったです。僕が「いろんな形があっただけじゃないでしょうか」と。

高峰：そうしたら何とおっしゃったんですか？

和田：やっぱり判断するには状況が揃わないと難しいと、こういってことをですね、ハンター・ラッセル症候群<sup>19)</sup> っていうんですかね。そう言ってたように思います。

高峰：今の現実の議論の中で「水俣病」という呼び方をしているけど、それは非常に特殊な病気だということをつくってしまった、と。むしろ有機水銀中毒としてみると違うことになるんじゃないかという議論が起きています。しかし認定審査会の審査の問題でいうと、それを「軽い水銀中毒、だっていうふうに仮に言い換えたところで、それを認めるかどうかという議論になってしまう。さらには徳臣さんたちがやっていた、要

するに、徳臣型、って言っているのかどうか分かりませんが、組み合わせがないからだめだ、という議論になってしまうようにも思います。

和田：典型症状が揃わないとって。

高峰：同じことの繰り返しになるのかなとも思うんですけどね。

和田：水俣病って名前を付けたので、水俣の間にいろいろ対立とか分断を招いたという側面はあったことは事実なんでしょうね。冷たい目で見られるような人がいたりとかね、金儲けやってるんじゃないかって言われる人がいたとかね。あるいは、それだけチッソの地域の影響力が強かったってことだよ。特に、昭和40年代前半っていうのはチッソ…、人口って5万弱ぐらいあったんですかね、あの頃ね。

高峰：昭和34年が一番多かったのですが、5万人です。久木野村の合併もありましたし。

高峰：水俣病問題の教訓というのはどんなふうに行行政の人間として、考えておられますか？

和田：水俣病自身について言えばすでに現実に発生し、被害者が出て、そして重い病気の実態が残っていると。いうので、水俣病自身についてだけ言えば、もうすでに新規の患者が発生が止まって相当年月が経っている、ということだとすると、私はやはり治療方法の研究、回復、リハビリテーション、あるいはこういう事案はどこでも起こり得るんだから、有り得ることなんだから、そういったことについて最初に経験した国として、この分野について国際的にも発信する、貢献するようなことが大事なのではないでしょうか、と。この事については、ある意味では終わった事件なんですね。で、現実に残っているのは重篤な被害が残って、日々生活している人がいる、と。こういった方の治療方法の研究。これはなかなかの、やられているんだから、難しいからリハビリではないですか、と。だから、それは国の責任でもあるので、広い意味での国の責任なのでっていう治療研究、リハビリ、そして啓発。同種事案がでないなら、そういったことやるのが国の責任じゃないでしょうか、ということをお三木さんに言ったんですね、当時。呼ばれて、「なんでもいいよ」と言うので、「残念ながらすでに生じて、新規の患者は基本的には止まっているようなものだからそういう意味でこれはどうかかるか」と、今申し上げたことじゃないんでしょうか」と。そうしたら三木さんは熊本に行かれて国立の施設を造る、と。センターを造るんだ、ということをおっしゃって。しかし、三木さんが代わったら次の人はやらなかったんだよね。で、三木さんが総理大臣になった時に、「あれはどうなったんでしょうか」という話になって、できたのがソレだったと。三木さんも結局センターができた時には代わっておられたんだと思いますが、開設した時にはね。次の人は魂が入ってないから、残念ながらなんか忘れられた施設みたいになってる、と。おっしゃったようにちゃんとやっていけば、環境問題などについても…。

高峰：もったいなかったと思いますけどね。

和田：もっとぎょうさん人をやればいいのに、と。支所になってみたりとかね。気合の入っていない…。

高峰：武内さんが言ってましたもんね。「国水研の建物は東京を向いて建っててね、ほとんど足元を見とらん」って。結局、いまなおやっぱり中途半端な形だと僕は思うんですけどね。

和田：医系技官の女性の所長とあった時に「これやったらいいのに」って言ったけど、あまり気乗りしない顔してましたよ。

高峰：今は水俣に行かれたりすることはないんですか？

和田：この後行ってませんね。17年間。2007年だから17年前。

高峰：話を戻しますけど、あれは、和田さんのところから出たんでしょうか？ あのペーパーは。県庁は持ってないことはないですね。「審査会判定は公害補償と関連があるので慎重を要する」という文言がある審査会の議事要点録<sup>20)</sup>…。

和田：審査請求の過程で提出を求めた書類の一つですよ。県の方に審査会の議事録を提出しろ、と。で、持ってきた資料。

高峰：それはだから、要求があったから出したわけでしょう？

和田：そうです。

高峰：要求したのは川本さんたちでしょう？

和田：で、うちの方に提出されてくると。

高峰：いやいや、だから川本さんたちがそういう要求をされて、これですよって出したってことでしょうか？ 違うんですか？

和田：いや、ない。うちの方にいろいろ資料、県から提出されてきていた、と。

高峰：もともとはその文書そのものは県の文書ですよ。

和田：そう、県だよ。県が審査会をやっている、審査会の【議事を置く】って格好だから。審査会の議事録の要点録なんだな。

高峰：だからあの発言者は県なんですよ。

和田：県。県か、ちょっと詳細は記憶してないけども、徳臣さんほか…。

高峰：あれには、「慎重を要する」ってあるじゃないですか。

和田：それは誰が発言したかどうかは別として、発言者書いてなかったと思うんだけども。審査会の議事要点録という…。

高峰：それは熊本県が作った要点録ですよ。

和田：そうです、県が作った。

高峰：県が作った要点録という文書があって、それが環境庁にあったわけですね。

和田：来てた。

高峰：来てたわけね。でそれは、川本さんたちがずっと資料として…。

和田：どこかで入手して、出たもんだから、出所は僕だと思われてた、と。

和田：県の方は自分のところから出てないと確信しておられるんですかね。国の方から出たんだ、と言って、当時の（環境庁の）課長、竹内嘉己さんのところへ抗議に来たんですね。

高峰：県がですか？

和田：うん。で、抗議にきて、竹内さんは追い返したと。「追い返しておいたからな」と言って。そしたらニヤッと笑って。ふふ…。

高峰：そうですか。しかし実態はそうやって熊本県は…、実態はそうだったんでしょうけど。で、やっぱり100何人という患者の枠があって1人亡くなれば次を認定するような感じの運営がされてた、としか見えないみたい。

和田：そう。

和田：久我（筆者注＝久我正一）さんって専務が当時チツソで来られて、総務部長が土谷さんって。特に土谷さんが誠実な感じの方でしたよね。いつも苦渋の表情というか。それが非常にあの表情を覚えてますね。あともう1つね、旭化成の会長を長くやっていて、ヘーベルハウスなんかの会長をやった方がおられて、けっこう他のこともあって親しかったんですが、「和田さん、人間って不思議なものです」と言うんです。「人生不思議なもの」。この方も同じくシベリアに長く抑留されて、復員してきて行くところがなくて宮崎（筆者注＝宮崎輝）さん<sup>21)</sup>のところへ旭化成入って。こう言ってきましたよ。「もう少し私の成績が良ければ水俣に行ったでしょうね」と。

高峰：成績が良ければ。

和田：うん。あるいは早ければってこともあったかもしれないね。「私は今こういうことをやっているけれども」っていう時に、「なんであんな事件が起きたんでしょうかね」って聞いたことがあるんだよね。やっぱりそれはエネルギー構造の変化の中で、電気化学が衰退を徐々にしていく、と。で、石油化学が、特に昭和30年代初めからそういう流れになってきますよね。で、同時にまだまだ食糧不足で、食糧増産ということが非常に大きな課題になっていて。したがって、そのためには肥料がいると。

肥料の増産増産の要請がある中で、電気化学から石油化学へと移行過程と。で、私が言いたかったのは、あれね。みんな電気など水力発電ですよ。火力発電ではなくて。球磨川水系とか、宮崎のあっちの方もそうだけだね。その電気を使ってそれをエネルギーとして工場をやっているわけですよ。しかし日本の水力発電所は、黒部ダムみたいな大きなのは別として、だいたい急流に小さなダムを造って、と。年間の発電量としては一定のことを期待できるけれども、安定的な発電量じゃないんですね。雨が降ったり、集中豪雨があったりすると水量が、だからワッとやると。渇水期だと発電量が落ちる、と。それだから年間の供給量は一定の範囲だけれども、月単位なんかでみるとオーバーフローっていうか、非常に過剰な負担になっているときもあって、と。だけれどもそれがやっぱりこういう事件になったのかな？ ってことを言っていたことを記憶してますよ。

高峰：それはどういう意味ですか？

和田：バーッとやるから、どうしてもオーバーフローで維持管理が行き届かなくて色んな流出とかってというのがあったのかもしれない、と。原子力だとか火力だと一定時間ちゃんとなるでしょう？ だから日本の水力発電の特別な事情みたいなのが考えてみると背景にあるのかなってことを言うておって。この2つでしょう。印象的だったのは。で、他方、昭和30年代に昭和31年か？ 水俣で奇病発生と。31年5月でしたかね。

高峰：5月でしたね。

和田：時の保健所は伊藤蓮雄さん。

高峰：伊藤蓮雄さん。保健所長ですね。

和田：保健所長でしょ。昭和44年に伊藤さん、何回か東京にきて僕も一緒に食事したことが何回かあるんだよね。馬刺しなんて初めてその時食べたんだけど。伊藤さんなんかよくわかっておられて、ずっと沈黙しておられたのかもしれないね。

高峰：伊藤さんは、最後熊本県の衛生部長なんかされるんだけど、県議会でも健康調査にはとって否定的で、且つ認定審査会はきちんとやっていますよ、ということで。その時は伊藤さんがあれですか？

和田：衛生部長。何回か馬刺しのかたまりみたいなのを持ってきたのを僕の当時行っていた小さな小料理屋さんで切ってもらって食べた記憶がありますもん。

高峰：そうですか。伊藤さんはね、県議会で自分の髪の毛がね「34 (PPM) あるけどおれはピンピンしてるんだ」ってね。結核だってね、菌は持ってるけどね、病気に出たやつを見るんだから、その水銀を食ったからってみんな水俣病になるわけじゃないんだっていうことを県議会でしゃべってました。

和田：あんまり科学的ではないね。

高峰：そうやって健康調査は必要ないんだっていうことを、ちゃんとした先生たちがやるから、必要ない…。この時は伊藤さんですか？

和田：昭和44年。間違いなく伊藤さんでしたよ。まだ12、3年しか経ってないもん。保健所長であった時から、その当時。

高峰：今の動きで感じられることはありませんか？

和田：やっぱり、60年、社会的問題として認識されるようになって60年余り経つのに、まだなお、きちっとした解決が見つからないっていうのは大変残念だな、と、っていうのはありますよね。また、今出ている新たな患者さんの認定の問題ね。これはまあ、広島、長崎の原爆の患者認定の問題にも重なるようなところがあるかもしれませんね。法律的には重ならないと思いますが。今の時点でなかなか判断は容易ではない状況の中で新しい問題を抱えている、ということだなと思いますね。ただまあ、いいように理解すれば、これだけことになるんだから事実上ほとんどの方はすでに認定されているか、あるいは「そうでない」と否定されているんで、今から出てくる人について積極的に認められていくケースはどんどん少なくなるんだろうな、と想像しますよね。

高峰：ただ水俣の場合は、健康調査がずっとこれまで70年近くに渡って本当の意味での健康調査がされてないから、否定するにしてもね、逆に根拠もないんですよ。逆に言えばね。その問題をずっと抱えざるを得なくて、そういう意味では判決が出たのは逆に政治的にはですよ、いいきっかけにして。だって今1,600万円求めてるわけじゃなくて、結果で言えば260万円ですからね。受け入れたのは。

和田：僕が知事、あるいは大臣だったら、認めて全部きれいにしますよね。

和田：だから村山（筆者注＝村山富市、当時の首相）さんのときに基本的に全部あれで決着したのかなって僕は理解…村山さんが押してくれたしね、なったのかな、って思ったけれども。今もなお、続いて出てきているってのは可能性としては少ないのかなって思っちゃうんだけど。だってこれ本当に決着させるためには亡くなられた後に、

解剖をして有機水銀の影響があったかどうか確認しなきゃ決着はつかないな。

高峰：逆にいうと、病理も絶対でもないような感じもするんですよね。今の人達のは水銀の影響をどこまでみるかっていうのをね。

和田：水銀の影響で脳になんらかの病変が、範囲が、程度はあるにしてもね。それがあの人とない人とは水俣病っていうことの適用が変わってくるでしょう？ やっぱり加齢に伴って全般的に脳の機能が低下してくるという人まで認めるといって、水俣病の範疇からはずれるよね。

高峰：ただ、今ですね、問題になってること一つは、胎児性世代が64、5歳くらいになるんですけれども、胎児性の周辺の症状みたいな、60歳前後のね、あのへんの世代の話がこれから出てくるんだろうと思うんですよ。実際、ある地区の中学なんか、当時、運動能力が落ちてるっていう調査があった。しかし、それが補償の問題と重なってきちゃうところがあって、なかなか医学的な理論にならないんですよ。

和田：当時ね、昭和40年代半ばごろ、遅発性の水俣病とかなんとか言っていましたよね。それを僕にいろいろどういうことかな？ って言うんで…。何だったかな…。なかなか出てこないからあれだけど。笠松先生を訪ねたことがあるんですよ。

高峰：笠松さんにですか。

和田：若い時は出てなくても年をとっていくと症状が出るってことがあるんでしょうか？ と。原田さんが遅発性って言っていたみたいです。やはり、若い時には脳細胞、若い細胞が活発にあるけれども、加齢に伴って活性が低下してくる、と。あるいは、再生されていかない、ということになると症状がすぐ出るってことも有り得るでしょうね、とっておられたよね。だから遅発性水俣病っていうのは有り得るっていう理解だったと思いますけど。徳臣さんたちはそれを否定していたよね。

僕は医学的には素人だけれども、でも「あるんじゃないかな」と。若い時は残ってる細胞がフルでやってくれるけれども、脳細胞の数が少ないからダメージを受けると影響が出やすくなるっていうことは…。

高峰：笠松先生自身は水俣病の患者さんは見ておられたんですか？

和田：直接は診察、診断はしてないと思いますね。

高峰：じゃあ一般的な医学としての。

和田：神経医学なりの。笠松さんは、僕は大学の時に知ってて、当時いろいろ、まったく水俣病とは関係なしに…。

高峰：先生は法学部のほうでしょう？

和田：うん。

高峰：なんでご存じだったんですか？

和田：大学に座禅の会があってね、先生も若いころやっておられたんだよね。で、禅と睡眠とか神経細胞の働きとかってことをやっておられたから、呼んで話を聞いたことがあるんだよね。それがもともとあって…。

高峰：水俣とはまったく関係なく…。

和田：まったく関係ない時に。

高峰：それは先生が学生で、向こうは先生…。

高峰：次官通知の時、徳臣さんたちがこうやって反対した時のことを笠松先生には何か説明かなにかされに行ったんですか？

和田：何度も行って、「先生、徳臣さんの主張って正しいんですか」と。素朴にね。椿先生のあれとは違うようなことを申した。「君、電話するから。白木さんに電話するから、白木さんにも話を聞いたらどうだ？」って言って、白木さんのところに行って話を聞いたり。医学者でもないから、法学部的な意味でのいろいろ素朴な質問を…。

高峰：笠松さんは徳臣さんたちの意見に対してどんなふうに思っておられたんですか？

和田：積極的に否定はしてなかったと思いますが、もっと多様な形がありそうですね、と。あってもいいと思いますよ、と。という感じでしたね。だから、船後局長も悩むよね。大きな社会問題でずっと引きずって、新しい環境庁ができて行政の責任者になった、どう判断するか、と。申し送りで環境庁で最初にします、ということでやったけれども、責任とるのは当事者である船後さんですからね。初めのころ、毎日ように、呼ばれて日曜日に行ったり。で、大体納得してこられて、僕の言ってることにまだ不安あるようだったら、笠松先生の話聞いてみますか？ って。で、日曜日夜遅く、役所に出てきてもらって、笠松さん3時間ぐらい話した。

高峰：笠松さん入れて、船後さんたち…。

和田：僕と3人で。

高峰：船後さん、その時局長でしょう？

和田：局長で。公害保健課を所管している企画調整局長として。

高峰：筆頭局長でしょう。

和田：裁決書出すとき、直前に。7月のはじめ、中ぐらいかな。理解したうえで最終的に裁決書を起案する。次官は当然その前から公害やってたから…。「いけ！やっていぞ！」という感じでしたから。

高峰：これだけ騒ぎになっても、あんまりそんなにバタバタするってことはないんですね。環境庁としては。

和田：うん、ぜんぜん。「お前ばかか」とか僕は言われたこともないし。本質的には変わってないってみんな思ってるわけですから。ともかく、振り上げたこぶしをおろしてもらって、県庁は困らないようにしてあげようかって古川さんが取めた、と。本質的には僕は変わってなかったと思いますよ。まったく怒られたこともないし、注意されたこともないし。

高峰：現地に行かれてほしい、その…印象は…。

和田：請求しておられる方全員にお会いをして。それから関係者、県の話、市の話。徳臣さん、当時会ったと思いましたが。聞いて。

高峰：水俣病の事件史の中で46年の次官通知っていうのはね、とても僕は大きなインパクトを持ったことだったなと思っていて、それが（昭和）52年の判断条件というものを別に出すじゃないですか。環境庁の部長通知で。組み合わせという形で、否定できない場合はというのが、事実上僕は修正されたという気がするんですけどね。違いますか？

和田：修正されてないかな、って感じもするけど。

高峰：修正されてはいない？

和田：公害健康被害補償法になるとあれは補償責任を認めてやる法律だから。

そういう意味では若干ハードになったのかもしれませんが。しかし、ハードになったといってもすでに広くやりますよって言ってやったものを否定するだけの材料はないでしょうね、と。僕はそう思ってたから、実質何も変わらないでしょうね、と思ってた。だから実質申請するとかなりの人が認められてる。

高峰：52年の判断条件が出て、認定する数と棄却する数はひっくり返るんですよ。数は、棄却者が増えていく。で、46年の時はですよ、認定される方たちがどんどん増えたじゃないですか。そういう意味では違うな—って。しかも司法判断ではことごとく批判された。

和田：その後見てるわけでもないから。だけれども、積極的に昭和46年の判断を覆すような

ことは実際上難しいでしょうね、とってた。

高峰：そういう時は、説明には来ないんですか、役所からは？ 前のを変える時に、例えば「今度こんな風にしますよ」みたいな。

和田：絶対来ないですね。役所のいい所か悪い所か知りませんが。

高峰：今もそう思ってるじゃないですか。46年の判断を覆すことにはならん、と。

和田：覆すほどの有力な否定的な材料というのは出てこないんじゃないでしょうか、と僕は思っている。いや、ずっと思ってた。だから結果的にかなり多い、その延長上でまだなお決着がついてないというのは果たしてどういうことなのかな、と思うと。

蓋然性っていうのかな。可能性の判断じゃないんですかね。積極的に否定するような材料があれば否定できるんだと思いますけれども。いや、脳卒中があったとかね。ただその脳卒中の原因に水銀がかかっているとかなんとか別の話なんですよ。

(終)

---

#### 付記

和田氏はインタビューの中で、1978年に正式決定されることになるチッソ県債につながる話がこの「46年次官通知」前後、既に環境庁、大蔵省の間で出ていたことを明らかにしている。その関連は以下の部分だが、チッソ県債をめぐる問題の解明も今後の課題である。

和田：昭和34年の人口が5万人ですよ。ということは、昭和40年代の初めでもそんなに減ってませんよね、まだ。当時の色んな僕の記憶でいうと、3・4割はチッソの社員やあるいは取引企業、あるいはそこへ出入りして色んな関係の食堂とか。非常にあの地域においては圧倒的な存在感があるところ。労働組合の人たちがたぶん分かれてた(筆者注＝安賃闘争)<sup>22)</sup> と思いましたけれども。労使紛争も非常に激しい地域で、という。こう…町全体がギスギスしている。当時石炭から石油へっていう流れの中で、電気化学が沈下していく、と。

高峰：今は2万3千ぐらいになりましたかね、人口が。ま、それでもチッソが最大の産業ではあるんですけどね。

和田：やっぱりチッソの賠償責任を本格的にやっていくとチッソは破綻をする。支払い不能になって、と。そうすると、補償が滞ってしまう、と。要するにチッソを潰さない形でどうやるか、っていうのが、これは僕なんか意識ではなくて、船後さんが特にそういうことを意識していましたよね。チッソを存続させながら、つまり会社を2つに分けて、補償会社と事業会社って、要はね。そうする必要はあるんじゃないかって言って

ましたよ。

高峰：それがチッソ県債、熊本県債になっていくんでしょうけど、それは東日本大震災3.11の福島原発のスキームの一つの参考っていうの原型になって。

和田：原型なんですよ。当時船後さんは（大蔵省の）銀行局長のいるところに電話してましたよ。特別の債権を、と。

高峰：チッソ県債っていうやり方は評価としてはどうですか？ やっぱり評価されるんですか？

和田：チッソが払わなければ、一時金じゃ払えないよね。したがって分割払いみたいなことをやらなきゃいかんというのが、一任派の契約の時もそうだし、今の仕組みもそうだと思いますが。同時にチッソの支払い能力をどう担保していくか、と。支払いの方法と、かつ支払い能力の補償担保。これがないとダメなんでしょうね。

高峰：やれるところまでやって結局その後を国が面倒をみるというふうな選択肢もないわけじゃないでしょう？

和田：ないわけじゃないけれども、一企業のそれを全面的に肩代わりするっていうのは悪しき前例になるんじゃないですかね。

高峰：その頃は最高裁の判決なんかも出てないから。最高裁の判決が出た後だったらその議論はもうちょっと違う形になったでしょうかね。

和田：国自身がああいう被害の発生とか防止とかにね、重大な過失があるとか、なんらかの民事上の責任がある。こういう民事上の責任もあるというのであれば、潰してなんとかってこともあったかもしれませんが、そうではないですね。基本的にはチッソ株式会社の日常的な操業事業活動に伴って出てきている。だから公害なんでしょうね。だから、そこを全部国が補償を肩代わりするっていうのは、犯罪事件で、殺人事件で、通り魔にやられてっていう人にならこうなるかもしれませんね。それは原因のはっきりしているものについて国が補償責任を肩代わりするっていうのでは影響するところ大きいんじゃないですかね。だから潰さずに補償責任を全うさせると。完投してもらおう、と。補償責任を全うしてもらおうっていうのは、安易に、安易にかどうかは別にして、国が肩代わりするというのは他の事例、事案への影響が大きいんじゃないですかね。

## 注

- 1) 水俣病の認定では、①主要症状のいずれかの症状がある場合、他の原因があっても有機水銀の影響があれば水俣病の範囲に含む②生活史や疫学的資料等から判断し、水質汚濁の影響を否定し得えない場合にはすみやかに認定を行う一などとしたほか、認定には「症状の軽重」を考慮する必要はなく、法の目的は「緊急に救済を要する健康被害」に対する「特別の行政上の救済措置」であるので、「民事上の損害賠償責任の有無を確定するものではない」とした。
- 2) 1969（昭和44）年12月制定、1973年10月廃止。指定疾病は水俣病、イタイイタイ病、慢性ヒ素中毒、気管支ぜんそくなど。
- 3) 1970年8月、川本輝夫さんら9人が水俣病の認定申請を棄却されたのを不服として厚生大臣に審査請求を提起した。
- 4) 徳臣晴比古（1917-2014）熊本大学医学部教授、神経内科。熊本県及び鹿児島県の公害被害者認定審査会会長。「46年次官通知」を厳しく批判、抗議のため辞意も表明した。
- 5) 古川貞二郎（1934-2022）元内閣官房副長官。佐賀県出身。村山富市内閣から小泉純一郎内閣まで官房副長官の在職3,133日は歴代2位。
- 6) 原田正純の『水俣病』（岩波新書）によれば、初期の熊本大学研究班の論文では視野狭窄が100%なのに対し、新潟では1968（昭和43）年の椿忠雄論文では37%だった。
- 7) 椿忠雄（1921-1987）新潟大学教授。新潟水俣病研究の中心的存在。後年、水俣病像をめぐって法廷などで原田正純氏らと対立した。
- 8) 白木博次（1917-2004）東京大学医学部長、神経病理学。
- 9) 笠松章（1910-1987）東京大学医学部教授、精神神経学。
- 10) 梅本純正（1919-2015）厚生事務次官から初代環境事務次官。その後三木武夫内閣の内閣官房副長官。
- 11) 船後正道（1921-2013）環境省企画調整局長、環境事務次官。
- 12) 佐々委員会 1970年の厚生省公害調査等委託研究（公害の影響による疾病の範囲等に関する研究）で、国際的に定着しているという理由で「政令におこむ病名として水俣病を採用するのが適当」としたほか、「水俣病は魚貝類に蓄積された有機水銀を大量に経口摂取することにより起こる神経系疾患であり、魚貝類への蓄積、その摂取という過程において公害の要素を含んでいる。このような過程は世界の何処にもみないものである。この意味においても水俣病という病名の特異性が存在する」とした。佐々貫之（関東逓信病院内科顧問）が中心になったことから佐々委員会と呼ばれ、熊本大学の貴田丈夫、徳臣晴比古、新潟大学の椿忠雄、三国政吉の4教授が小委員会を作って同委員会の有機水銀関係を作成した。
- 13) 公害健康被害補償法 救済法に逸失利益に対する補償がなかったため、1973年6月に制定、翌1974年9月に施行。認定患者への補償給付を制度化。大気が第一種、水質が第二種。第二種の疾病は水俣病（熊本県、新潟県）、イタイイタイ病（富山県）、慢性ヒ素中毒（島根県、宮崎県）。第一種地域は1988（昭和63）年に指定解除となり、以後新たな患者の認定はない。
- 14) 橋本道夫（1924-2008）大阪大学医学部卒、1957年厚生省入省。64年に新設された厚生省の公害課の初代課長。環境庁の大気保全局長で退任。1999（平成11）年に報告書が出た「水俣病に関する社会科学的研究会」の座長も務めた。
- 15) 補償処理委員会 1968（昭和43）年9月、「水俣病の原因はチッソ水俣工場で生成されたメチル水銀化合物が原因」とする政府見解が出され、患者家族の中で補償要求が再燃。裁判を起す訴訟派と厚生省への一任派に分裂。厚生省は1969年4月に補償処理委員会を作り、一任派への補償の取りまとめを依頼した。訴訟派は1969年6月提訴。

- 16) 三木武夫（1907-1988）環境庁長官、首相。
- 17) 第3水俣病事件 1973年に熊本県に出された熊本大学の第二次水俣病研究班の班長総括に、不知火海とは反対側の天草郡有明町に「第3の水俣病」の可能性を指摘する言葉があり、以後、全国に水銀パニックが広がった。その後、有明町を含め可能性が指摘された人たちはすべて環境庁が否定したが、この事件をきっかけに、魚貝類の安全基準や水俣湾、徳山湾へのヘドロ除去などが進められた。
- 18) 武内忠男（1915-2007）熊本大学医学部教授、病理学。水俣病の病因物質として有機水銀を突き止めた一人。熊本県の水俣病認定審査会会長。
- 19) ハンター・ラッセル症候群 イギリスの種子消毒工場で起こったメチル水銀中毒で、ハンター、ボンフォード、ラッセルが1940年に臨床報告を行い、そのうちの1人が発病から15年後に死亡し、病理所見がハンター、ラッセルによって論文化された（1954年）。感覚障害、難聴、運動失調、言語障害、視野狭窄がハンター・ラッセル症候群と呼ばれている。
- 20) 議事要点録 熊本県作成の「第二回審査会議事要点録 日時 昭和四五年二月二〇日 一五時から於 熊本共済会館」に、「議題一、救済法運用について 民事とかかわりなく適用するとあるが、水俣病関係では本審査会判定は公害補償と関連があるので、その点も考慮して慎重を要する。〔新制度の運用について県から救済法運用通達等により、説明を受けた。〕と書き換え」とあった。
- 21) 宮崎輝（1909-1992）チッソ入社後、旭化成に配属。社長、会長を歴任。宮崎県延岡市名誉市民。
- 22) 安賃闘争（1962-1963）1962年の春闘でチッソが3年後までの賃上げ額を決める「安定賃金」を提案、組合側は「提案はスト権の放棄と引き換え」と反発。水俣市を二分する事態ともなり、組合は「第一労組」と「新労組」に分裂した。

#### 参考文献、資料

- 1971（昭和46）年10月1日付 熊本日日新聞朝刊。  
水俣病研究会『認定制度への挑戦』1972年。  
原田正純『水俣病』岩波新書、1972年。  
水俣病に関する社会科学的研究会「水俣病の悲劇を繰り返さないために」1999年。  
2007（平成19）年1月1日～11日 熊本日日新聞朝刊「官の倫理」。  
菅沼隆『厚生行政のオーラルヒストリー 和田勝 平成28～30年度科学研究費基盤研究(B)報告書』  
2018年。

## エッセイ

## 水俣病被害者慰霊と水俣仏舎利塔

山口 紀洋

弁護士、日蓮宗教師

## 第1 はじめに

私は、水俣病患者さん達を原告とする水俣被害者互助会訴訟を、14年間以上も弁護しており、現在は福岡高等裁判所に係属し、次回は5月20日です。誰でも傍聴できますから、この随筆で関心をもたれた方は是非来て下さい。

ところで私は弁護士資格を55年前に受け、佛縁でその日の内に、水俣病事件の初期に活躍した後藤孝典弁護士の事務所に行き、先生から未認定患者の川本輝夫氏がリーダーをしていた自主交渉派の弁護団に誘われ、以後、種々の水俣病事件に参加し、今日に至っています。

そこで私は以下、熊本水俣病事件の加害者達の犯罪的行為のあまりにも愚かな事態と、そしてあるべき水俣病事件解決を目指すためのシンボルとして、水俣市中尾山の水俣仏舎利塔の護持が重大であることを述べます。

私が言う水俣病公害事件の加害者達とは、政府、環境省、熊本県、鹿児島県、水俣市です(以下、水俣病行政と総称します)。新潟県でもメチル水銀食中毒水俣病事件は起こっていますが、私は熊本県の水俣病事件のみを語ります。

## 第2 水俣病行政の犯罪的実態

## 1 水俣病公害事件の発生時期

熊本水俣病食中毒公害事件の始まりは、一般には患者の公式発見の56年5月と言われていますが、公害は人間被害が発見される以前に環境汚染が進んでいるものであり、事件はまず魚貝類の汚染があり、それを捕食する鳥、魚、人、共生する猫達が罹患したので、もっとも早いヒトの発病は1942年の荒木節子さん(4歳)とされています。問題は彼女の水俣病認定は、なんと発病以後31年間も経った1973年なので、その間、彼女は被害者としての人権を完全に無視され続けたのです。

## 2 水俣病行政の実態調査拒否

しかも水俣病行政は、水俣病公害事件の発生以来、83年も経過していて、当時のチッソ水俣工場の猛毒有機水銀の廃液が不知火海全域の魚貝類を汚染し、沿岸漁民と水産物の流通経路全域の多数の住民の食中毒死傷事件が発生していることが明らかになっているにも拘わら

ず、現在も、死者数、傷害者数、潜在患者数も発表せず、水俣病診断（認定）の適正基準を定立せず、被害者予想人数の予測すらしていないのです。

水俣病行政は、このように83年間も大規模食中毒公害事件に対して、食品衛生法の法定調査を拒否しているという事態が、犯罪的なのです。

そのために、生存未認定患者は日々苦しみ、潜在患者は自己の被害さえ知らされず、未認定被害死亡者は無名で放置されたままで、決して浮かばれないのです。

このAI汎用時代、EBM医療時代、疫学常用時代において、しかも公害健康被害の補償等に関する法律が厳然として規定する社会において、水俣病行政が、水俣病の未認定死亡者数、患者数、予測患者数の集計を拒否していることは、行政による“無法状態”といわねばならず、まさに未認定死亡者は、全く浮かばれないのです。

### 3 認定制度の欺瞞

水俣病行政は、水俣病患者の概念として、「実態としての水俣病患者」、「民法上の水俣病患者」、そして「公健法に基づく水俣病認定患者」との3種類を認めており、水俣病行政のトリプルスタンダードであり、公害事件での公健法体制下での違法行政は明確です。公健法上の認定患者とは、本人が認定申請を行い、行政が当該申請者について審査し、認定した患者を指します。従ってメチル水銀の曝露を受け、水俣病特有の症状を発症している患者（実態としての水俣病患者）がいても、本人が認定申請しなければ水俣病と認められず、認定申請をしても違法に狭い認定基準に合致しなければ水俣病患者と認定されることはないのです。従って「公健法上の水俣病患者」の背後には、こうした認定されない膨大な「実態としての水俣病患者」が存在するのです。

そこで、2013年4月16日の最高裁判決は、水俣病行政のこの認定違法状態を批判して、水俣病概念、認定は医学的事実として一つであると、水俣病行政を指弾し、原告らを水俣病と確認しましたが、水俣病行政は現在も、この最高裁判決を無視して、トリプルスタンダード行政を強行しています。

### 4 水俣病認定基準の不統一

これらの水俣病行政の恣意的な認定制度の違法運用により、水俣病行政68年間も、医学的疫学的な明確な水俣病像、水俣病診断基準を定立しないために、現在の水俣病認定行政は、混乱の極みを呈しています。

これを実証するのは、4つの水俣病重要判決で、①2013年最高裁判決、②2023年ノーモア近畿訴訟判決、③ノーモア熊本訴訟判決、④ノーモア新潟訴訟判決です。

行政が採用する判断基準は、52年判断条件及び2014年新通知であり、その内容は、複数の症候の組合せが必要であることを原則として、認められる症候が感覚障害のみである場合には、その感覚障害がメチル水銀曝露によるものである蓋然性は低いとした上で、医学的根拠のない病像論を示すことにより、認定の基準を医学、疫学を無視して、恣意的な基準を維持

するものです。

従って今後、水俣病被害者と支援者は、この水俣病行政の被害実態無視、被害者救済拒否、法的矛盾に対して、追及し続け被害者を一人でも救わねばならないと決意しています。それできなければ、認定されず、無名のままに亡くなった方々は、到底浮かばれないのです。

### 第3 水俣仏舎利塔の護持活動

#### 1 仏舎利塔の存在

水俣市街の何処からでも見える中尾山の山頂近くに、白亜の塔が、春は桜の並木の上に、夏は濃い緑の林の中に鎮座しています。

仏塔の高さは22メートル、毎日、朝日と夕日に純白に輝いて、水俣33カ所巡りの成満の仏跡となっていて、中尾公園を訪れる市民の憩いの場所、お参りの場所となっています。

私は前節で、水俣病でありながら無名のままに亡くなった方々は、到底浮かばれないのです、と何度も申し上げましたが、それに対する我々市民の活動は、国会レベルでの適法救済の主張、訴訟での適法認知判決の支援をすることと、もう一つ、あるべき水俣病事件解決を目指すためのシンボルとして、水俣市中尾山の水俣仏舎利塔の護持が重大であることを述べます。

白亜のシンボルを、朝な夕なに仰げば、水俣病公害事件の当時の悲惨な住民の悲惨な生活と、今日の水俣病行政の犯罪性が、鮮やかに胸の内に広がるでしょう。

#### 2 仏舎利塔の建立

この塔の建立の発端は、1971（昭和46）年3月15日に、当時の水俣市長の浮池正基氏が水俣市議会3月議会で、松田議員の質問に対し、以下の答弁をされたことにあります。すなわち、「水俣病死亡者の慰霊のための仏舎利塔の建設につきましては、市としてではなく全国的な規模の団体の御奉仕としての建設などを考えてみたいというところであります。」と。浮池市長の仏舎利塔建設の目的と方法は明確であり、水俣病死亡者の慰霊のシンボルとしてであり、当然、水俣市議会の反対はありませんでした。

そこで浮池正基氏は、仏舎利塔の建設を実現するために、1972（昭和47）年9月28日に水俣仏舎利塔建設奉賛会（以下、奉賛会という）を組織して、浮池氏が代表者会長となり、同志を集め活動を開始しました。そして高山一人氏は、浮池氏の趣旨に賛同して、幹部会員となり、建設活動をしました。

同会は、この日に、中尾山の中腹（現在の仏舎利塔建設場所）で、地鎮祭を挙行了しました。この式には、水俣市の職員も参加していました。仏舎利塔の建設は、1971年3月に、当時の水俣市長浮池正基氏が水俣市議会で、議員の質問に対して、「水俣病死亡者の慰霊のための仏舎利塔の建設につきましては、市としてではなく全国的な規模の団体の御奉仕としての建設などを考えてみたいというところであります。」と答弁され、浮池市長はその後、同志を

募って水俣仏舎利塔建設奉賛会を組織して代表者会長となり、市の賛同をえて、奉賛会の幹部を買主として敷地を市から買い、地鎮祭を挙行し、水俣市の職員もチツン幹部も参加しました。

1983年には建築計画概要書を、熊本県芦北土木事務所水俣出張所に提出して、熊本県第179号事案として確認され、1983年12月には(株)田頭建設の工事で仏舎利塔が完成したのです。

### 3 水俣市からの撤去要求

このように真白な仏舎利塔は、元市長の発意で水俣病死亡者の慰霊、決して浮かばれない未認定患者さん達の慰霊と救済のシンボルとして建立されたのです。

以来、中尾山公園を訪れる市民の方々が、帰り道に仏舎利塔を拝観してきたのです。

従って、仏舎利塔は水俣病患者さん達、ご遺族の方々はもとより、水俣市とも切っても切れない縁があり、尊く仰ぎ見て礼拝を続ける、聖霊の地なのです。

このように、仏舎利塔の関係者達はもとより、参拝者、観光者達は、40年間も塔の存在と敷地の使用をなしてきたのですが、水俣市は何を思ったのか、2022年7月12日になって、突然、関係者達は水俣市の代理人弁護士舞田邦彦氏から文書で、仏舎利塔の収去、敷地の明渡しを求められました。

そこで、仏舎利塔の護持の有志の方々と私が代理人となって、仏舎利塔の保存を求めて活動を始めました。そして私が水俣市長に第1に求めたことは、お話し合いをすることでしたが、水俣市はかたくなに話し合いを拒否しています。

### 4 仏舎利塔の意義

- (1) 水俣仏舎利塔の設立目的は、水俣病被害者の慰霊のシンボルであり、従って、塔に対する、水俣市の一方的な撤去の主張は、被害者に対してあまりにも乱暴な仕打ちです。

ここからは、仏舎利塔の2021年の改装法要で「森の会」が配布した栞「みなまともやいの森仏舎利塔」のなかで仏舎利塔の改装作業を有志の方々になした、日本山妙法寺の佐藤達馬上人の、法華経の真髓を表現した、「仏舎利塔とは」という詩に、私が丸括弧で、解説を致します。

- (2) 「仏舎利塔とは」 佐藤 達馬

お釈迦様の遺骨が納められたもの

(仏舎利塔の始原をたどれば、古代インドやネパールでお釈迦様の遺骨を納めた塔です。現代もタイ国やミャンマーなど、上座部仏教の国では、黄金に輝く仏舎利塔が何百とあります。しかし同じようは塔でも宝塔という、遺骨を納めない塔もあります。お釈迦様の遷化後、時代が下り紀元前後になりますと、お釈迦様の墓所、墓標というよりは、お釈迦様の尊い教えのシンボルという意味が濃くなって来ます。日本各地にも多数存在しており、宗教施設と言うよりは、仏教の尊い教えのシンボ

ル、さらには尊い智慧のシンボル、現代では世界平和の祈りなどの対象であり、人々の魂のよりどころなのです。遺骨を実際に埋葬しているか否かは、学術的には重大なことですが、現実には、世界中の仏舎利塔に米粒ほどの遺骨でも、全てに配布することは不可能なことと、お釈迦様は教学上では、無始無終と言って、はじめもなく終わりもない永遠の命であり、実際には遷化はしていない、遷化は方便であると言う教学もあるので、複雑なのです。しかし、いずれにせよ、日連宗系の宗派では、お釈迦様の存在よりも、お釈迦様の教え・仏教教義を重視する考え方があって、墓所というイメージは必ずしも必要がないのです。

#### お釈迦様の生命そのもの

(従って、佐藤上人も、仏舎利塔を仰いで、死と言うよりも、連綿と大宇宙の存在と共にあり続ける生命そのものを見ていらっしゃるのです。)

#### 仏舎利塔の丸い姿は

(丸い白亜の姿は、人為的な構造物ではなく、その丸さに、無限性、全体性、優雅さ、対立のなさ、宇宙エネルギーの一瞬も止まらない流れを、実感出来るのです。)

#### 宇宙そのものである仏様の姿を表したマンダラ

(佐藤上人は、ここで、仏様も衆生も、究極は大宇宙と一体であると言う、仏教の一念三千の法門を、表現しています。この法門を、出来る限り分かり易く申し上げますと、人間の一瞬の心の認識で、大宇宙が把握出来る、把握すると、対象の大宇宙と一体となれる。考え方によっては人間存在いかにも卑小なものであるが、また考え方によっては、大宇宙と一体となれる、一体である。大宇宙の唯一の法則、と同時に無数の法則に人間個体が編み込まれていて、何の障碍もなく、大宇宙になりきれるのであると、実感、実存、出来るのですと、お釈迦様は、佐藤上人はお説きになっています。

さらにマンダラは、仏教の教えを、同時に大宇宙全体を、様式化し、図像したもので、従って大宇宙を信仰的分析し、理解し、想像すると、マンダラに表現され、と同時に信仰のご本尊となると説かれるのです。)

#### 全てに意味があり、円満におさめる事を示した形

(丸いという形象は、われわれの周りに存在する物すべてに、私達自身の存在の全てが、大宇宙の法則に則っているのですから、空間的には網の目の様に1mmの隙間のない関係があるのであり、時間的にも1秒の空虚もないように因果の法則を表現していますので、全てに意味があるのです。そしてその因果の法則に従って、全ては一瞬の中止もなく流れているので(諸行無常 空の認識)、全て円満に流れ、収まる。何の障碍もないことを、丸い姿は厳密に表しているのです。)

#### たとえ姿がみえなくても

(信仰は、見えないものを見る、人間の営みですから、禪の筆法のように、壁面に、丸い形のみで、十分理解できるように、仏舎利塔もその丸い形状には、非常に深い

教説が込められているのです。)

仏様は常にここにいて

(佐藤上人は、ここで心を大宇宙から、仏舎利塔の龕室のお釈迦様に移しますと、冒頭で解説しましたとおり、さらに龕室のお仏像様とともに、仏舎利塔自体が、無始無死の永遠のお釈迦様に見えておいでになるのです。)

まるで母が子供を愛撫するように

(佐藤上人は、大宇宙の実感から、これもまた、一念三千の法門の、復路ですが、巨大から、微細に一瞬にして戻られ、仏教の最高の真髓である、人間関係の中の母子に代表される、大慈大悲を説かれておられます。)

父親が正しき道を示してくれるように

(人間関係の大慈大悲は、家庭において真っ先に実践されるのであり、両親がいなければ、子供の存在はなく、しかも慈母嚴父の諺通り、両親は「愛」と「智慧(仏智)」を表し、真の家庭愛、人類愛を、実現するには、二つの教えが必要であることを、お釈迦様は説かれておられます。)

どんな苦しみの海にいても

(言うまでもなく、石牟礼道子さまの「苦海浄土」ですが、お釈迦様は四聖諦という法門の第1に、人生は一切皆苦と説いておられ、人生は生老病死の四苦八苦なのです。)

どんな大火に焼かれようとも

(これは法華経の譬喩品第三の、三車火宅の譬えの、お釈迦様の教を表しています。)

この世界には救いの力が存在し

(法華経も、他の大乘仏教の教典も、煎じ詰めますと、お釈迦様や阿弥陀様や諸如来が、どんな衆生をも、どんな状況であれ、救って下さることを誓願し、約束し、実践して下さいという、教えです。衆生がこのことに気が付くこと(これも仏智なのです)が、仏教の醍醐味なのです。)

救いの教えが存在し

(衆生が救われることは、直接、仏様が手を差し出して下さることもありますが、一番の確実な仏の救済は、我々衆生が救いの教えは必ずあると信念し、教えを探し、教えに出会い、救いを認識し、仏の救いを受け入れ、実践することです。)

救いの人が存在することを示したもの

(だからこそ、人間は、信仰をしよう、と、しまいと、救いの人と教えを尊いと思ひ、感謝し、大切にすることです。)

泥沼からしか白蓮の華が咲かないように

(宗派は問わず、仏教のお寺には、蓮華の花や模様や彫り物が、沢山あるのは、如蓮華在水というお経の言葉を大切に、この教理を象徴しているからです。妙法蓮華経という経名も、まさにこの白蓮華から取ったものです。この教理は、苦勞を

しなければ成功しない、真理はつかめないという意味と、不染世間法と言って、蓮華は汚濁の水で育っているのに、露一つでも汚れない。世俗の考え方に染まったら、真理は望めないという意味があると思います。)

苦しみの海を経て初めて浄土となる

(前文の、初めの意味ですね。人間や人類は、苦しみの体験を経て、初めてこの地上が、社会が浄土・天国となるということを示しているのです。)

仏舎利塔とは浄土というものをこの地上に表したもの

(従って仏舎利塔は、この穢土を、浄土・理想社会にすることのシンボル、目標である。そして仏舎利塔・宝塔は世界各国で、地上でもっとも美しいもの、大切なものとして、さらに発展、建立されるべきものです。世界の普遍的な目標、人類の倫理でもある、人類愛、人類融和、世界平和の目指すシンボルです。)

水俣に仏舎利塔が立つべき所以はここにある

(冒頭で述べたように、水俣市のチッソ工場を中心とする不知火海沿岸の多数の水俣病患者さん達、被害者達は、この水俣の地で(仏舎利塔から水俣病の元凶、チッソ水俣工場を見下ろせます)、無名のうちに死に、或いは不条理な苦悩を病んで、60年以上も生きてきたのです。だから今こそ、この鎮座している仏舎利塔から、慰霊と仏智を授かり、救われねばならないのです。)

- (3) 水俣仏舎利塔はこれまで40年間存在し、市民の水俣病死者、被害者の慰霊のシンボルとして、また人類融和、世界平和のシンボルとして鎮座し、市民の祈りの場、憩いの場を整えて、これだけの深い教えを、水俣市民に伝えているのです。大切にしなければなりません。

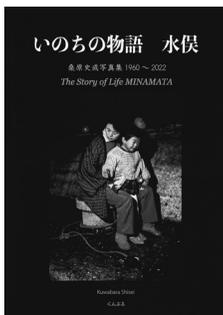
すでに水俣市の識者多数、市議員も複数人参加して、市の要求はあまりにも無法であり、結局はこれまで述べた水俣病行政と同じで、水俣病死者、被害者達を無視し、被害者を排撃するものであるので、水俣市に対して話を求めています。

仏舎利塔護持を訴えて、署名運動を起し、すでに8,000人の署名を集めて、水俣市長に提出しました。

南無妙法蓮華経 多謝合掌



## 書評



桑原史成著

『いのちの物語 水俣  
桑原史成写真集1960～2022』

くんぶる、2022年10月

評者 芥川 仁

写真家

水俣病事件を取材した桑原史成の写真集は、私の手元に7冊。その最新刊が「いのちの物語 水俣」だ。最初のページを捲ると見開きでカラーの集合写真がある。写真に登場するのは被害者の闘いの先頭に立ち、桑原史成写真集では馴染みの被害者たちだ。それぞれの手には患者自ら、又は、その家族が写された大きいモノクロ写真を持っている。キャプションに「1960年に撮影を開始して50年目の公式確認日に水俣湾埋立地で集合写真を撮った。2010年5月1日」とある。撮影者である桑原史成は、水俣病事件50年の歴史と自らの仕事50年をこの一枚の集合写真で表現したのだ。一つの事件を半世紀以上も取材し続ける写真家は多くはない。なぜなら写真家の現役寿命が半世紀を超えることが稀であることと、一つの事件が半世紀を超えても尚、社会へ問題提起を発し続けることが稀であるからだ。つまり、この写真集「いのちの物語 水俣」は、写真家桑原史成と水俣病事件の稀なる60年間に及ぶ関係性によって成り立つ物語なのである。

第一章は公式確認患者第一号となった田中実子さんが6歳の時から始まる。10年後は娘になり、20年後には自宅でくつろぐ両親に笑顔を見せる実子さんの姿がある。両親はその後他界され、田中家の長女綾子さんが自宅前の船着き場で晴れ着姿の実子さんを世話する1986年の写真が最後になっている。現在の実子さんは古稀を過ぎ、水俣市内の自宅で義兄の世話を受けて暮らしているが、寝たきりで24時間の介護を必要としている。

田中実子さんが登場する写真の右肩に「実子」と大きめの白抜き文字が入っている。この文字に編集者である久保田好生と白木喜一郎が被害者に寄せる親近感が現れていると感じた。編集を担当した2人も又、50年以上水俣病事件の被害者と付き合いしてきた支援者である。「実子」と呼ぶことで、被害者と支援者の距離が一気に縮まる。その愛おしさを込めた距離感が編集作業の中で無意識に表出したのだろう。

第一章では田中実子さんの他に、胎児性、小児性患者たちが幼い頃から成長していく姿を辿ることができる。60年間継続して取材してきた桑原史成の真骨頂だ。そして、ここでも、支援者である編集者2人が「若い患者」と言われる世代の被害者に向ける親しみの感情が家

庭アルバムを捲るように伝わってくる。若い患者たちの姿が何しろ愛おしい。

桑原史成が水俣を初めて訪ねた1960年は、水俣病が公式に確認され病因物質がメチル水銀であることは判明していたが、まだ「奇病」と言われた時代。チッソ水俣工場の廃液が原因と認められるのは1968年9月になってからだ。第二章「海と病床」では、奇病によって激変し困窮する海辺の暮らしや水俣市立病院に入院している重篤な患者の病状が伝えられる。特に病院の廊下で発作を起こしている川上タマノさんや船場岩蔵さんの変形した手、松永久美子さんの瞳など、桑原史成でなければ撮影できなかった健康被害の重篤さを象徴的な写真によって印象深く伝えている。後になって私たちが水俣病事件の被害を思い浮かべる時、この時代に撮影された桑原史成の写真が大きく影響を与えていることが分かる。

この後の章に「チッソ水俣工場」があり、続いて『『苦海浄土』と石牟礼道子さん』の章が続く。ここでも編集者の作家石牟礼道子に対する敬愛の情が「さん」付けに滲んでいる。多くの読者が影響を受けた「苦海浄土」の登場人物と思われる実在の被害者が1960年撮影の桑原史成の写真によって登場する。しかし、私は微妙な違和感を感じた。作者が「苦海浄土はノンフィクションではない」と語っていることを前提とすれば、実在の被害者を登場人物に当てはめるのは行き過ぎではないだろうか。もう一点、これまで見る度に不思議に思っていた写真がある。資料編冒頭の「彼岸の団欒を垣間見る」で石牟礼道子さんが触れている半永一光さんが若い頃の家族が横になっている写真だ。家族が並んで就寝している場面を他所者である桑原史成が押し掛けて撮影したとは思えないし、この写真の半永一家には石牟礼道子さんが書いているようにどこか和やかな雰囲気が漂っている。キャプションにある「家族は寝転んでみせてくれた」を読んで状況を理解できた。撮影は桑原史成が水俣の取材を始めてまだ日の浅い頃だ。彼の正直な人柄と熱意、それと小さな漁村で暮らす人びとの誠実さが撮らせた写真だったのだと理解できた。

水俣を題材にした桑原史成の写真集は告発的な内容が多い中で「いのちの物語」は編集者の意図が強く反映し、事実の過酷さを伝えながらも被害者への愛おしさが漂う写真集となっている。「あとがき」によると水俣病事件を知らない若い世代へ向けて企画されたとある。2024年5月1日に開催された環境大臣と被害者団体の意見交換会での「マイク切り事件」に象徴されるように、行政の水俣病切り捨て策は顕在化している。この写真集が新たに「水俣」と出会う若い世代の一助となることを切に願う。

## 書評



田口ランディー著

『水俣 天地への祈り』を読んで浮かぶこと

河出書房新社、2021年9月

評者 高倉 敦子

ガイアみなまた

水俣というのは不思議なところだと、別にこの本にそう書かれているわけではないが、読み終わるとなにかそんな気持ちにさせられる。水俣に助けられているという感覚。あの時、田口さんは和服姿で現れた。2004年8月28日、水俣湾水銀ヘドロ埋め立て地にて、石牟礼道子さんの台本による新作能「不知火」奉納の舞台。私は実行委員のひとりとして、当日の天候だけが気がかりだった。続々と集まってくる観客（立会人）をどうやってスムーズに会場に誘導するか、スタッフが旗を持って案内するその列の中に、田口さんはいた。初めてチッソの人にも参加を呼びかけた記念すべきその日。

100%の雨予報、おまけに台風の接近中。埋め立て地でやれるのかやれないのかの最終判断を託されたのが漁師の緒方正人さんだった。その答えは「予定通りあの場所でやる」であり、まさにその言葉の通りに奉納が終わるまで雨は一滴も降らず、月まで出て、終わると待ちかねたように一気に降り始めた。まるで結界でも張られているように、埋め立て地の上だけ晴れていた。「奇跡ってあるんだね」と、そういうものを信じない夫がつぶやいた。「ただならぬものを感じました」とは道子さんの言葉。私はとんでもないところに立っていた。

漁師の杉本栄子さんと緒方正人さんがいて、田口さんの水俣行脚は二人の祈る姿に出会ったことから始まる。全ては出会いから。「遅れてやってきた水俣」という田口さんの表現。でもその時でなければすくい取れなかった言葉たちがひとりの作家を待ち受けていた。二十代の頃に石牟礼さんの「苦界浄土」に出会っていながら、水俣には近づけなかった人が二十年かかって水俣に現れ、二人の心の内を聞き取り、本にした。そこにはユージン・スミスという人間像も新鮮に描かれている。水俣病事件とは自分自身を映す鏡のようなものであり、吐いた言葉が自分に向かってくることがある。直視するのが痛い。思いがけず他者に届くこともあれば届かないこともあり、苦しくなる。あまりに理不尽なことが続くと狂いたくもなる。

44年前、私は旅の途中で水俣に立ち寄り、そのまま水俣病センター相思社の一員として10年間お世話になった。正人さんとはその頃、水俣病認定申請患者協議会の活動の中で出会うことになる。行動の先頭に立つのが当時の理事長でもある川本輝夫さんだった。勉強不足の私はいきなりの水俣病闘争の拠点での共同生活、運動との両立にもがいたりする日々が続き、

そもそもなぜ私は水俣にいるのだろうか？ という心の声と表看板に押しつぶされそうな自分がいた。そんな時、軟弱な支援者を助けてくれたのが水俣病で苦しむ人たちであり、尊敬する漁師と、この大地だった。

正人さんは運動の中での自分自身の違和感に気がつき狂い始めたという。新参者の私にその方向性への疑問を打ち明け、どう思うかと問われたが答える術もなく、その苦悩を当時はわかろうとしなかった。何かに取り憑かれたようによろけながら歩いている姿を見た時には、声をかけることもできなかった。認定制度に閉じ込められ縛られ苦しむ数え切れない命が後ろに続いていることを、抗う正人さんに見てしまった。

闇の中にこそ光はさすのだろうか。ある日のこと、実にあっけらかんと「あそこを寺にしたいと思ってる」と突然というより長い長い自問自答の末に正人さんが言った。もちろんそれはお寺を建てるということではなく、水銀へドロ埋め立て地が人々に菩提心を起こさせるような役目を果たし、祈りを捧げる場所になることを願ってそう言ったのだ。貶め合うことを終わらせていこうとした。「水俣病は自分の守護神である」と言う栄子さんは、正人さんの守護神でもあった。栄子さんは沖縄のノロさんのような雰囲気があり、時には何を言われるかわからない緊張感をほらむ。前後の脈絡がないまま「高倉さんと屋久島に行く」。えっ？ いきなりどういうこと？ 今思えば起死回生の松明たいまつのような人だった。押さえて蓋をしていた記憶がよみがえり噴き出して止まらなくなる。水俣に助けられている。つまりはこれがのさりなのか。

埋め立てられた命の苦しみ、怨み、人のねたみ、切り刻まれた心、むしばまれる体。こんな理不尽をいつまで強いられるのか？ 密かに心に願ったことがたったひとつある。「魂の底から喜び踊るまつりがしたい」。苦し紛れに出てきた言葉。人は何をもって本当に救われるのか。言葉とは本来祈りのようなものだった。原初の心をつかみ取って表現しようとした田口さんも祈りの人。私にできることは私の感じた水俣を彼女に見てもらおうことだった。いよいよ2025年は水俣病公式確認から70年という節目。ここまで来たらもう反転するしかないではないか。書評というより、願わくば自分自身の声で歌い、踊り、誰もが命輝かさんことを。

## 書評



谷口智子編

『タキ・オンコイ 踊る病』

— 植民地ペルーにおける

シャーマニズム、鉱山労働、水銀汚染』

春風社、2023年2月

評者 田中 雅一

国際ファッション専門職大学・国際ファッション学部

本書は、16世紀ペルーの高山地帯で起こった水銀中毒に関する書籍である。所は地球の反対側の南米のペルー、時は日本では室町から安土・桃山時代。空間的にも時間的にもこれほどかけ離れた「事件」が、現代に生きる私たちにどのような意味をもつのだろうか。はたしてどのような知見を水俣病に携わってきた人々にもたらすのだろうか。そのような期待と不安を抱きながら、本書を読み始めた。

本書は、南米を専門とする宗教学者で本書の編者でもある谷口による短い序と結に挟まれた8章からなる。構成は以下の通りである。

## 第一章 人類の宗教史における水銀とシャーマニズム

——タキ・オンコイを理解するための序論 [谷口智子]

## 第二章 スペイン帝国下のアルマデン水銀鉱山——その歴史と水銀中毒 [立岩礼子]

## 第三章 「囲いに入れられた神」と「赤く顔を塗られた神」 [谷口智子]

## 第四章 一六世紀ペルーにおけるタキ・オンコイと水銀

[ルイス・アルベルト・サンタマリア・ファレス (谷口智子 訳)]

## 第五章 タキ・オンコイにおける人体への水銀汚染をどうとらえるのか [中地重晴]

## 第六章 タキ・オンコイ、憑依、ハサミ踊り [谷口智子]

## 第七章 タキ・オンコイから鉱山の悪魔まで——その社会的アプローチ

[ルイス・アルベルト・サンタマリア・ファレス (谷口智子 訳)]

## 第八章 アンデスの創造力における「収奪」のイメージ

——タキ・オンコイとピシュタコ及びコンパクトード [谷口智子]

以下、順に紹介する。

タキ・オンコイは、スペイン統治下の16世紀半ばにペルーのワマンガ地方のワンカベリカ水銀鉱山(1975年に閉山)で起こった、急激な産業化やそれに伴う労働システムに対する先

住民の反乱を指す。それは、1560年から1571年まで続いた。踊る病や歌い病と称され、水銀鉱山での過酷な労働を強いられた先住民たちによる反スペイン的な、憑依を伴う宗教運動ともストライキやサボタージュとも理解されていた。しかし、最近になって彼らは水銀中毒の患者ではなかったか、憑依は震えであり歌は奇声ではなかったかと指摘されるようになったという。当時の様子は巡察使であったクリストバル・アルボノスによって『功績報告書』に記録されている。

第一章で谷口は、宗教と水銀との関係を紹介している。例えば中国で水銀（その化合物である辰砂）は不老不死の薬（丹薬）として珍重されてきた。インドで水銀はシヴァ神の精液であり、若返りの薬であった。日本では、空海の高野山造営と硫化第二水銀（朱）の採掘を生業とする紀伊丹生氏、彼らが信仰していた水銀の神（丹生明神）との間に密接な関係があったという。また、ヨーロッパの錬金術に関係し、赤い辰砂（硫化水銀）が墓地や遺体で使用されていたことが分かっている。本書の舞台であるアンデスにおいて水銀（そして水銀鉱山）はワカ（聖なるもの）であった。それは人間がコントロールできないものであり、時に山の神ティオとして神格化された。

第二章で、歴史学者の立岩は、世界最大の水銀（辰砂）鉱山、スペイン内陸部にあるアルマデン鉱山について紹介している。17世紀以後主たる労働力は、受刑者、浮浪者や非キリスト教徒（ユダヤ人、イスラーム教徒、ロマ）、奴隷などであった。アルマデンでは水銀を加熱した際に生じる蒸気や、抽出した水銀を手にとることで水銀中毒が生じた。例えば1684年に100人の囚人が鉱山で働いていたが、そのうち20人が中毒で「役立たず」であった。18世紀半ばになって水銀中毒を発症した鉱夫専門の病院が設立された。一方、受刑者でも奴隷でもなかった中南米の先住民には、17世紀初頭に水銀中毒への対応が図られたという。

第三章で谷口は、16世紀半ば（1564年）に発見されたワマンガ地方のタキ・オンコイは、ワカ（聖なるもの）が人々に憑依するという新しい現象を伴っていたが、この「憑依」の性格は抑圧されている人々が異議申し立てをする手段と理解されている周縁的憑依であり、水銀中毒の症状であった可能性が高いと指摘する。谷口は、シャーマンたちが囲いに入れられ、顔を赤く塗られたという『功績報告書』の記述に注目し、そこに豊穰を祈願する伝統的な家畜儀礼との連続性を認める。タキ・オンコイは、憑依するワカを信奉する「伝統復古的」宗教であり、反スペイン、反カトリシズムの運動であった。その上で、谷口は赤い塗料は水銀（辰砂）であろうと推察している。さらに、タキ・オンコイの発見は、ワンカベリカ水銀鉱山が操業を開始したのと同じ1564年であり、この鉱山の周辺で発生している事実から、ここで働いていた先住民たちが水銀中毒に侵されていたと思われる。以上から、谷口は「タキ・オンコイの中に度々見られる異常行動は、例えば、神経が侵されて平衡感覚が取れず、踊っているように歩く水俣病患者「水銀中毒」症状の表れだった可能性がある」（本書、91ページ）と述べる。

第四章で、保健管理学と人類学が専門のサンタマリアは、16世紀ペルーの年代記録者ワマン・ボマが残した図をもとに水銀鉱山の操業が先住民にもたらした症状や労働環境の改善に

ついて詳述している。ここで重要なのは、鉱山や精錬所で吸引した水銀蒸気による症状が地方の文化的イデオロムによって、つまりワカが体内に入ったとして当事者たちに理解されていることであろう。

環境化学と環境マネイジメント論を専門とする中地は第五章で、タンザニア側のヴィクトリア湖岸や都市部で調査を行い、水銀入り石鹸を使用している都市民の毛髪中の水銀濃度が高いことが明らかにした。一部には無機水銀中毒に見る症状が認められたが、中地はこれを一時的なもののみとしている。また、タキ・オンコイに見られる興奮状態と中毒との間に直接的な関係はないとする。この見解は、谷口やサンタマリアの議論とは大きく異なる（谷口は、結にてこの見解にたいし反論している）。

第六章で谷口は、サラ・カストロ・クラレンの論文を参照しながら、ホセ・マリア・アルゲダスの短編小説『ラス・ニーティの最期』で描かれているハサミ踊りにタキ・オンコイの名残を認める。そこに認められるのは、ワカの神々との憑依を通じての交流であり、死（破壊）と復活のテーマである。クラレンによると、タキ・オンコイの4つの要素、舞踏、説教、音楽、エクスタシーのうち説教以外は現在の芸能に継承されているという。小説で描かれているハサミ踊りの起源は、チャンカ族による聖なる石（水銀）の踊りに求められる。踊り手たちは水銀との交流（暴露）を通じてエクスタシーに入ったのである。それはまた、（次章によると）人体から水銀を排除するための「癒しのダンス」という性格を備えていた（本書、254ページも参照）。しかし、それはスペイン人にとっては、露骨な反スペイン、反キリスト教を掲げる千年王国運動であり、偶像崇拜、悪魔崇拜であり、徹底的な破壊の対象にすぎなかった。そして、水銀の採掘が産業化するにつれ、先住民は賃金労働者となり、聖なる石はただの石ころとなった。ワカに憑依された人々は病人へと変化した。

第七章は、本書のほぼ3分の1を占めているサンタマリアの論稿である。ここで著者は、タキ・オンコイに見られる水銀中毒の発生過程を論じている。まず、第六章を受ける形で、紀元前1400年頃から本書の舞台となるワンカベリカで集中的な水銀発掘が始まり、それによって水銀中毒が慢性化したと推定している。こうして、ワカとみなされた人間が生まれる（172ページ）。ここで鉱山労働の変化が詳述されているが、著者はタキ・オンコイを過酷な労働条件の改善運動であったとも述べている。本章での主要な節は、第3節「一六世紀のワマンガにおける水銀鉱業」の後半、タキ・オンコイが「発見された」とされる1563年から1572年までを扱った項「ワンカベリカの水銀鉱山」である。当地の鉱山を「発見」したスペイン人、アマドール・デ・カブレラとアルボノスとの駆け引きや、「呪われた者」についての解釈、アルボノスによるワカや偶像の破壊、またインディオが彼をどのように見ていたのかが詳述されている。タキ・オンコイはまた病気でもあり、キリスト教への改宗によって放棄されたワカによる懲罰であった。このため、人々は反キリスト教的な態度を取ることになった。しかし、サンタマリアは当地で起こった偶像破壊を宗教的な対立とは見ていない。背後にあるのは、鉱山開発の占有という経済的な動機だということ。そこではアルボノスもまたたんなる道具にすぎなかった。サンタマリアはまた、鉱山の神が悪魔化したことやそれを指

す名前の相違が水銀曝露あるいは中毒の症状を表していると指摘する。この悪魔化は、発掘に従事する鉱夫たちにも及ぶ。

第八章のテーマは、首を切って血や脂肪を取り去るアンデスの吸血鬼ピシュタコについてである。谷口によると、ピシュタコには、首斬り、脂肪をとる、よそ者の3つの特徴が認められる。首斬りは、ピシュタコが供犠の執行人であり、聖なるものに関わる両義的な存在であることを示唆している。脂肪は政治力や創造力、混沌からの回復力を表すため、その収奪はこのような力を喪失することを意味する。ピシュタコは、現地の人間や神と互酬関係にないか、それに失敗したよそ者である。先住民たちは、植民地主義による歴史的な危機を克服するためにピシュタコという神話的存在と結び付けて、彼らが直面している現実を理解しようとしてきたこと、またその犠牲者は水銀中毒で痩せ細った人間を想起させると谷口は指摘している。

以上が、タキ・オンコイに関する本書の紹介である。タイトルの踊る病やサブタイトルのシャーマニズム（ほとんど触れられていない）、鉱山労働、水銀汚染にひかれて本書を手にとった人も多いのではないかと推察されるが、索引やグロッサリーがないため、スペインや中南米の歴史を専門としない読者には全体を把握するのはかなりきびしい。また、各章のつながりや量的なバランスも必ずしも分かりやすいものではない。その理由の一つは、谷口の既出論文が含まれているため、どうしても全体の流れが途切れてしまうと同時に内容的に繰り返しが多い印象を与えるからと言えよう。また、本来ならペルーやスペインといった地域的・歴史的限定を超えて、水銀汚染に関心のある読者との橋渡しをするはずの中地論文が、本書の主張と対立していることも、本書全体の主張を弱める結果になっているように思われる。さらに当事者の視点を重視するという谷口の主張にもかかわらず、サンタマリア論文に見られるような物質主義的あるいは還元主義的な議論が散見されるのは残念である。とはいえ、限られた史料しか入手できない状況で、神話や儀礼、芸能を念頭に、当時の民衆の想像力・創造力に肉薄している点については大いに評価したい。

ここで冒頭の問いに戻ることにしよう。水俣病に関心のある読者は、本書から何を学ぶことができるのだろうか。時間的にも空間的にも遠く離れてはいても、タキ・オンコイと水俣病との類似性を見出すことはさほど困難ではない。水俣病の原因とされるメチル水銀化合物を海に排出していたのはチツソであった。チツソが水俣工場を開いたのは1915年で1932年にはアセトアルデヒドの稼働を開始した。それと前後して1927年に朝鮮半島に進出している。チツソにとって九州の辺境に位置した水俣もまた植民地の延長という意識が強かったのではないか。一方、地域住民にとってチツソは日本経済の発展を推進してきた近代主義の象徴であり、地域経済の発展にとって不可欠な存在であった。このチツソに異議申し立てをすることは、そこで働く多くの地域住民を敵に回すことであり、また高度成長期に向けて邁進する日本経済や、さらには近代のプロジェクトに抗することを意味した。では近代の闇を暴こうとするこの長くて困難な運動を可能にしたのは何だったのか。

水俣の漁師たちの証言や石牟礼道子の小説を通じて繰り返し語られるのが、イオ（魚）湧

く海と称される豊かな不知火海での営み、「のさり」（天のめぐみ）とともに生きてきた暮らしである。そこには個人や人間という枠を超えた命のつながり（互酬性）という考えが認められる。原初的な宗教意識とも言えるこの生命主義こそが、水俣病で苦しむ人々に尊厳を与え、彼らの正義に道を開く思想ではなかったか。これが、発症後短期間で亡くなった人を葬り去ることなく、胎児性水俣病で生まれてきた人を排除することも過度に偶像化することもなく、同じ人間として受け入れようとする態度を可能にした。これが、魚を商品としかみない商業主義や労働者をシステムの一部としかみない資本主義を乗り越える視点を打ち立て、当事者を超えた広がりをもつ運動へと導いたのである。

本書に繰り返し登場するのは、ボリヴィアの鉱山を調査したジェーン・ナッシュが紹介している「我々は鉱山を食べ、鉱山は我々を食べる」という言葉である。それは、産業化以前の人々と山の神との互酬的關係を示唆すると同時に、植民地支配による産業化が進むにつれて生じる鉱山や労働者の搾取を前提とする敵対的な關係をも示唆している。本来両義的な山の神は、産業化とともに悪魔へと変貌する。外部から進出して地域共同体を切断し、多くの賃金労働者を生み出し、自然を汚染する巨大なシステムに対抗できるのは、政治闘争でも、裁判闘争でもない。それは自然と人間とが日常的に営む互酬性であったことを、本書は雄弁に語っている。このような思いに至ったという点でも、本書の試みは十分に成功していると評価したい。



## 研究会報告

## ミャンマー調査研究会報告について

中地 重晴

熊本学園大学水俣学研究センター長

## I. はじめに

熊本学園大学水俣学研究センターのメンバーと京都大学大学院アジアアフリカ地域研究研究科の藤倉達郎さん、中村紗枝さん（現 東京大学）で、2019年3月にミャンマーの小規模金採掘の実態調査を実施する計画を立てるための予備調査を実施した。その翌年、2020年初より新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、同年3月には軍事クーデターで、ミャンマーの政権が変わり、渡航することが難しくなり、本調査を実施できず、今に至っている。

この間、調査内容を報告することを控えてきたが、本調査の計画が立てられず、時間が経過するばかりなので、2019年3月に実施したミャンマーでのASGM・Artinasal and Small-Scale Gold Mining=小規模金採掘（以下、ASGM）に関する調査について、帰国後の研究会で発表した内容を水俣学研究14号に、研究会報告として掲載することにした。

我々の調査は2019年3月23日から31日の間に、ミャンマーのヤンゴン、ネピドー、マンダレー、シング等を訪問した。同行した中村紗枝さんに依頼し、京都大学大学院アジアアフリカ地域研究研究科に留学生として派遣されたミャンマー政府天然資源環境省環境保全局の職員に訪問先等の調整を依頼し、同職員の同行のもとに調査を実施した。

本来なら、研究論文としてきちんとまとめる必要があるが、2019年の調査は予備調査的な意味合いで、小規模金採掘の現場を訪問し、調査計画を立案しようという目的で渡航したため、小規模金採掘に関する現状把握とはいいいがたいものだが、軍事独裁政権が続く中で、本調査の計画が見通せないため、研究会報告として、掲載することとした。メモ書きに等しい内容であるが、今まで報告されていない知見も得たので、紹介する。

本稿では、調査の概要とミャンマーにおけるASGMの操業実態ということで、天然資源環境省環境保全局長から説明された内容と、調査で訪問したケンタウン村の行政組織CSRの職員からの聞き取り内容についてまとめた。

## II. 調査の概要

## 1. 参加者とその担当

今回のミャンマー調査に参加したメンバーは、水俣学研究センターの花田昌宣、中地重晴、田尻雅美、井上ゆかり、高峰武と京都大学の中村紗江、藤倉達郎（部分参加）の7名である。

ミャンマー人の通訳2名と、ミャンマー政府天然資源環境省環境保全局の職員2名がネピドーから同行した。水俣学研究センターの花田、中地、田尻、高峰で、滞在した場所ごとの記録整理を分担した。全体を通して、写真とビデオ撮影を井上が担当した。

## 2. 調査の日程

調査の日程と訪問先は以下の通りである。図1に訪問先のヤンゴン、ネピドー、シングの位置を示す。

- 3月23日 福岡空港からバンコク経由で、ヤンゴン空港へ
- 24日 ヤンゴンから首都ネピドーに、陸路で、移動
- 25日 午前中ネピドー天然資源環境省環境保全局訪問  
午後 シングへ移動
- 26日 シングケンタウン村 Forever鉱山見学
- 27日 ケンタウン村 小規模金採掘（鉱石採掘現場と精鉱現場訪問）、CSR事務所訪問、  
ケンタウン村郊外、露天掘り現場訪問
- 28日 ケンタウン村ゴールドショップ3店舗訪問、シングからマンダレー
- 29日 飛行機で、マンダレーからヤンゴンへ移動
- 30日 ヤンゴンからバンコクに移動、バンコク泊
- 31日 バンコク、スワナープール空港から福岡空港



図1 ミャンマーの訪問先の位置図

### Ⅲ. ミャンマー政府天然資源環境省環境保全局長との面談内容

3月25日にミャンマーの首都ネピドーのミャンマー政府天然資源省環境保全局長Hla Maung Thein氏と面談した<sup>1)</sup>。

以下、環境保全局長及び担当者（Pyae Sone Soe氏）から受けた説明を要約する。

ミャンマー政府の天然資源環境省のECD=環境保全局（以下、ECD）は、11課あり、主に環境汚染防止を担当している。その業務の中には、ASGM汚染問題、鉱山開発、経済開発などがある。

ASGMについては、2018年以降、20acre/エーカー（約81,000㎡）以下でも開発できるようにした。個人で、伝統的なやり方で水銀とシアンを使って、金採掘している。環境に良い方法を勧めないといけなく考えている。当然、環境保全防止はECDの仕事である。また、鉱山開発に際しては、環境アセスメント、環境管理計画の作成を求めている。ASGMも従うように、指針、ガイドラインを作っている。

しかし、まだ、やれていない。努力している。ルール規制だけでなく、天然資源環境省としては、技術支援もやっている。金採掘のルール規制に従うように指導している。一方、ECDの仕事を進めるためには、予算や技術がない。研究はやっていない。

環境保全上の課題に関して国際協力を求めている。長く続けるために、職員を技術研修や、大学院に行かせている。京都大学での留学は、帰国後の研究や調査などの役に立っている。

現時点では、ミャンマーは水銀に関する水俣条約に調印していない。ミャンマー国内の水銀に関する利用情報は不十分である。水銀による環境汚染防止の技術を持っていない。水銀利用に関する情報がそろったら、水俣条約への加入を考えている。水銀による環境汚染防止については、日本の環境省主導のMOYAI Initiative<sup>2)</sup>で行っている。水銀管理に関する管理計画（Mercury Initiative Assessment）に関しては、UNEP（国連環境計画）の協力で行おうとしている。水銀に関する環境アセスメント、廃棄物管理計画を立てている。環境管理のためのルールを作っている。

政府からは、2014年に水俣条約への参加の許可をもらっているが、現在、ペンディング状態である。可能であれば、2年以内に水俣条約に調印したい<sup>3)</sup>。

水銀の健康被害や環境調査は歓迎するが、長期的に計画していただきたい。MOU（研究協定）等を結んで将来的に協力関係を築きたいと考えている。

それに対し、京大の藤倉が、MOU=基本的合意書（以下、MOU）等、長期間研究協力協定を結んでもよいと思っている。ドラフト（筆者注=草案）をメールで送るのでMOU結びたいと思っていると回答した。省庁と協力して、大学等とMOUを結ぶ方法や、地域、州レベルで、地方政府と協力して、研究協定を結ぶ方法もあると考えている。また、ASGMに従事する労働者の教育レベルが十分でないため、みなさんに協力してもらえればありがたい。

金の鉱山、採掘権は、2018年までは政府が管理していたが、2018年以降ルールが変更された。地域レベル（地方行政）に、管理権限を与えている。新しいルールでは、4 acre（約16,000

m<sup>2</sup>)までを小規模。4～20acreまでを中規模としている。20acre(約81,000m<sup>2</sup>)以上の金採掘に関しては、EIA(環境アセスメント)の実施が必要である。それ以下はIE(管理計画)だけでよい。

2015年に、政府は鉱山省と環境省をひとつにし、天然資源環境省にした。第1鉱山公社は金以外、第2鉱山公社は金、鉛の採掘を管理している。鉱山局が操業に関する管理の指示を出す。また、探査、地質調査局がある。鉱山開発ガイドラインを作成している。金の生産量については鉱山局に聞いてほしい。小規模の鉱山開発は、地方政府に申請すれば、許可がもらえる。中・大規模の鉱山開発は鉱山局に申請する。

すべての企業にEMP(環境管理計画)の作成を指示している。

ミャンマー全土で、4,000か所のASGM鉱山がある。300か所は分離工程(筆者注=浮遊選鉱などの選鉱場のことか)がある。20acre以上の大規模鉱山は7か所だけで、EIA(環境アセスメント)を実施している。

EMP(環境管理計画)の報告書の中には水銀の使用は不明で、記載されていない。報告書に水銀使用について、書くように事業者に指示しているが、書いてくれない。データがないので、MOYAI Initiativeをやるようとしている。

現時点では、水銀条約の締結申請はできない。小規模金採掘の事業場は、ルール作っても従ってくれない。ECDとしては、早くやりたい気持ちはある。

水銀による環境汚染や健康被害の実態については、鉱山局の方が詳しい。健康局とも共同して調査していく必要がある。また、環境と経済活動の共存が必要である。健康被害ということでは、最近、鉛-リサイクルバッテリーの工場の近くの子供が死亡する事例があった。翡翠<sup>ひすい</sup>が取れるが、地盤沈下を起こしている。大きな課題だ。民間企業、政府は、鉱山開発の影響について、知識が必要。民間企業は、利益のことしか考えていないので困っているとのことであった。

水銀に関する健康被害の発生、病気はすぐには明らかにならない。女性が作業する場合が多いので、人体への吸収、ばく露、影響は作業者の乳児まで見なければいけないが、健康に関するデータが取れていない。

ASGMでの水銀使用によって、水銀蒸気を吸入する。水銀が川の中に入る場合もある。近くで、魚を食べているが、人体への影響はわからない。我々も調査したことがあるがよくわからないとのことだった。

ASGMで使用する水銀については、密輸が多いので、どこから買ったかわからない。どこまで取引されているかわからない。水銀は鉱山のあるところに行けば買える。どこでも買える。タバコと同じように買える。

金は川沿いのところで取れる。全国で1885年以降に金鉱山事業を始めた。植民地時代から操業している。それ以前はデータがない。非公式だが、金は輸出だけでなく、輸入もある。中央統計局のデータだが、国内で、2016年は金1,700kg採取された。



写真1 ECDとの面談

#### IV. ケンタウン村コミュニティの聞き取り調査

ケンタウン村の行政組織、CSR（Corporate Social Responsibilityのことだが、村を運営している行政組織のようだった）の事務局長として働いているChit Kaung氏から、話を聞いた。

CSRは中央政府から地方政府（8管区7州、15か所）に権限移譲するという目的で、2018年8月より始まった。地方政府は自分のDivision（鉱山管理部門のことか）のためにビジネスをやらなければならない。CSR地域開発プロジェクトは、DivisionからTownship（郡区）へ、更に村レベルへ権限を委譲している。Townshipレベルでも別に会長がいる（Singu Township CSR長は、鉱山局のAssistant general managerが務めている）が、村レベルでも事務所をつくっている。会長は村長がつとめ、Shaft（金採掘坑道）のオーナーなど17名が理事として委員会をつくっている。これは村の開発委員会のことと同じ意味のようである。

CSRの運営予算は、村の予算の25%をもらう。CSRもシャフト（金採掘坑道）を持っており、金採掘・精製を行っている。CSR保有の坑道から、小規模金採掘の方法で、採掘して、精製した金を、1週間に1回販売のための入札を行う。入札者はシングの人でも、違う土地の人でも、村人でもいい。高く買ってくれる人に売る。売上の4割は村のCSRの収入で、6割は村の上、TownshipのCSRへ上納し、地域開発の経費に使われる。

村のCSRの収入は、理事の給料、水のポンプアップの費用に使用されている。ASGMのオーナーがCSRに支払うCommission（手数料）は、2018年に制度が変わっても下がっていない。2018年8月までは、別の会社がオーナーであったShaft（金採掘坑道）を村のCSR委員会のものとした。CSRにも同様に手数料が支払われている。

CSRで、金の販売に入札のシステムを導入した理由は、金を買いたく人がいたから、オープンにして売ることとした。

ケンタウン村で、働いている金鉱山関連労働者は、村の住人では、7,000人くらい。ケンタウン村以外からも来ている人を含めると1万5千人位になる。家族も含めれば20万人程度がケンタウン村の金鉱山、ASGMで生活している。村の外から来る人は、周辺の村、ホテルの周辺、チャウリなどに住んでおり、仕事が終われば帰る。ケンタウン村に住み着く者も多い。

水銀に関する水俣条約については、知ってはいるが、労働者の教育レベルは低く、知識の向上が望まれるとのことだった。

水銀をどこから買ってくるのか質問したところ、大量に買う場合はマンダレーの販売店で買う。少量であればケンタウン村内にある販売店で買う。水銀1.6kgで20万kyat/チャット(約14,500円当時)。ケンタウン村内には金鉱山関係で使用する物品(水銀含め)をすべてそろえている店があるという回答だった。



写真2 ケンタウン村CSR事務所



写真3 CSR事務所内の監視カメラ



写真4 CSRメンバーとのヒアリングの様子



写真5 労働者はおそろいのポロシャツ（制服として？）を着用している

注

- 1) 面談したECD環境保全局長は、2013年10月の水銀に関する水俣条約外交会議に参加していた。中地が名刺を交換していた。
- 2) 日本政府が水銀に関する水俣条約締結会議の時に表明した取り組みで、開発途上国の水銀対策に関する支援及び水俣発の情報発信・交流事業のこと。途上国の水銀使用、排出実態等の調査、評価の支援活動が含まれている。
- 3) 2025年2月末現在でも、ミャンマー政府は水銀に関する水俣条約には調印、批准していない。

## 金鉱山の作業内容のまとめ

中地 重晴

熊本学園大学水俣学研究センター長

### I. はじめに

2019年3月に水俣学研究センターで実施したミャンマーの金採掘に関する実態調査で、ASGM、Artinasal and Small-Scale Gold Mining（小規模金採掘）といっても、水銀の使用方法には複数の方法があることが分かった。ここではどのように水銀を使用して、金の精鉱を得ているのか、訪問先ごとに紹介する。

### II. 3月26日 Forever 鉱山会社

#### 1. 訪問した鉱区の概要

Forever 鉱山会社は、ミャンマー政府の区分でいうと、中規模（400acre以上、約1.7㎡以上）の鉱山（写真1）で、我々が訪問した鉱区は475acre（約192ha）とのことであった。この鉱山会社は、他の場所で、大規模な鉱区1か所で操業し、それ以外にも、小規模採掘もやっているとのことであったが、詳細は説明されなかった。

訪問した鉱区は、標高2,000ft/フィート（約610m）で、この地域では、一番大きな金鉱石を掘削している鉱区とのことであった。



写真1 鉱区の全景

写真2 掘削された金鉱石

写真3 立坑の入り口

この鉱区から掘削されている金鉱石の品位は4～5 ppm程度とのことで、一般的には採算ぎりぎりの品位である（写真2）。立坑・垂直坑（写真3）は700ft（約213m）の深さで、7層の鉱脈を掘削している。横坑はチーク材で保持して、鉱石を掘削している。1層あたり、1グループ7人で、3グループで掘削作業を行っている。この鉱区での採掘作業は2006年から操業していた。



写真4 沈砂池の全景



写真5 沈砂池の土手



写真6 場内用水用プール

場内で発生した鉱山排水は沈砂池、テーリングポンド（写真4.5）に貯留し、上澄み水は分離、処理して、処理水（写真6）は場内用水として、再利用している。沈砂池の底部には遮水シートを敷いているという説明を受けたが、土手（土でできた堰堤）の外観からは遮水シートが敷設されているかどうかはわからなかった。

場内に掲示されていた採掘エリア（TPK-108）を示す地図（写真7）があった。



写真7 採掘鉱区を示す看板

この鉱山会社では、この鉱区での作業は鉱石を採掘、粉碎し（写真8.9）、選鉱場（写真10）で浮遊選鉱を行い、精鉱を他の場所に移送し、金を精錬、純金を生産しているとのことであった。選鉱作業の労働時間は7時から16時。採掘作業は24時間3交代で行っており、採掘は1時間交代で実施しているという説明を受けた。作業員は、700～800人を地元地域から雇用し、家族ぐるみ、父、母、子どもを雇用している。また、鉱山会社は、従業員の子弟が大学に行く支援、奨学金を支給しているとのことだった。



写真8 鉱石の積み下ろし作業



写真9 鉱石の粉碎作業



写真10 浮遊選鉱場

## 2. 会社側と意見交換の内容

訪問した鉱山会社で昼食を取った後、鉱山会社の幹部職員から、操業実態の説明を受け、意見交換した。

会社側の出席者は、Forever鉱山会社の幹部職員である鉱山技師、工場長、サイトエンジニア（地質調査担当）、電気技師、ラボ担当者（選鉱作業場の担当者）である。会社側からは、操業に際し、環境保全に気を付けている。選鉱排水は、リサイクル、クローズド化している。操業実態は、毎月ミャンマー政府鉱山局に報告している。場内の水質、空気（坑道内の大気質のことか）は毎日、簡易分析を実施し、3～6か月ごとに分析結果を報告している。土壌（鉱石の品位のことか）、爆発、振動状況についても報告している。鉱区の敷地内の環境保全にも配慮し、植物を栽培している。15acre（約6.7ha）に、4,300本植栽している。CSR（企業の社会的責任）として、地元の学校の建物、お寺に寄付している。また、地元の道路を造成する際にも寄付しているという説明を受けた。鉱山会社から、周辺の村にも水道水を供給している。また、鉱山会社の医師が週2回地元民にも診療している。操業当初、周辺の村には電気がなかったので、電気が来るように支援した。当時は、住民は薪を使用していたとのことであった。

金鉱石の採掘終了後、閉山後の修復、緑化は義務なので、坑道は埋め戻す計画であり、原状修復のため、20acre（約8ha）について、40万kyat（約28,000円、2024年10月現在）のデポジットを支払っている。鉱区の敷地400acre（約161ha）の半分を森林として保全している（写真11.12）という説明を受けた。



写真11 敷地内植栽

写真12 敷地内植栽

Forever鉱山会社での地下坑道から掘削した金鉱石の選鉱作業以下のとおりである。

鉱石の採掘→鉱石の貯蔵→ジョークラッシャー→コーンクラッシャー振動篩→粉碎鉱石溜→ボールミル→ハイドロサイクロン（分級機）→浮遊選鉱→選鉱液→濾過→乾燥濃縮→出荷→尾鉱→沈砂池→水循環池

金鉱石を掘削し、浮遊選鉱法で、金鉱石を精鉱しているだけ（写真13）なので、環境への負荷は大きくなく、周辺への環境汚染の可能性は少ないと考えられた。また、会社側は閉山計画も立てているので、計画通りに実行すれば、問題はないと考えられた。

会社側の説明では、浮遊選鉱後、金の精鉱（写真16）を150mile/マイル（約240km）離れているザガイン管区ジャカドーという場所にある子会社に搬送する。子会社が金鉱石を精錬



写真13 選鉱作業の流れ図を示す看板

し、純金にする工程を行うとのことだった。

訪問した場所では、シアンも水銀も使っていない。Forever鉱山の選鉱場（写真14）の浮遊選鉱工程（写真15）では使わない。金精鉱の搬送先の子会社で、シアンを使っているという説明を受けた。



写真14 選鉱場の全景



写真15 浮遊選鉱工程

写真16 金精鉱

一方、会社の説明によると、2006年から2010年までは水銀を使っていた。掘削した鉱石に金の含有量を確認するために、試験的な選鉱に水銀を使用していたが、環境汚染を引き起こしてはいないと考えているとのことだった。

この鉱山では、約1,000人が働いている。そのうち、社員は150人とのことだった。雇用形態で、日雇い作業員は、30日ごとに給与を月末支払う。1日払いの日雇い雇用もある。社員は18～43歳。採鉱作業は63歳まで雇用している。従業員は、男性が4分の3、女性が4分の1である。

この鉱山では、小規模金採掘の伝統的なやり方の水銀は使っていない。金鉱脈の探査は、すでに政府が調査しており、地質調査所がデータを持っている。金が取れることはわかってからは、鉱山会社は、政府と一緒に探査し、投資した。金鉱石の採掘権は入札で、入手した。40年位前からこの地域で金が取れることは知られていた。

従業員の健康診断は、入社時から、1か月に1回くらい医者に診てもらっている。この地域周辺には、ベイジン、マンダレー、軍の総合病院が3つある。個人の開業医もいる。地域

にいる医師が診察する。

我々に説明した幹部職員は、鉱山会社が金をどこで売っているかは知らないとのことだった。

鉱山の操業は、金鉱石は1日300t掘削している。年間6か月しか作業していない。雨期は埋め戻し作業のみを行っているとのことだった。

また、鉱区の土地所有権は政府が持っていて、森林局の管理下にある。鉱山局と契約して、操業しているとのことだった。土地賃借は5年契約で、その後は1年ごとに契約を更新する。今年（2019年）5月31日新しい法律で変わってくる。鉱区の定義は、4 acre（約4,000㎡）までを、小規模。4～280acre（約1.1km<sup>2</sup>）までを中規模。それ以上は大規模と分類されている。

この鉱区の水平抗の長さは200～500m。立坑の深さは350mである。探鉱技術はカナダから。選鉱技術は大学で学んだ。鉱区の周辺に小規模な鉱区はいくつかある。小規模金採掘の選鉱に使用する水銀は村の中で買えるので、みんな使っている。小規模金採掘作業での健康被害は聞いたことがないとの説明だった。

一方、テーリングポンド（沈砂池）（写真17）の底の遮水シートは高密度ポリエチレンを使用している。崩れないように堤を作っている（写真18）という説明を受けたが、外観からは、遮水シートの敷設は確認できなかった。



写真17 沈砂池

写真18 沈砂池の堰堤

### Ⅲ. 3月27日 シング郊外ケンタウン村

#### 1. 典型的な水銀を使用した金精鉱作業

最初に訪問したケンタウン村の民家の庭にある金精鉱作業場では、鉱石の粉碎及び精製作業を行っていた。

鉱石の採掘場所は、作業場から1 mile（約1.6km）くらい離れた場所にあり、採掘後、運んでくるとのことだった。なお、採掘現場は、後で、見学しに行った。

見学した作業場では、鉱石を粉碎して（写真1.2）、水槽でざるを使い、砂金、金成分を採取する（写真3.4）。水銀を入れてアマルガム（写真5.6）にして、炭で加熱し（写真7.8）、水銀を蒸発させて、金を精製する（写真9）。その後、3～4時間乾燥させるとのことだった。



写真1 鉱石の乾燥作業



写真2 鉱石の粉碎作業



写真3 鉱石の分離作業



写真4 鉱石と水銀の混合作業



写真5 水銀アマルガムの脱水



写真6 水銀アマルガム



写真7 水銀アマルガムの加熱作業



写真8 木炭の加熱炉



写真9 加熱後の金精鉱

## 2. シアンを使用した金精鉱作業

訪問した民家では、水銀を使用しない別の方法でも金精鉱を得ていた。作業方法は、まず、プールに水を張り、粉碎した岩石、石灰 (pH調整用)、シアンを混合して放置 (写真10) する。プール内で、15日間放置する (写真11.12)。その後、活性炭に吸着させて (写真13)、燃やして、灰にする。その後、Borax (ホウ砂) を混ぜて、燃やして金を精鉱する (写真14) という説明を受けた。

また、説明では、硝酸 (写真15) に溶かして、純度をあげるとのことだった。



写真10 金鉱石貯留するプール



写真11 沈殿物



写真12 沈殿物



写真13 金を含有した活性炭



写真14 加熱後の金精鉱



写真15 硝酸のラベル

一連の作業について、作業員から説明を受けた時に、同行していたECD（ミャンマー政府環境保護局）の担当者から以下の説明を受けた。同行した中村さんが、ECDのスタッフのノートに記述したメモを転記した。

洗う

→amalgamation  $\text{HNO}_3$  →+ BORAX 燃やす

→Crude Gold (75-85純度?) → $\text{HNO}_3$  (nitro acid) + Silver

→燃やす →アマルガム 燃やす →purified gold (99.9%)

青化法

Gold Ore (金鉱石) →Crushing (Cone crush) →Grinding (Ball Mill)

①→Sulphide Ore (硫化鉱) → ?

②→Oxide Ore (酸化鉱) →UP (Carbon in Pulp) 活性炭

→Pregnant carbon

①→燃やす (localな金)

②→Electrolysis Winning →Pregnant Solution →Steel Wool with  $\text{HNO}_3$ →...

\*Borax ホウ砂 $\text{B}_4\text{Na}_2\text{O}_7 \cdot 10\text{H}_2\text{O}$

以下、補足説明すると、青化法のElectrolysis winning以降は大きな企業で実施している工程を示している。BORAX（ホウ砂）を足して燃やしてしまう（①）のがローカルなやり方ということだった。説明してくれたECDのスタッフの方は、専門が金の精製だということだった。そのためか、すらすらと化学式を書いていた。

### 3. 金精鉱作業後について

訪問先での説明では、作業場で精製した金精鉱は、毎週、マンガレーの金販売店に売りに行く。雨期には生産量が減るとのことだった。この作業場での金精鉱の生産量は、一週間に5 TK/チャット<sup>1)</sup>とのこと。1 TKは16.32925 gなので、金精鉱の生産量は約81.6 gとなる。説明によると、販売価格（買取価格）は1 TK=106万kyat（77,000円くらい当時）なので、5 TKで、約382,000円になる。

この作業場の作業者は男性18人が2グループに分かれて、24時間交代で作業している。女性は7人で、その中の3人は連れ合い（夫）を亡くしている。鉱山の作業員（採掘作業の従事者）は、早死にするそうである。金精鉱の収入は、4分の1はコミュニティーに収める。残りの4分の3をオーナーや作業者の取り分という説明であった。

週に約4万円の売り上げなので、 $4万 \times 4週 \times 3/4 = 12万円$ を25人の作業員で分けると、月収4,800円にしかならない。それほどよい収入とは言えないような気がした。

### 4. 採掘現場の状況

金精製場を見学してから、約1 mile (1.6km) 離れた金鉱石の採掘現場を見学した。そこでの説明では、通常金鉱石の採掘は、1グループ12人で、午前7時から午後7時、午後7時から午前7時の2交替で作業している。24時間で4グループが、各回2グループ交代で作業しているとのことだった。1グループの作業時間は1日6時間（写真23）とのことだった。

シング地域には金採掘作業をしているところが、13地区あり、1地区100人くらいずつ働いている。採掘用の立坑は（写真16.17）50か所くらいある。女性の賃金は1日6,000kyat（約400円）とのことだった。

実際の金鉱石の採掘作業は、立坑にロープで2人ずつ降りる（写真18.19）。鉱脈を月2回ダイナマイトで崩した後、ドリルマシン（写真24）で砕く作業を行う。鉱脈を破壊するダ



写真16 採掘作業場

写真17 立坑

写真18 立坑と作業員



写真19 立坑から上がってきた作業員

イナマイトは陸軍から購入しているとの説明だった。

ちょっと前述の説明とは矛盾するが、1グループ4時間降りて、掘削作業を行う。立坑（シャフト）のいくつかは共同で所有している。1立坑を1人で所有しているオーナーもいるとのことだった。

現場にいた1990年から仕事しているというオーナーは、お金を貯めて機械を買っている。金鉱石を掘削して、家庭で金に精製すると言っていた。

また別の100人のグループのリーダーという人物は、1988年から仕事をしている。マンダレー近くのマリア市出身で、22歳から仕事していると言っていた。

1番大きな掘削現場（写真20.21）を見学した。この坑内に中地が降りて、構内作業を



写真20 採掘現場



写真21 台車のレールのある立坑



写真22 案内してくれた村のリーダー



写真23 休憩中の作業員



写真24 削岩機



写真25 レールがめぐらされた坑内



写真26 横坑

写真27 掘削作業



写真28 坑内に降りた中地(筆者)

写真29 横坑の内部

写真30 坑内排水用のパイプ

見学させてもらった(写真28)。金の鉱脈は290mの深さで、坑道の穴はつながっており、案内してくれていた村のリーダーが別の入り口から入り、台車に乗って出てきた(写真22)。

坑内は地下水が湧き出すため、水をポンプアップして排水(写真29.30)していた。横坑で掘削作業中の作業員(写真27)が見えた。

## 5. ケンタウン村で見学した作業の感想

砂金を集める要領で、水銀と金鉱石を混合して、金アマルガム化(金と水銀の合金の作製)したものを木炭で加熱して、水銀を蒸発させて、金を精錬する作業を見学したが、案内者や作業員からは、一連の作業での健康被害についての情報は得られなかった。加熱作業時、作業員はそれなりに水銀の健康影響を気にして吸入しないように努力していた。窓の方に顔を向けて、加熱皿を見ないなどの工夫はしていたが、水銀を吸入していないとは言えない状況だった。

女性労働者の多くが夫を亡くしており、掘削作業による健康被害の方が多くのように感じた。現場の掘削作業を見ても、掘削時の粉じんによる健康影響、じん肺などによる被害の改善の方が課題であるように思えた。

#### IV. 3月28日金販売店での経験

##### 1. 金の純度をあげる金販売店（金買い上げ店）での作業

ケンタウン村の中に、ゴールドショップがあった。金を買上げ、販売するだけでなく、採掘用品等も販売していた。店主から説明を受けた。ゴールドショップの店舗に隣接した作業場では、各家庭で、金鉱石を粉碎、水銀と混合した金アマルガムを加熱し、水銀を蒸散させた純度の低い金（他所から買い取った）に、銀を加え、金の純度をあげようと精製加工していた。

店主の説明では、金14TKに銀52TKを加えると純度をあげた純金10TKができるとのことだった。

作業の内容を簡単に説明すると、

- ① 純度の低い金（金アマルガムから水銀を飛ばしてできたもの、商店が買い取った）と銀（写真1）とを使用して、金の純度をあげる精製工程を見学した。

「金14TK+銀52TK→純金10TKできる」と説明を受けた。



写真1 買い取った  
金アマルガム

写真2 金アマルガムと  
銀との混合

- ② るつぽに、金と水銀のアマルガムに銀を混ぜ合わせる。（写真2）それにBoraxを加えて、木炭で加熱し（写真3）、アマルガムを形成する。1,200℃程度で加熱していると説明を受けた。



写真3 加熱中のるつぽ

- ③ 溶融したアマルガムを大きな水鉢に入れて（写真4）、水冷し、金銀混合アマルガムに固形化する（写真5）。



写真4 加熱、融解作業

写真5 冷却、固形化作業

- ④ 水鉢から冷えた金銀混合アマルガムを、別の鍋（写真6）に移し替えて、濃硝酸（写真7）を加えて加熱する。硝酸銀（液体）が生成され（写真8）、水銀は揮発し、金のみが沈殿する。濃硝酸を加えて、黒煙（写真8）が白煙になるまで、同じ作業を行い（筆者らの見学时は4回行った）、有機物等不純物を分解する。



写真6 濃硝酸を加えて加熱

写真7 濃硝酸の容器

写真8 濃硝酸から発生した黒煙

- ⑤ 濃硝酸を加えて、白煙になるまで、加熱し続け、硝酸銀溶液を捨てて（写真9）、沈殿物（金）を取り出し（写真10）、再度、加熱して、乾燥させる（写真11）。

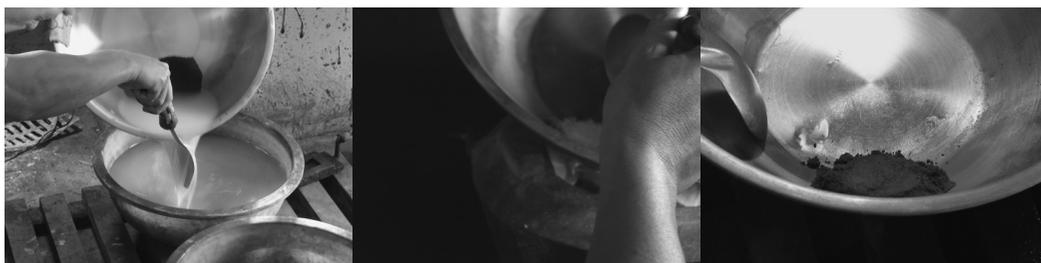


写真9 濃硝酸の廃棄

写真10 固形物のみ回収

写真11 残留した金成分

- ⑥ 残った沈殿物（金）をるつぼに移し替えて（写真12）、エンアイ（硫化水銀）を加え、再加熱、溶融する（写真13）。



写真12 るつぼにエンアイ投入

写真13 るつぼごと再加熱

- ⑦ 溶融した金をインゴット型に流し（写真14）、表面を硝酸で洗い、再度加熱し（写真15）、純金のインゴット（写真16）として販売できるように精製する。

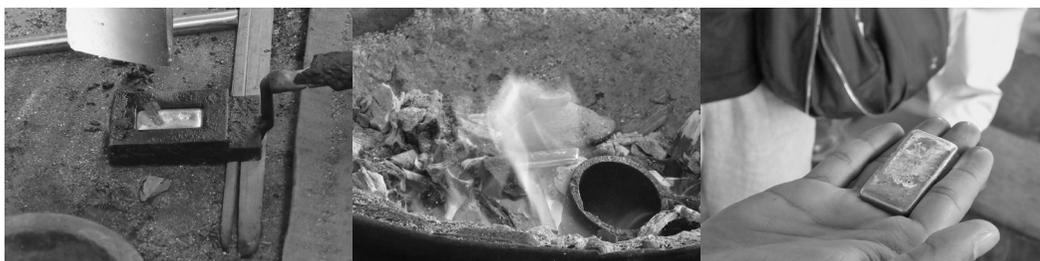


写真14 再加熱での溶融物

写真15 再加熱中の溶融物

写真16 出来上がった  
金インゴット

## 2. 金販売店での作業の問題点

硝酸を加えて加熱する作業場所の隣は台所だった。家族が子どもと遊びながら、調理（写真17）していた。台所の壁の上部には開口部があり、作業場から空気は流れてくると思われた。もともと、金アマルガムを加熱し、水銀を揮散させた後の純度の低い金から精製する作業なので、水銀を含んでいる量は少ないと思われるが、ゼロとは言えず、周辺の住民や作業員が水銀を吸い込む可能性（写真18）があると感じられた。

金アマルガムと銀とを濃硝酸で溶解する作業の際に黒煙が発生するが、黒煙（写真8）は酸性が強く、酸化が不十分で、呼吸器への毒性の強い亜酸化窒素や一酸化窒素などのNO<sub>x</sub>（窒素酸化物）を高濃度に含んでいるので、吸引しないように注意する必要があると考えられた。

この作業に従事していた作業員が使用していた布マスク（写真8）では、水銀やNO<sub>x</sub>（窒素酸化物）の吸入を防止することはできないので、活性炭を使用したマスクを着用すべきである。



写真17 隣接する台所

写真18 金販売店の中庭

主に作業していたベテランの作業員は10年くらいこの作業に従事していると話していた。現在、42歳で、違う村から毎日通ってきているとのこと。特に健康を害しているという話は聞かれなかった。

## 6. まとめ

本稿では、ケンタウン村で実施されている小規模金採掘の操業実態を解説した。作業従事者や案内者からは、水銀による健康被害について聞きだすことはできなかった。健康を害したものは作業していないので、見学時出会うことはないのは当たり前のことである。ケンタウン村は、収入が得られるということで、外部からの流入者で人口が増加し、ASGMに村をあげて従事しているようだった。健康を害すると村を去る可能性があった。1990年代、筆者は原田正純先生に同行して、アフリカ東部ビクトリア湖周辺の金鉱山でのASGMを調査した時も同じような経験をした。

今回地元の金販売（買取）店で、見学した銀を使用した金銀水銀アマルガム化を利用した金の純度をあげる精製加工作業は今まで文献にも出てこない作業であり、貴重な体験をした。今回見学した作業では、水銀の吸入よりも硝酸や亜硝酸などの窒素酸化物の吸入、呼吸器への悪影響の可能性が高い作業だと考えられた。作業の健康影響をきちんと伝えて、マスクなど保護具の着用を進めるべきだと考えられた。

今回はミャンマー政府の担当者の案内で調査したので、土壌や水質などの検体を採取することはできなかった。次回機会があれば、環境汚染の実態調査ができるようにしたいと考えている。

### 注

- 1) 本来、ミャンマーにおける量の単位はペイターまたはトンなどを使うのだが、聞きとり時、TK/チャットと表現されたため、そのまま表記している。kyat/チャットは通貨の単位。

## 研究会報告

訪問場所：Futur社、Gold Shop

訪問日：2019年3月26日15：30～16：20、3月27日

田尻 雅美

熊本学園大学水俣学研究センター研究員



写真1 Futur社



写真2 Futur社玄関

会社名：Futur社 フィーチャー社エンジニアグループ（写真1. 2）。

地域名：Patron Villa

採掘の大きさ：20acre（8 ha）採掘権が2つある。小規模と中規模の間の大きさ。



写真3

事務所を出て歩いていく（写真3）と右側に小屋のようなものがあり、その中の作業場（写真4）で、女性が粉碎した鉱石をたらいに入れ、その後、無機水銀を入れて水銀アマルガムにしている（写真5）。その際、女性はマスクは着用しておらず、ゴム手袋は着用している。粉碎する作業小屋は写真6、7の通り。



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7

選鉱された水銀アマルガムを2 mほど離れた作業場で、水銀アマルガムを焼き、金を取り出す作業が行われる（写真8）。この作業小屋は、壁の両面が網でつくられ、通気性がよいようになっている。



写真 8

最初に若い男性が水銀アマルガムを焼くよう準備をする（写真9）。写真9にある小さな釜に炭を入れ、火をおこす。機械を使用し風を送り、火力を強くする。



写真9

その後、やや高齢の男性が実際の作業を行う（写真10）。



写真10



写真11

焼いている作業員は男性（写真10）で48歳40年やっている。作業時間は、およそ5分、時折蓋を開けて中身を確認している。水銀蒸気を吸わないように、それ以外は、壁際の網のほうに行き、外の空気を吸っている。そうしてできたのが写真12である。ここで使用している水銀はマダレーから購入している。1.6kg=20万kyat弱（14,200円程度 1 kyat=0.071円）2019年3月26日現在=0.072円。

水銀アマルガム→金へ。150万kyat→46g、6割くらいが純金となる。



写真12

写真11の男性は、この会社で20年くらい働いている。40年くらいこのようなところで働いている。子どもの頃からこういう仕事をしている。現在は、メヒダ（マンダレーから30km程度、3時間くらいのところ）からきている。収入は、食事代含め月19～21万kyat。もともとは、マンダレーで父親と一緒にメヒダに来た。

写真9の若い男性の賃金は日当5,000kyat。日曜休み。入って20日間くらい。近くに居住している。

日当：若い男性：5,000kyat、女性：5,000～6,000kyat

最低賃金4,800kyat

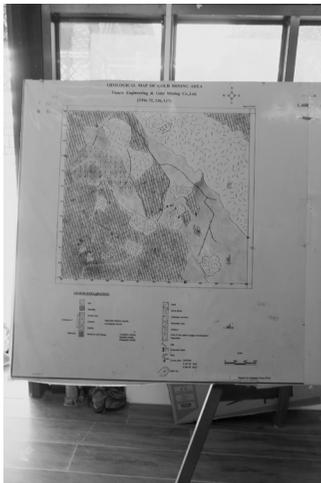


写真13

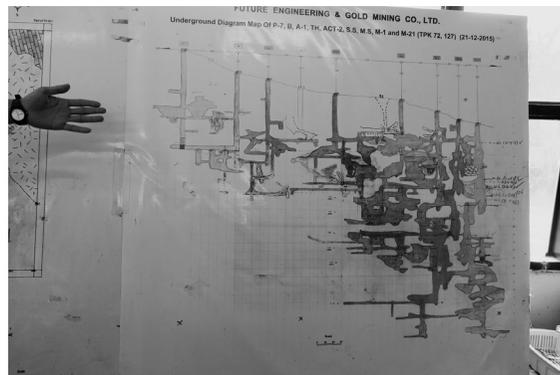


写真14

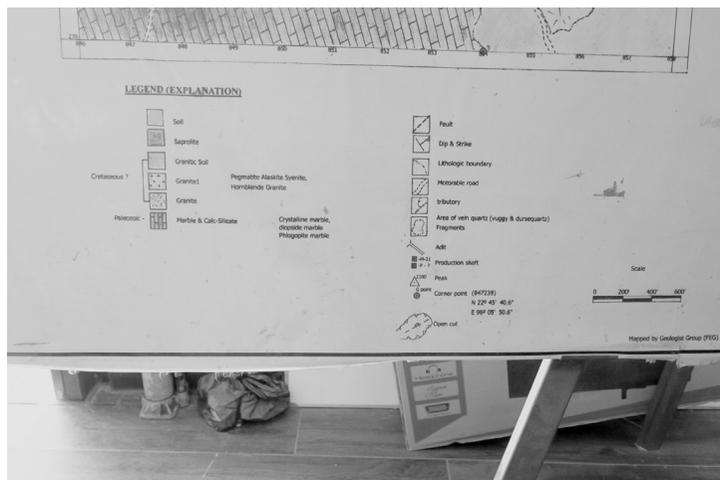


写真15

事務所内に貼られていた地図。掘っている場所（写真13. 14. 15）。

金相場 2019.3.26 販売価格 5,054円 買い取り価格 5,022円

2019.3.27 販売価格 5,055円 買い取り価格 5,024円

水銀価格 <http://www.yone-yama.co.jp/shiyaku/search/shosai-03371.html>

500 g 10,000円 2018年 5月21日 1 g 20円

### 3月27日Gold Shop

国道沿いを鉱山に向かう手前にある村の中心街（写真16）には、雑貨店、食料店、葉たばこやパンの露店などがあつた（写真18. 19. 20）。バイクで移動する人が多く、天秤棒を担ぐ行商や車での行商もみかけた（写真17）。貴金属を売る店が数件あり、水銀アマルガムから金にするための小さな炉と金を測る秤が数か所の店先に置いてあつた（写真21）。



写真16



写真17



写真18



写真19



写真20



写真21



写真22

### 最初の店

指輪やペンダントトップなどが販売してある（写真23）。ここにも秤が置いてあった。  
金塊を見せていただいた。金の塊は73.28 g（写真24. 25. 26）。ミャンマーの伝統的な単位は次の通り。

ペイタ = 1,600 g

1 ペイタ = 100 チェッター

1 チェッター = 16 g

1 kyat (16.66 g) = 106万kyat (75,955円くらい) で販売している。

1 g およそ63,625kyat (日本円で45,559円)。

加工してある指輪は、2.77 g : 20万kyat

7.0 g : 45万kyat

であった。



写真23



写真24



写真25



写真26

また、サイズを変更するなど加工には1～2週間、マンダレーに出すため日数が必要。

## 2番目のお店



写真27

この店では（写真27）、アマルガムを焼く高炉、買い取り、水銀の販売、シルバーの販売も行っている。ちょうど金を売りに、バイクでお店に来た男性がいた（写真28のボーダーTシャツの男性）。

ビニール袋に入った金（写真29）を計量する（写真30）。

豆3個分 = 3.5 g = 22万400kyatであった。現金をその場で男性に渡していた。



写真28



写真29



写真30

無機水銀は、この店で販売されており（写真31）、袋入りが0.6kg：2万kyat（1,428円）、瓶入りが1.6kg、20万kyat（14,280円）であった。この水銀は、マンダレーから仕入れている。



写真31

金を秤で計量する際、おもりは写真32のものを使用していた。

米8個＝豆半分

豆半2ケ＝豆1個

豆8個＝1ペイ

豆16個＝1 kyat（16.66 g）

これを秤にかけて金の金額を出す。金額は、1日3回変わる。ドルと金のレートで変わる。



写真32

店先には水銀アマルガムを焼くところがあり、写真のように女性が普段の恰好で焼いている。マスクの着用はしていない（写真33. 34）。



写真33



写真34

研究会報告

---

訪問場所：Kan Taung村 (ケンタウン村)

訪問日：2019年3月28日

高峰 武

熊本学園大学特命教授

---



写真1 Was Phyo Aung (ウイ ピュア アン) さんの事務所

村の歴史や現在について、Was Phyo Aung (ウイ ピュア アン) さんに事務所で話を聞いた(写真1)。この地区の金ショップのオーナー夫人で、地区の実力者の一人である(写真2)。



写真2 Was Phyo Aung (ウイ ピュア アン) さん

事務所正面にスーチーさんと一緒に写った写真が飾ってある。お母さんの名前で僧院に寄付した時、スーチーさんがこの僧院の僧侶が総長を務める大学の図書館のオープンのため来ていた。食事などのイベントの準備はこのオーナーたちが負担し、一緒に記念撮影した(写真3)。



写真3 事務所正面にあったスーチーさん（右端）と一緒に写った写真（中央）

彼女の会社は金をめぐる「ミニ総合商社」である。金ショップ、金精錬の最終工程の工場を持つほか、鉱山の材料、水銀、機器を扱っている。移住者で、成功者と言える。

彼女は1986年に16歳でこの村にやって来た。このあたりで金が取れるのを聞いていて、親に連れられて来た。兄弟は6人いる。

25歳で今の夫と結婚し、44歳である。夫は違う村の出身だが、金鉱山の関係で知り合った。来た時にこのあたりは昔、森だったという。（金を掘る人のための）小屋ができて（人が増え）村が出来た。学校、僧院、道路、病院が揃い、2013年か2014年に政府が村として認めてくれた。このあたりに住んでいる人はここの出身ではない。

1988年から金鉱山を始め、2001年に企業・Htet Yee Linの傘下に入り、会社組織になった。金鉱山は政権の下にあり、会社が運営している。会社以外は個人。金鉱山の会社はCSR（Corporate Social Responsibility）に属しており、彼女の夫はCSR委員会の秘書。17人のメンバーの一人で、彼女もメンバーである。

彼女の会社で、金の精製にかかわっているのは35人おり、寮もある。35人の食事や洗濯も提供している（写真4.5）。会社全体では100人雇っている。写真には、監視カメラモニターが設置され、寮と思われる場所も写っていた。



写真4 事務所内の炊事場



写真5 事務所近くの洗濯場

金精製に使う水銀はマンダレーで買ってくる。酸化水銀で、値段は1.6kg 18万kyat、燃やす炭はこの周辺の森から買っている。1袋3,000kyat、森の中で炭を焼いている人がいる。Was Phyo Aung (ウイ ピュア アン) さんの事務所での金精製の過程は写真6～11のとおり。



写真6 金ができるまでの一連の工程①



写真7 金ができるまでの一連の工程②



写真8 金ができるまでの一連の工程③



写真9 金ができるまでの一連の工程④



写真10 金ができるまでの一連の工程⑤



写真11 金ができるまでの一連の工程⑥

2015年から税金を払わないといけなくなった。年間、金が35万kyat、普通（日用品・雑貨など）が20万kyat。これは政権の運営システムが変わったためと思われる。

金がある程度<sup>1)</sup> たまったら、マンダレーの会社アンタンマリー（Aung Thamardi）に売りに行く。お金が足りないときは量が少なくても売りに行く、という。

彼女は、鉱山の未来については楽観的である。

「鉱山はまだ（開発を）やっていないところがある。30年やってきたがまだ残っている。まだとれます、大丈夫です」と言う。

現在の家族構成は、夫婦と子ども2人の4人家族である。

長男はマンダレーの大学に在学、マンダレーに持っている家から通っている。長女は中学5年生である。彼女によると、この地区は教育熱心で、若者の3分の1が大学に行き、3分の2は高校に進学する。学校に行っていない子はいない、という。日本の高度成長期も総じて教育熱が高かったことを思い出す。

この夫婦は成功者の典型でもあろう。彼女の出身地のシンカイには、梅40acre、マンゴー15acre、米25acre、合計80acreを持っている。水田はもともと持っていたが、梅の畑は金鉱山を始めてから買い足したものだ。農業は親戚に任せており、彼女の両親はシンカイに戻った。自分らは、ここでのビジネスがあるので帰れないという。

梅の畑を買い足したのは、「金鉱山がだめになっても、梅のビジネスで生き残る」との狙いからである。金鉱山ができなくなってもいいようにビジネスを広げたわけだ。親戚には、ダイヤモンドの事業をしている者もいる。

屈託なくインタビューに応じたが、水銀の話題ではこんな風に答えた。

「水銀を使わないよという話は知っているが、この先は分からない。他に方法があれば教えて下さい。水銀の代わりに何を使えばいいのか」

## 感想

金を求めて、人が集まり、道ができ、僧院ができ、病院ができて村となり、政府が認めたという話は面白かった。ただ、ここでも政府とCSR、個人などとの関係がもう一つ分からなかった。他の地区でもそうだった。

まだ金が取れると楽観的だったが、一方で水銀使用については、「水銀に代わりに何を使えばいいのか教えて欲しい」と言っていた。水銀の規制だけでなく、水銀をどうしたらなくせるか、具体的なアドバイスも必要だろう。

この金精製工場は事務室のすぐ近く。工場の隣は台所。親子で食事の準備をしていたが、部屋の上は仕切りがなく、水銀を飛ばす工程の空気はそのまま台所に流れている（写真5.12）。気にしてはいないようだったが、長期的には問題だろう。



写真12 事業所の中庭から煙突がみえる

注

- 1) 中地は 4, 5 個、中村は 4, 5 kyat、田尻は40~50kyatとメモの表記が異なる。

## 研究会報告

訪問場所：砂層の露天掘りとアマルガム製造工場

訪問日：2019年3月27日午後

高峰 武

熊本学園大学特命教授

村の入口付近。サトウキビ畑や僧院、学校とおぼしき建物が一緒になった場所を見ながら進む。牛の水飲み場、豚、農機具小屋らしきものもある。

施設の入口に警官か警備員か不明だが2人立っていて、ゲートを開ける。特に看板らしきものは見えない。やがて周囲に緑がなくなる。そして砂層が車の両側でむき出しになってくる。さらに進むと、目前に巨大な穴が見えて来た。

とにかくでかい。最初へのぞいた時の印象はクレーターのようだった（写真1）。直径はどのくらいだろうか。説明員に聞いたところ「分からない」との返事だった。関心もなさそうだ。深さは500mだろうか。直径2～3kmはありそうに思えた。



写真1 砂を露天掘りで掘っている。作業する人が小さく見える

大型機械が動いているのは、会社が採掘をやっているところ。働いているのは15人という。その周辺で働いているのは個人の金採掘者。ここには誰でも入れる。村外でもいい。お金もいらぬ。それぞれが自分なりの場所とやり方で思い思いにやっている。

谷底にパイプが引かれている。Ayeyarwady（エヤーワディ）川から水を引いているという。メインの採掘はホース4本で水を流し、大型機械でくみ上げて混ぜ、それを吸い上げ、緑のネットの上に流し続けている。ここは金を採る第一段階だ。こうして金を含んだ水槽から金を取り出す。緑のネットにも金が残っており、ここからもまた洗って金を取り出す。個

人の採掘業者は同様のことをごくごく小規模で行っている。

ここの露天掘りは8年前から始まった。あちこちを試掘して、ここの調査で金鉱脈がありそうだと掘ってみた。鉱脈を見つけるのは鉱山局の仕事である。その後、ありそうなところをマークして、会社や個人が掘っていく。



写真2 露天の中で作業するのはほとんど手作業だ

泥を流している斜めの機械の所にいた60歳の女性は、14歳のころからこの仕事（金採掘）をしているそうで、正規で雇われているのではないが、経験を買われてこの仕事を続けているという。

金の生産高を聞いたが、この現場では分からないという返事だった。

露天掘りの視察を終えて、アマルガムを製造している作業所に向かう。周囲ははげ山である。下に見えるのは川か湖かはっきりしないが水が豊富にある。

この作業所では、別の場所から大型トラックで運ばれる砂に水をかけて流し、金を採る作業と、先ほど視察した露天掘りから金がある程度まとめた状態にした2つのルートでの処理があるとの説明だった。



写真3 掘った砂を工場にトラックで運ぶ

会社では10人が働いている。みな若い。16歳からという。

大型トラックがひっきりなしに砂を運んで来る。運ばれてきた砂は斜面に落とされ、20kmほどある斜面のベルトに水とともに流される。このベルトには凸凹のあるシートが置かれ、そこに重い金がたまる。夜のうちに容器（かご）の中にこの凸凹シートを入れる。凸凹シートで集められた金を、再び凸凹のある機械に（水とともに）流す。仕組みが今ひとつ分からなかったが、金の混じった砂（水）が1カ所に集められる設計になっており、ここで銀、銅、水銀で出来た板の上を流すと、金だけが板にくっつく仕組みである。この板には外枠が作られており、金が混じった水が外には漏れ出ないようにしてある。この板は中国から輸入しており、1枚50万kyat。1年間使用し、その後は燃やして金を採っている。

板の表面に小さい容器に入った水銀（液体）をふりかけ、板の表面をこさぎ取るようにして集めた液体を布で絞ると固体のアマルガムが出来上がる。



写真4 金を取り出す工程

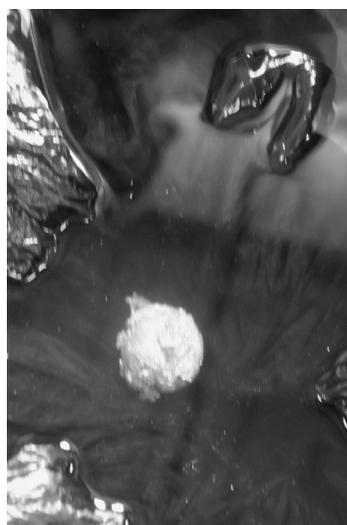


写真5 中央にアマルガムが見える

固体のアマルガムは手数料を払ってマンダレーで合金にしてもらう。ここではその作業はしていない。1カ月の水銀使用量は1.6kg。基本的にはリサイクル。

この会社は鉱業権を100acre持っており、今の作業現場は20acreの広さである。

作業所（写真6）の勤務時間は7時から17時。11時から13時まで2時間の休憩。少年たちが働いていたので事情を聞くと、「今はミャンマーは学校が休みの時期」との返事だった。休みの時に、貧しい家庭では子どもをこうしたところにアルバイトとして出し、働かせるのだという。子どもたちは主にこの周辺の村でリクルートされ、トラックに乗ってやってくる。

基本的には休みがないが、水かけ祭り、満月の祭りなどは1週間休むし、結婚式や葬式にも半日休む。

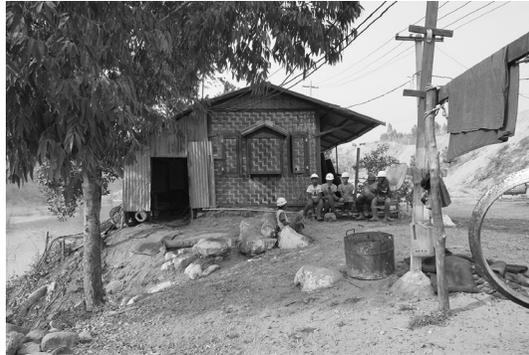


写真6 休憩する作業員と作業所

ここでは植林用の木を8年前から育てている。金の採掘を始めたころからで、育てているのはチーク材である。企業が主導して苗を育て、植林をしている。大きなハウス（写真7）で苗を育てていた。環境に一定の配慮をしている様子うかがえた。



写真7 植林用の苗を育てているハウス

ここには二枚の看板があった。どういう違いなのか、その関係は不明だった。

THEIDI AUNG SHWE MOE Gold&Mining Co.,Ltd

EVER GOOD LUCK Gold&Mining Co.,Ltd

露天掘りの現場と会社の工場を視察した後、車で次の場所に向かう時、印象的だったのが母子の帰る姿である。スコップを手にした小さい男の子と母親。親子で露天掘りの所に砂金を採りに行ったのだろう。今日はどのくらいの収穫があったのだろうか。手ぶらで帰っているようにも見えた。家に帰ってから親子でどんな話をするのか。露天掘りの大型トラックでの大量採掘との格差があまりに大きかった。ミャンマーの現実の一端でもある。

# 水俣学研究センター研究活動の記録

(2023年4月～2024年3月)

## 目次

- I. 水俣学講義
- II. 公開講座
- III. 公開セミナー・シンポジウム
- IV. 研究会
- V. 共催
- VI. 情報発信
- VII. 健康・医療・福祉相談
- VIII. 胎児性水俣病世代の被害に関するWG

## I. 水俣学講義

### 第22期 水俣学講義

期間：2023年9月21日(木)～2024年1月25日(木)

- 第1回 9月21日「水俣病事件の歴史と現在」  
花田昌宣(熊本学園大学社会福祉学部 水俣学研究センター)
- 第2回 9月28日「不知火海沿岸での奇病を知って、63年経ち…。」  
桑原史成(日本写真家協会会員)
- 第3回 10月5日「日本公害史上の水俣病問題—その歴史的特徴と教訓」  
宮本憲一(大阪市立大学名誉教授 滋賀大学名誉教授元学長)
- 第4回 10月12日「関西在住の県外患者の訴訟に関わって  
—水俣病関西訴訟と認定義務づけ訴訟について」  
田中泰雄(大阪法律センター法律事務所 弁護士)
- 第5回 10月19日「私と水俣病」  
坂本しのぶ(水俣病互助会) 谷 由布(NPO法人水俣病協働センター)
- 第6回 10月26日「一行政官から見た水俣病問題」  
小林 光(東京大学先端科学技術研究センター研究顧問)
- 第7回 11月9日「イタイイタイ病解決に潜む『水俣の影』」  
宮田 求(北日本新聞編集委員)
- 第8回 11月16日「世界に広がる水銀汚染と水俣条約」  
中地重晴(水俣学研究センター長 熊本学園大学社会福祉学部)
- 第9回 11月30日「『水俣病』を通して学ぶことの意味を考える」  
梅田卓治(水俣・芦北公害研究サークル会長)
- 第10回 12月7日「小児性・胎児性水俣病患者の今」  
田尻雅美(熊本学園大学水俣学研究センター)
- 第11回 12月14日「私たちの修学旅行(チッソ・水俣病に学ぶ旅)」  
伊東紀美代(水俣病互助会) 山下善寛(水俣の暮らしを守るみんなの会代表)
- 第12回 12月21日 DVD上映

- 第13回 1月11日「新聞が伝えた水俣病事件の転換点+1」  
高峰 武（元熊本日日新聞社 水俣学研究センター）
- 第14回 1月18日「水俣病被害当事者の抗い続ける50年」  
井上ゆかり（熊本学園大学 水俣学研究センター）
- 第15回 1月25日「水俣病と水俣学の将来展望」  
花田昌宣（熊本学園大学社会福祉学部 水俣学研究センター）

## Ⅱ. 公開講座

- 第20期 公開講座「次世代に事実（教訓）をどう伝えるのか」  
日時 2023年10月3日から10月31日の毎週火曜日  
会場 エコネットみなまた
- 第1回 『『来民開拓団の真相』に学びながら、『開拓慰霊祭のころ』を受け継ぐ子どもたち  
～部落差別の現実に学び、反差別のなかまづくりへ～』  
森山英治（熊本県人権教育研究協議会顧問 旧満州来民開拓団遺族会会長）
- 第2回 「人間の尊厳を取り戻す闘い—水俣病事件 父からの伝言—」  
川本愛一郎（有限会社リハシップあい代表取締役 水俣市立水俣病資料館語り部）
- 第3回 「次世代に長崎の被爆体験をどう伝えるのか」  
林田光弘（長崎大学RECNA特任研究員）
- 第4回 『『ウトロで生きる ウトロで出会う』～差別と歴史問題を乗り越えた力～』  
金秀煥（ウトロ平和祈念館副館長）
- 第5回 「セウオル号事件の記憶」  
金翼漢（韓国・明知大学名誉教授 榊文化製作所可能性代表理事）

## Ⅲ. 公開セミナー・シンポジウム

- 第24回公開セミナー 第1回水俣学現地研究センターイブニングセミナー「水俣の環境を考える」  
日時 2024年3月18日（月） 18：30～20：30  
会場 熊本学園大学水俣学現地研究センター  
プログラム
1. 「水俣学研究センターから問題提起」  
中地重晴（熊本学園大学教授 水俣学研究センター長）
  2. 「巨大風力発電計画の経過報告意見交換」  
中村雄幸（水俣学研究センター客員研究員）
  3. 「意見交換」

## Ⅳ. 研究会

### 1. 定例研究会

#### 第39回水俣学定例研究会

- 日時 2023年5月24日（水） 15：00～16：30  
場所 熊本学園大学14号館3階143C演習室  
内容 「水俣学研究センターの今後の活動方針」「定例研究会の運営方針」

報告者 中地重晴（熊本学園大学社会福祉学部教授）

第40回水俣学定例研究会

日時 2023年6月28日（水） 水俣学研究センター総会終了後

場所 熊本学園大学14号館2階1421教室

内容 「中地研究員の研究計画について」

報告者 中地重晴（熊本学園大学社会福祉学部教授）

第41回水俣学定例研究会

日時 2023年7月19日（水） 16:00～17:30

場所 熊本学園大学14号館3階143C演習室

内容 「46年次官通知をめぐって」

報告者 高峰 武（熊本学園大学特命教授）

第42回水俣学定例研究会

日時 2023年10月18日（水） 16:00～17:30

場所 熊本学園大学14号館3階143C演習室

内容 「水俣学研究の現状と課題」

報告者 花田昌宣（熊本学園大学社会福祉学部）

第43回水俣学定例研究会

日時 2023年11月29日（水） 16:00～18:00

場所 熊本学園大学14号館3階143C演習室

内容 「私の研究と『水俣学』」

報告者 藤本延啓（熊本学園大学社会福祉学部准教授）

第44回水俣学定例研究会

日時 2024年1月17日（水） 16:00～17:30

場所 熊本学園大学14号館3階143C演習室

内容 「熊本県芦北町女島の医学的調査と社会学的調査」

報告者 井上ゆかり（熊本学園大学水俣学研究センター研究員）

第45回水俣学定例研究会

日時 2024年3月13日（水） 15:00～16:30

場所 熊本学園大学14号館3階143C演習室

内容 「水俣を通じて学んでいること：宗教・語り・救済」

報告者 萩原修子（熊本学園大学商学部教授）

2. 第18回 水俣病事件研究交流集会

日時 2024年1月6日（土） 10:00～18:00

会場 エコネットみなまた

方法 ZOOMを用いたハイブリッド方式

セッション1

「教育と水俣病事件（そのⅣ）—1980年代後半の水俣高校『公害教育』— 宙に浮いた公害教育  
～公害教育講演会講師問題を中心として～」

石井雅臣（水俣学研究センター客員研究員 元教員）

「『公害遺跡』 試論～百間排水口樋門撤去問題から考える」

矢野治世美（熊本学園大学社会福祉学部准教授 水俣学研究センター）

「水俣病患者の療養における補償と福祉のジレンマ」

尾崎寛直（東京経済大学）、野澤淳史（東京経済大学）、永野いつ香（ケアサポートはまちどり）、  
除本理史（大阪公立大学）

セッション2

「ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟判決の報告」

徳井義幸（弁護士）

「ノーモア9月判決と新潟水俣病第2次行政訴訟」

萩野直路（新潟水俣病訴訟を支援する会）

セッション3

「ドキュメンタリー映画『母と子の絆～カネミ油症の真実』の製作」

藤原寿和（日台油症情報センター長） 稲塚秀孝（タキオン・ジャパン）

「カネミ油症未認定患者検診報告」

長崎県の一離島における健康障害一対照地区（熊本）との比較一」

藤野 糺（水俣協立病院）

「川本さんと出会って50年、たどり着いた冥土連」

旗野秀人（冥土連 新潟水俣病安田患者の会） 佐藤 睦（映画監督）

「水俣の風力発電計画は許さない」

永野ユミ・中村雄幸（水俣の環境を考える市民会議）

セッション4

「食中毒事件としての新潟水俣病 被害拡大防止と行政の役割」

小寺光信（岐阜大学大学院地域科学部卒）

「水俣病の診断・法に基づく介入・遅れた医学」

津田敏秀（岡山大学）

「水俣病医学に対する不作為の新たな証拠（2023年版）」

高岡 滋（神経内科リハビリテーション協立クリニック）

「水俣病訴訟判決の病像論・損害論と救済特措法の変遷」

三浦 洋（阪南中央病院名誉院長）

セッション5

「水俣条約締結10年—成果と課題—」

中地重晴（熊本学園大学水俣学研究センター長）

「水銀条約COP5参加報告」

佐藤英樹（水俣病被害者互助会）、佐藤スエミ、谷 洋一（水俣条約推進ネットワーク）

### 3. 水俣病事件資料集編纂委員会

統括責任者・編者：花田昌宣（熊本学園大学社会福祉学部 水俣学研究センター）

資料編纂顧問・編者：高峰 武（熊本学園大学特命教授）

資料収集指揮・編者：山本尚友（水俣学研究センター客員研究員）

編者：東島 大（水俣学研究センター客員研究員 熊本県民テレビ）、石貫謹也（熊本日日新聞社）、

隅川俊彦（熊本日日新聞社）、矢野治世美（熊本学園大学水俣学研究センター）、

井上ゆかり（熊本学園大学水俣学研究センター）

アドバイザー：富樫貞夫（水俣学研究センター客員研究員 顧問）

有馬澄雄（水俣学研究センター客員研究員 水俣病研究会）

## 第49回水俣病事件資料集編纂委員会

日時 2023年8月28日(月) 14:00～  
 場所 熊本学園大学14号館143C教室  
 内容 各担当者が原稿を書いて書き方の検討

## 第50回水俣病事件資料集編纂委員会

日時 2023年12月18日(月) 13:30～18:30  
 場所 熊本学園大学14号館143C演習室  
 内容 各担当年の進捗状況を確認、刊行に向け、書店との打合せやスケジュールの組み直し等を検討

## 第51回水俣病事件資料集編纂委員会

日時 2024年3月18日(月) 13:30～18:30  
 場所 熊本学園大学14号館143C演習室  
 内容 進捗報告

## V. 共催

## 第40回 天草環境会議

テーマ：「これからの食を考える」

日時 2023年7月8日(土) 13:30～17:10 7月9日(日) 9:00～12:30

場所 志岐集会所

主催 天草環境会議実行委員会「はえん風」

共催 熊本学園大学水俣学研究センター

企画協力 一橋大学自然資源経済論プロジェクト

7月8日(土)

記念講演1 「どうなる？天草における石炭火力発電所と風力発電所」

中地重晴（熊本学園大学水俣学研究センター長 社会福祉学部教授）

記念講演2 「電気料金が高いのは何故？何が問題？」

山下英俊（一橋大学准教授）

パネルディスカッション「天草環境会議40周年への想い」

これからの天草環境会議について（提案）

星空野外パーティー

7月9日(日)

フィールドワーク ①頌徳碑 ②送電線 ③苓北火力発電所 高い所から

④苓北火力発電所 海岸から ⑤海の状況：白木尾海岸

## VI. 情報発信

- ・水俣学通信 第72号～第75号発行
- ・水俣学研究 第12・13合併号
- ・水俣学ブックレットNo.18「ガイドブック 水俣病を学ぶ、水俣の歩き方 新版」
- ・リーフレット改訂版

- ・水俣学研究センターホームページ <https://gkbn.kumagaku.ac.jp/minamata/>
- ・熊本学園大学ホームページ <http://www.kumagaku.ac.jp/>

## Ⅶ. 健康・医療・福祉相談

水俣学現地研究センターにおいて34回開催し、延べ52人の方の相談を受け入れた。うち電話相談を9回行った。

- 【2023年】4月4日、4月25日、4月28日（電話相談）、5月2日、5月17日、5月19日、5月23日、6月12日（電話相談）、6月23日、6月27日、7月25日、7月28日、8月2日、8月8日（電話相談1名含む）、8月25日、9月12日、9月26日、10月10日、10月24日（電話相談2名含む）、10月31日（電話相談1名含む）、11月7日、11月21日、11月28日、11月29日（電話相談）、12月12日、12月19日
- 【2024年】1月12日（電話相談）、1月30日、1月31日、2月2日、2月6日（電話相談）、2月16日、3月19日、3月27日

大学において6回開催し、延べ7人の方の相談を受け入れた。うち電話相談を6回行った。

- 【2023年】5月19日（電話相談）、6月5日（電話相談）、8月22日（電話相談）、9月1日（2名）（電話相談）
- 【2024年】2月21日（電話相談）、3月12日

## Ⅷ. 胎児性水俣病世代の被害に関するWG

客員研究員を加えて構成されているワーキンググループによる調査・研究を以下のように開催した。合計31回。

- 【2023年】4月22日（オンライン）、5月13日（大阪・オンライン）、6月1日（福岡）、6月2日（福岡）、6月3日（熊本）、6月17日（大阪・オンライン）、7月15日（熊本・オンライン）、7月16日（熊本・オンライン）、7月18日（水俣）、7月29日（熊本・オンライン）、7月30日（大阪・オンライン）、8月9日（水俣）、8月24日（熊本）、8月25日（熊本）、8月26日（水俣）、8月27日（水俣）、9月18日（大阪・オンライン）、10月13日（熊本）、10月14日（水俣）、10月15日（水俣）、10月28日（熊本）、10月29日（熊本）、11月3日（オンライン）、11月5日（オンライン）、11月11日（熊本）、11月12日（熊本）
- 【2024年】1月10日（水俣）、2月12日（オンライン）、2月13日（水俣）、3月2日（オンライン）、3月30日（オンライン）

## 水俣学研究センター規程および内規

熊本学園大学水俣学研究センター規程

水俣学研究センター自己点検・評価実施委員会内規

客員研究員に関する運用内規

特別研究員に関する運用内規

「水俣学教育活性化プログラム予算」運用に関しての申し合わせ

熊本学園大学水俣学研究センター研究資料利用規程

『水俣学研究』投稿規程・執筆要領

## 熊本学園大学水俣学研究センター規程

(設置)

第1条 高度学術研究支援センター規程第3条1項に基づき、熊本学園大学水俣学研究センター（以下「研究センター」という）を置く。

(目的)

第2条 研究センターは、水俣学に関する研究調査を行い、その成果の公開を通じて地域社会並びに国際社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 研究センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 水俣学に関する研究調査及びその成果の発表
- (2) 水俣学に関する資料の収集、整理及び公開
- (3) 水俣学に関わる国内外の研究者等との交流
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(役職員及び研究員)

第4条 研究センターの構成は次のとおりとする。

- (1) センター長 1名
- (2) 現地研究センター長 1名

(3) 事務局長 1名

(4) 運営委員 若干名

(5) 研究員 若干名

(6) 客員研究員 若干名

(7) 特別研究員 若干名

(8) 研究助手 若干名

(9) 事務職員 若干名

(センター長)

第5条 センター長は、研究員の中から総会において選出し、学長が任命する。

2 センター長は、研究センターを代表し、業務を統括する。

3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期中にセンター長が辞任した場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 センター長に事故があるときは、センター長が指名する運営委員がその職務を代行する。指名がない場合には、運営委員の協議により職務代行者を定める。

(事務局長)

第6条 事務局長は、研究員の中からセンター長の推薦により学長が任命する。

2 事務局長は、センター長を補佐し、各研究プロジェクトの調整を図り、かつ全体を統括する。

(運営委員会)

第7条 研究センターを運営するために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センター長及び運営委員で構成する。

3 運営委員は、研究員の中からセンター長が委嘱する。

4 運営委員は、センター長を補佐し、研究センターの運営に当たる。

5 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(現地研究センター)

第8条 水俣市に水俣学現地研究センター（以下「現地研究センター」という）を設置し、現地研究センター長を置く。

2 現地研究センター長は、研究員の中からセンター長の推薦により学長が任命する。

3 現地研究センターに関する規定は、別に定める。

(研究員)

第9条 研究員は、本学専任教員及び研究助手の中から運営委員会において選考し、センター長が委嘱する。

2 研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第10条 水俣学に関して知識・経験を有し、研究センターの目的達成に資する者を客員研究員として招聘することができる。

2 客員研究員は、運営委員会において選考し、学長が委嘱する。

3 客員研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(特別研究員)

第11条 水俣学を研究課題として本学大学院に在籍し、研究センターの研究調査を分担できる者を特別研究員として委嘱することができる。

2 特別研究員は、運営委員会において選考し、

センター長が委嘱する。

3 特別研究員に関する細則は、別に定める。

(研究助手)

第12条 研究助手は、研究センターの研究調査の企画、準備及び実施を分担するとともに、学内外の連絡調整に当たる。

(事務職員)

第13条 事務職員は、センター長を補佐し、研究センターの事務を処理する。

(顧問)

第14条 研究センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、センター長の推薦により学長が委嘱する。

(総会)

第15条 研究センターの運営に関する重要事項を審議するため、総会を置く。

2 総会は、センター長及び研究員をもって組織し、センター長が招集する。

3 総会は、原則として、年度当初に1回開催する。

4 総会は、研究員の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席者の過半数によって決するものとする。

5 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画に関すること

(2) 予算・決算に関すること

(3) この規程の改廃に関すること

(4) その他、運営に関する重要事項

(資料の閲覧等)

第16条 研究センターが所蔵し又は管理する資料の閲覧その他の利用に関する規程は、別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、総会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

## 附則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成19年12月18日から施行する。

3. この規程は、平成21年12月19日から施行する。

## 水俣学研究センター自己点検・評価実施委員会内規

制定 2014年5月1日

## (設置)

第1条 水俣学研究センター（以下、本センター）が掲げる理念、目的のもとに展開する諸活動について、自主的、継続的に自己点検・評価を行い、その結果を改革、改善に結びつけるため、熊本学園大学水俣学研究センター規程第3条の第4項に基づき、本センターに水俣学研究センター自己点検・評価実施委員会（以下、委員会）を設置する。

## (職務)

第2条 委員会は、本センターが自己改革、改善を推進するために設定する目標に対し、その進捗状況を点検・評価し、課題等を提起して、新たな改革、改善を継続的に促進することを職務とする。

## (構成等)

第3条 委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 水俣学研究センター長
- (2) 水俣学現地研究センター長
- (3) 水俣学研究センター事務局長
- (4) 水俣学研究センター長が指名する者  
若干名

- 2 前項第4号の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員会等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号の委員を

もってあてる。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、第3条第1項第2号の委員をもってあてる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代行する。

## (審議事項)

第5条 委員会は次の各号の事項を審議し、熊本学園大学自己点検・評価委員会に提案又は報告する。

- (1) 自己点検・評価活動の計画に関する事項
- (2) 設定目標の進捗及び達成状況に係る点検・評価に関する事項
- (3) 自己点検・評価結果の公表又は活用に関する事項
- (4) 認証評価機関による認証評価に関する事項
- (5) その他自己点検・評価に関して熊本学園大学自己点検・評価委員会から付託された事項

## (事務所管)

第6条 委員会の事務は、学術文化課が行う。

## (改廃)

第7条 この内規の改廃は、本センターが行う。

附則 この内規は、2014（平成26）年5月1日から施行する。

## 客員研究員に関する運用内規

水俣学研究センター

熊本学園大学水俣学研究センター規程第9条及び第10条に基づき、水俣学研究センター（以下、「研究センター」という）の客員研究員に関する運用内規を次のとおり定める。

1. 客員研究員は、水俣学に関して知識・経験を有し、次に掲げる研究センターの活動に参加できる者の中から選考する。
  - (1) 長期・短期を問わず一定の期間本学に滞在して水俣学に関連した研究調査に従事する者
  - (2) 定例の研究会、研究資料の収集・編集又は野外調査等に参加して、研究センターが企画する研究調査を分担できる者

(3) その他、運営委員会において研究センターの目的を達成するために必要と認められた者

2. 客員研究員は、水俣学に関する研究調査に際して、次のサービスを受けることができる。
  - (1) 研究センター（現地研究センターを含む）の施設の利用
  - (2) 研究センターが所蔵する研究資料の閲覧・複写
  - (3) 学内入構証の発行

附則 この運用内規は、2006年2月6日から施行する。

## 特別研究員に関する運用内規

水俣学研究センター

熊本学園大学水俣学研究センター規程第11条に基づき、特別研究員に関する運用内規を次のように定める。

1. 特別研究員は、本学大学院修士課程または博士後期課程に在学し、水俣学またはそれに関連するテーマを研究課題とする者の中から、運営委員会の議に基づき、センター長が委嘱する。
2. 特別研究員を希望する者は、指導教員の推薦を得て毎年4月末までに特別研究員採用申請書と研究計画書（2000字程度）を添えてセンター長に申請するものとする。
3. 特別研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4. 特別研究員は、毎年3月末までに研究経過報告書を提出するものとする。

5. 特別研究員は、研究のためセンター所管の研究資料及び研究機器を利用することができる。

6. 特別研究員は、センターが企画する調査研究活動に参加するとともに、研究活動に要する旅費宿泊費等の支弁を受けることができる。

7. その他、特別研究員に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て定めるものとする。

附則 この内規は、2007年4月1日より施行する。

申し合わせ事項：  
旅費・宿泊費の支給に関しては、当面一人当た

り年間総額5万円とする。

## 「水俣学教育活性化プログラム予算」 運用に関する申し合わせ

水俣学研究センター運営委員会

「水俣学教育活性化プログラム予算」は、本学の学部並びに大学院の正規授業（演習、卒業論文など）で、水俣学現地研究センターを活用した研修やフィールド調査を実施する場合に係る経費の一部を補助するものである。

1. この「水俣学教育活性化プログラム予算」を利用するに当たっては、当該授業の担当教員が事前に利用申請書を、水俣学研究センター長に提出することとする。

2. 補助の対象となる経費は次のとおりである。
  - 1) 宿泊費の半額。ただし1泊上限3,000円、最長6泊とする。
  - 2) 交通費（海上タクシー代）、および現地案内謝礼。

付記：この申し合わせは、2007年7月19日、水俣学研究センター運営委員会で決定され、同年8月1日より実施される。なお、改正は、水俣学研究センター運営委員会の議を経て水俣学研究センター長が決定するものとする。

## 熊本学園大学水俣学研究センター研究資料利用規程

水俣学研究センター

（趣旨）

第1条 この規程は、水俣学研究センターの所蔵する研究資料（以下、「資料」という。）の利用について必要な事項を定める。

（資料の種別）

第2条 研究センターの資料は、一般資料、閲覧制限資料および貴重資料の3種に分類する。閲覧制限資料は個人のプライバシーに関わるもの、および利用に際して破損の恐れのあるものとする。

- 2 一般資料は、資料室に保管する。
- 3 閲覧制限資料および貴重資料は、貴重資料保管室に保管する。

（利用）

第3条 資料の利用を希望する者は、利用目的

を記した利用申請書を提出しなければならない。

- 2 閲覧制限資料および貴重資料の閲覧を希望する者は、あらかじめ研究センター長の許可を得て、指定の場所で閲覧しなければならない。

（開室）

第4条 資料室の開室時間は、10時から12時30分および13時30分から16時とする。

- 2 資料室の休室日は次のとおりとする。ただし、研究センター長が特に必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休室することができる。

(1) 土曜日、日曜日、祝日、および熊本学園大学が定める休日。但し、現地センターは月曜日も休室日とする。

- (2) 水俣学研究センター長が定める曝書のための休日。

(資料の複写)

- 第5条 資料の複写を希望する者は、利用目的を記した複写申請書を提出しなければならない。
- 2 閲覧制限資料の複写は、利用目的を勘案して制限を設けることがある。

(資料の帯出)

- 第6条 研究センターの研究員は資料を帯出することができる。帯出は10冊以内および3カ月以内を原則とする。
- 2 次の資料は帯出することができない。
- (1) 参考資料（禁帯出のラベルを貼用したもの）
- (2) 閲覧制限資料および貴重資料
- 3 帯出中の資料は、第三者に転貸してはならない。
- 4 帯出中の資料については、帯出予約をすることができる。

(資料の返却)

- 第7条 帯出した資料は、期限内に返却しなければならない。

- 2 水俣学研究センターの研究員が資格を失うとき、1年以上出張予定のとき、および曝書が行われるときには、帯出中の資料を速やかに返却しなければならない。
- 3 その他、水俣学研究センターが必要と認めるときは、帯出資料の返却を請求することがある。

(禁止条項と罰則)

- 第8条 資料室における談話、喫煙、飲食等の行為は禁止する。
- 第9条 閲覧または帯出中の資料を汚損または紛失したときは、ただちにその旨を届け出、係員の指示に従わなければならない。
- 2 帯出資料を期日までに返却しないときには、以後の帯出を禁止することがある。
- 3 前条の禁止条項に違反する者には、退出を命じることがある。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、水俣学研究センター運営委員会の議を経て水俣学研究センター長が決定するものとする。

附則

- 1 この規程は、2010年1月5日から施行する。

## 『水俣学研究』投稿規程・執筆要領

(2024年6月19日改訂)

### I 投稿規程

#### 1. 論文投稿の原則

本誌に掲載される原稿は、水俣学に関する理論的・実証的研究成果をまとめたものとし、未発表のものを原則とする（投稿中のものは含まない）。投稿は原則として水俣学研究センター（以下、センター）の学内研究員・客員研究員・特別研究員・水俣学研究センターの趣旨に賛同する者とする（以下、会員）。

#### 2. 著作権

すべての著作権は、水俣学研究センターに属する。本誌掲載原稿を著者が他の著作などに収録・転用する場合は、文書でセンターに通知すること。

#### 3. 原稿の種類

原稿の種類は下記の通りとする。各種原稿とも本文の使用言語は日本語もしくは英語とする。

## <投稿論文原稿>

### 研究論文

理論的・実証的研究における分析視点、研究方法などにオリジナリティを有する論文。

### 研究ノート

素材の新しさを含む理論的・実証的研究の中間報告、あるいは新しい手法の提案などを有する論文。

### フォーラム

水俣学研究に掲載された研究論文、研究ノートに対する批判と討論などを有する論文。英文による投稿の場合は、国際フォーラムとして扱う。

### 書評

水俣学に関する図書の批評と紹介。

### エッセイ

自由な形式での水俣学に関する問題提起や情報の提供、国内外の研究動向や政策動向の批評を含んだ論文。

## <依頼原稿>

### 特集論文

特定のテーマの下での論文。特集是水俣学研究編集委員会（以下、委員会）で企画し、最も適任と思われる研究者に執筆を依頼する。

### 資料紹介/復刻

水俣学に関する史料・資料の提供。これらには、委員会から研究者に解題の執筆依頼に加えて会員からの投稿を受け付ける。

## <その他>

### 研究会報告

センターの研究会の内容をまとめた成果。

### 活動報告

センターの研究調査活動・講座活動・教育活動・研究業績などの報告。

## 4. 原稿の採否

研究論文を除く投稿論文・依頼原稿は委員会が掲載の採否を審査する。審査結果は、掲載可となった著者に委員会から書面で連絡を行う。委員会は、必要に応じて外部の査読者を指定して意見を求めることができる。

## 5. 原稿の長さ

原稿の長さには、論文表題・著者名・和文要旨・キーワード・注・文献・英文要旨のほかに図表も含むものとする。長さの制限は下表の通りとする。

原稿種類	文字数
研究論文・特集論文	20,000
研究ノート	16,000
フォーラム・国際フォーラム	18,000
書評・資料紹介/復刻	900~12,000
エッセイ	10,000

## 6. 論文の投稿

投稿方法は郵送とメールで送信の2種ある。

- ・郵送の場合は、投稿申込書（様式1）とともにセンター宛（奥付参照）に郵便小包・宅配便で送付すること。送付部数は2部とする。また、原稿（図表含む）をCD-R等の磁気媒体に収め、原稿に同封されたい。
- ・メールでの送信の場合は、電子メール（minamata@kumagaku.ac.jp）での投稿が可能である。この場合、投稿申込書および原稿をそれぞれ別ファイルとして電子メールに添付すること。添付ファイルには、著者名を識別できるファイル名を付すとともに拡張子を必ずつけること。

## 7. 校正

原稿に対して著者は校正を行う責任を有している。校正時には誤字・誤記以外の修正は原則として認めない。研究論文を除く原稿の著者校正是、初校までとし期限までにセンターに返却すること。再校は委員会が行う。

## 8. 原稿の返却

掲載された原稿・不掲載の原稿に関わらず、原稿・図表・電子媒体は返却しない。

## 9. 別刷

別刷は、著者が印刷・製本・送料を実費負担すれば作成することができる。その場合は、投稿申込書に希望部数を明記しておくこと。

## 10. 掲載順の決定

掲載が決定した論文の掲載号は、原稿種類ごとに委員会が決定する。

## II 執筆要領

### 1. 原稿出力のスタイル

原稿は、A 4 の用紙に41字×36行とし、天地各35mm、左右各30mmの余白をとり、10.5ポイント活字で、通し頁番号を頁中央下にふり印刷すること。英文要旨はこの限りではないが十分な行間をとること。

### 2. 文章表現・綴りなど

- ・文章は、とくに特別な場合を除き、常用漢字・新かなづかい・新送り仮名を用い、である調で書く。
- ・副詞は、なるべくひらがなで書く。動植物名は慣用的使用法による。
- ・数字は、熟語など特別な場合を除きアラビア数字を用いる。ただし、「兆・億・万」などの漢字を使用してもよい。分数は、1/2とせず2分の1と書く。
- ・年号は、原則として西暦を用いる。ただし、和暦を併用する必要がある場合は用いてもかまわない。  
例：1890（明治23）年。
- ・度量衡の単位は、原則として記号を用いることとする。  
例：km、kg、m<sup>3</sup>。
- ・句読点は、「。」「、」を用いる。
- ・数字および欧文文字は、一字で単独に用いる場合以外は、半角数字・文字を用いる。
- ・数式は、2行分とり、文字の大小、書体を区別する。

### 3. 原稿のまとめ方

原稿は、論文表題、著者名、勤務先・所属（大学の場合は学部あるいは大学院研究科まで記載）、和文要旨とキーワード、本文、注、文献、英文要旨、図表の順にまとめる。謝辞、研究費、発表集会名など入れる場合は、本文末尾に一行あけて記すことができる。

### 4. 表題・著者名など

- ・原稿には、和文・英文の表題および著者名・ローマ字表記をつける。
- ・英文表題は、前置詞・冠詞を除いてキャピタライズを施す。著者名のローマ字表記は、名・姓の順とし、その間にカンマを付けない。
- ・所属は、著者名の下に一行空けて9.5ポイントで記入する。
- ・著者が複数にわたる場合は「\*」「\*\*」の記号を付して著者名の下に所属を記入する。
- ・書評の表題については、以下の記載事項ならびに記載順序とする。  
著者、編者、訳者名、『書名』出版社名、総ページ数、価格（書籍に明記されている場合：税別）とする。著者名～出版社名の書式は、執筆要領「8 文献の表記法」を準用する。

### 5. 要旨・キーワード

- ・研究論文の原稿のみ、本文の前に論文全体の和文要旨（600字以内）およびキーワード、論文末尾に英文要旨（650ワーズ以内）および英文キーワードを必ずつける。その他の原稿は、和文要旨・英文要旨は必要ない。
- ・キーワードは6語以内とする。キーワードは、その論文のテーマ、フィールド、目的、方法、結果などを過不足なく表現するものを選定する。ただし、検索されることを考慮した一般性を備えたものとする。並べ方は、一般性のあるものから個別のものへと配列すること。

### 6. 章節項の構成

- ・研究論文、研究ノート、特集論文の本文は、章および節以下に区切る。
- ・章にはローマ数字「I」、節にはアラビア数字とピリオド「1.」、項は片括弧でアラビア数字「1）」を用いる。
- ・章・節名はゴシック体とする。

### 7. 注記

- ・原稿には、注記をつけることができる。
- ・注記は、章ごとでなく文末脚注で一括し記載する。

- ・各注記は、片括弧を付けた番号を付し、その番号は論文全体の通し番号とする。この番号を本文中の文章の該当箇所<sup>1)</sup>に右肩一字分とって書く。複数の文献を列挙する場合は連番の間に「,」（カンマ）を付けて並べる。

例：明らかになった<sup>1)</sup>、明らかとなった<sup>1), 2)</sup>。

- ・本文のなかに注をつける場合は、文献欄に掲げられた著者名と発行年のみを両括弧書きして、当該文献を参照したことを示す。必要があれば、引用ページを両括弧内の発行年に続けて表示する。

例：…（原田正純、2011）。…（原田正純、2011、pp.123-124）。

## 8. 文献

- ・本文ならびに注記、図表の中に使用したもの以外の文献は、すべて論文末（注の後）に「文献」として一括して表示する。
- ・文献は、日本語の文献を著者名の五十音順、アルファベット使用する言語の文献をアルファベット順に配列する。日本語文献を一括で記載し、そのあとにアルファベット文献を記載する。
- ・日本語文献の文末は「。」、欧語の文献の文末は「.」（ピリオド）とする。
- ・共著・編・訳者などが2名以下ならば全員の氏名を表記するものとし、2名以上の場合は最初の2名の氏名のみ表記し後は「ほか」、「et.al」（欧語文献の場合）とする。
- ・論文末の文献表記は次に示す要領によるものとする。

### <日本語の文献>

#### 単行本

原田正純『水俣病』岩波新書、1972。

#### 雑誌

原田正純ほか「カネミ油症患者の現状－40年目の健康調査」『社会関係研究』16-1、2011、pp.1-53。

#### 編書

羽江忠彦ほか「水俣病問題をめぐる子ども市民の意識とおとな市民意識の変遷」原田正純・花田昌宣編『水俣学研究序説』藤原書店、2004、pp.241-269。

### <翻訳文献>

#### 単行本

レヴィ・ストロース著、川田順造訳『悲しき熱帯』I、中央公論新社、2001。

#### 雑誌

Toal, G., 'Critical geopolitics' (Toal, G. ed., Critical geopolitics:the politics of writing global space, University of Minnesota Press, 1996). pp.152-174. [トール、成瀬厚訳「批判地政学」『現代思想』27-13, 1999, pp.232-247]

### <欧語の文献>

#### 単行本

Harada,M. Minamata disease, translation edited by Timothy S. George.Kumamoto Nichinichi Shinbun Culture and Information Center, 2004.

#### 雑誌

Harada,M. et.al, 'Mercury contamination in human hair at Indian reserves in Canada'. Kumamoto Medical Journal. 30, 1977, pp.57-64.

#### 編書

Harada,M. 'The global lessons of Minamata disease: An introduction to Minamata studies' (Takahashi,M. ed., Taking life and death seriously bioethics from Japan, Elsevier, 2005), pp.299-335.

## 9. 図表類の作成

- ・図表類は、必要最小限なものに限り、本文原稿とは別に1枚1葉ずつ作成すること。カラー図版、パワーポイント図版は原則として掲載できない。カラー図版は、著者が金額を負担する場合に掲載可とするため、投稿申込書にその旨記載すること。写真は図として取り扱う。
- ・図および表には、「第3図」、「第2表」というように、それぞれ通し番号を付し、本文原稿の挿入箇所に赤字で指定する。
- ・図表のタイトルは、図は下部、表は上部に書く。出典・注記などは、図の場合は図のタイトルの下に、表の場合は表の下に、注記、出典の順に片括弧で表記すること。注・出典の

表記は左詰めで記載する。出典の表記は、著者名『書籍名』発行年を記すこと。

例：注）～は～を意味する、出典）農林水産省統計情報部「第8次漁業センサス」1988より作成。

- ・写真・図版を他の文献から引用、転載する場合は、著者自身が事前に著作権者から許可を得ること。本誌はその責を負わない。
- ・表の単位は、タイトル末尾の右詰めの位置に（ ）で示す。例：(単位：%)。複数の単位を併用する場合は表本体の各項目に単位を明記する。

・表は、特に過大なものにならないように注意すること。表の縦罫は両端の罫をつけず、中間の罫は縦罫をできる限り付けず作成すること。

例：

表1 タイトル  
(単位： 隻)

年	全国	首都圏	熊本県
1959			
1960			
1961			

注) 表中の○○は○○を示す。  
出典) 農林水産省統計情報部「第8次漁業センサス」1988より作成。

## 『水俣学研究』査読要領

(2010年10月18日水俣学研究編集委員会決定 2011年1月7日実施)

### 1. 査読の目的

熊本学園大学水俣学研究センターは、研究紀要『水俣学研究』として掲載論文の水準を高めるために査読制度を設置し、水俣学研究編集委員会（以下、委員会）がその運用をおこなう。

### 2. 査読対象

本査読要領の対象とする論文の範囲は研究論文のみとする。

### 3. 査読委員

3-1 水俣学研究編集委員会は、査読委員を選任する。

3-2 委員会は、当該応募論文査読のための担当委員を定めた後、原則として査読委員候補者のなかから、当該論文にふさわしい者2名を選定依頼する。さらに査読委員辞退ある場合、および採否が分かれて第3の査読者を必要とする場合のための補欠の査読委員1名を選定しておく。なお、査読上必要とする場合には、査読委員候補者以外の適任者に依頼することができる。ただし、その数は必要最小限に

とどめるものとする。

3-3 継続的内容の論文にあっては、なるべく前査読委員に査読を依頼する。

3-4 査読の公平を期するため、当該研究と利害関係のあるものは避ける。

3-5 選定された査読委員候補は、査読委員就任を辞退することができる。ただし、辞退表明は、委員会から査読依頼を受けた後、1週間以内に行うものとする。

3-6 委員会は、査読委員の辞退があった場合、補欠の査読委員に直ちに依頼するとともに、さらに1名の補欠査読委員を委員会の協議により人選しておく。補欠の査読委員が辞退した場合には同様の手続きを繰り返すものとする。

3-7 査読委員は、査読に関する事項を他に漏らしてはならない。

### 4. 査読の方法

4-1 投稿規定および執筆要領等と照合できる事項は、委員会で査読に先立って処理する。

4-2 査読委員名は著者に秘す。

4-3 査読委員は、判定結果の是非にかかわ

らず、査読書に査読の意見を必要な範囲で簡潔、具体的、客観的に明記する。

4-4 論文の査読期間は、委員会が査読を依頼した日から3週間以内とする。

4-5 委員会は、査読期間が過ぎたとき査読未了の査読委員に対し査読を促進することができ、委員会開催日の2日前に必ず完了するように依頼する。

4-6 論文の責任は、著者が負うものであり、査読者は掲載の採否を判定するための資料を提供するものであり、論文の改善を図るものである。

## 5. 論文の採否の判定方法

5-1 論文の採否の判定は、5-2項の査読委員の評価基準に基づき、5-3項に示す査読委員の評価をもとに、最終的には委員会が決定する。

### 5-2 査読委員の評価基準

論文の内容・表現は、すべて著者が責を負う。査読委員は、執筆要領と本項の適用細則に従い客観的な評価を行う。論文についての査読判定基準の具体的適用は下記による。

#### a. 全体的な位置づけ評価

##### a-1 一般的な査読の項目

査読委員による一般的な査読項目は下表の通りとする。

	審査項目
1	論文題名
2	英文要約
3	問題意識・課題設定
4	独創性の有無
5	先行研究・既存学説の取扱
6	用語法・文章表現
7	根拠資料
8	図表
9	データの分析方法
10	論文全体の構成
11	記述の論理展開
12	首尾一貫性

13	注釈のつけかた
14	考察

##### a-2 査読委員の総合評価項目

査読委員による総合評価は下表の通りとする。

A	掲載可	簡易な修正を依頼する場合もある。再査読なし。
B	部分的な修正をすれば掲載することが可能	修正期間は3週間以内。掲載の可否は再査読後に決定する。
C	大幅な修正をすれば掲載の可能性はあるが今号への掲載は見送る	大幅な修正が必要であるため今号の掲載は難しいと判断される論文であるものの、査読者がカテゴリーを「研究ノート」に変更すれば掲載可と判断する場合もある。修正期間は3週間以内。再査読1回のみ
D	掲載不可	題材・内容が『水俣学研究』に掲載する論文として適切でない判断された論文。

a-3 査読委員は、当該論文を下記カテゴリに応じて次の基準で査読する。

- ・研究論文：理論的または実証的な研究・技術成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであり、独創性があり、論文として完結した体裁を整えていること。
- ・研究ノート：論文として体裁が整わないものであっても、新しい研究・技術成果を論じたもの。既発表の論文・報告に対する補足または修正は研究ノートとする。

##### b. 査読委員の評価

b-1 査読委員の第一次査読評価は、a-2項で示したA～Dのいずれかとする。

Aの場合：4-1の基準に照らして、水俣学の論文として内容・表現が基本的に掲載に値するならば「掲載可」とする。「採用」には簡易修正意見付採用を含む。簡易修正の期

間は、1週間とする。また、再査読はおこなわない。

Bの場合：部分的な修正をすれば掲載することが可能な論文。「修正」は修正意見付採用を含む。修正意見付採用の場合は、査読結果を著者に通知し、3週間以内に修正した論文が返ってきた場合において、再査読を同一査読委員に依頼し、再査読の結果を委員会で協議し、掲載の最終的判断は委員会でおこなう。再査読は1回までとする。

Cの場合：大幅な修正が必要であるため今号への掲載は難しいと判断される論文。しかし、査読者がカテゴリーを研究ノートとすれば掲載可能と判断する場合を含む。この場合の修正期間は3週間以内とする。査読結果を著者に通知し、3週間以内にカテゴリー変更・修正した論文が返ってきた場合において、再査読を同一査読委員に依頼し、再査読の結果を委員会で協議し、掲載の最終的判断は委員会でおこなう。再査読は1回までとする。

Dの場合：5-1の基準に照らして、水俣学の論文として掲載に値しない、または根本的に書き直しを必要とするならば「掲載不可」とする。なお、不採用とする場合、査読者は、その理由を「査読コメント」に明記しなければならない。

## 6. 査読結果の通知

6-1 当該論文査読委員の評価終了後、直ちに委員会は査読結果を著者に通知する。

6-2 当該論文査読委員の評価および査読書の内容は、委員会名で通知する。

6-3 査読委員の査読書は、パソコンで打ち直し筆跡を非人格化して著者に通知する。

## 7. 再査読判定による修正論文の提出期限

7-1 修正判定を受けた論文は、再査読論文とし、b-1で定めた各判定基準に基づく提出期限とする。

7-2 7-1の期限を越えて提出したものは、新規論文として扱う。ただし、期限延長の申請があった場合は、編集委員会の判断で提出期限を猶予することができる。

## 8. 査読料

査読終了後、査読委員への報酬は発生しない。

## 9. その他

9-1 緊急の問題が発生した場合、委員長、幹事が処理し、その結果を委員会に事後報告することができる。

9-2 査読中論文の著者を変更することは認められない。なお、共著者の追加は可能である。

9-3 採用論文、ならびに不採用論文の原稿は保管しない。

9-4 査読期間が過ぎた査読委員には、直ちに査読促進を事務局から行う。

9-5 論文の著者には、査読状況の通知ならびに電話対応はしない。

水俣学研究編集委員会

委員長：萩原修子（文化人類学・宗教学）

委員：矢野治世美（前近代部落史）、花田昌宣（社会政策学）、田尻雅美（社会福祉学・水俣学）、井上ゆかり（福祉環境学・水俣学）

#### 投稿案内

投稿ご希望の方は、投稿規定・執筆要領を熟読の上、原稿を原稿締め切りまでに熊本学園大学水俣学研究センター宛にメールまたは郵送でお送り下さい。原稿提出締め切りは2025年10月27日（月）（いずれも消印有効）です。

---

## 水俣学研究 第14号

2025年3月30日

編集 水俣学研究編集委員会

発行 熊本学園大学水俣学研究センター

センター長 中地重晴

〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1

TEL:096-364-8913 FAX:096-364-5320

E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp

URL:<https://gkbn.kumagaku.ac.jp/minamata/>

印刷 ホープ印刷株式会社

---



# 『水俣学研究』刊行にあたって

水俣学研究センター長 原田 正純

チッソ付属病院の細川一医師らが水俣病を発見して水俣市保健所にそれを届けて半世紀以上の時が流れた。その間、熊本大学医学部の原因究明のための尽力があり、患者たちの“沈黙の時”があり、“法廷の闘い”、“チッソとの直接交渉”、“行政との闘い”などがあり、水俣病事件は日本の公害運動の先駆けとなっていた。しかし、1970年代を過ぎるとオイルショックを契機に全国的に反公害運動は弱体化の兆しを見せ始めた。そのような流れの中にあって、水俣病事件は1970年代、80年代と多数の訴訟と多様な運動の展開によって国の内外にその名を知られ、名実共に“公害の原点”となっていた。

そんな中で1995年初頭から始まった水俣病の和解の流れは、ほぼ1年かけて各患者団体や個人を対象に終着点へたどり着いていったかのようにみえた。水俣の実情を知る者は、これで水俣病事件が全面解決するとは到底考えられなかった。しかし、高齢化し次々と亡くなっていく患者たちをみていると、これもやむを得ないことと受け止めなくてはならなかった。とするならば、この事件を学際的・多面的に研究して後世に活かすしかないと考えた。

そのような水俣と係わりをもってきた多くの人々の気持ちが形となって、熊本学園大学に2002年9月に正式授業としては本邦初（世界でも初）の「水俣学」（2単位）が開講された。かつて、東京大学の宇井純（故人）が開講した自主講座をはじめ各地、各大学に公害を中心とした自主講座開設の歴史はあったが、水俣病を中心とした大学の正式の講座は本邦初である。これは「水俣病学」ではなく「水俣学」であるところにその特徴があった。

水俣病事件を多面的に捉える学問を目指すことはもちろん、水俣病を通じて、現代の学問を捉え直そうとする野心的な試みでもある。そのような試み（思考）が評価され、注目されたのであろうか、2005年度文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業 オープン・リサーチ・センター整備事業」に選定され、2005年4月、本学内に水俣学研究センターを、8月に水俣市現地に水俣学現地研究センターを開設することができた。

一方、センター開設前年の2004年10月、最高裁判所によって国・県の水俣病に関する責任が明確に認められた。この判決によって、それまで沈黙を守っていた多くの患者たちが次々と認定や新保健手帳受給を求め、さらには救済を求める裁判をおこした。その数は3万人を越えている。

水俣病事件は決して過去の事件ではない。したがって、水俣学研究は過去の事例を追跡することばかりではなく、現在進行中の事例研究が要求されている実学である。しかし、水俣学は将来の学際的研究、行政、司法、教育などに問題を提供することにもなるはずである。

本誌は学際的水俣学研究の専門誌を目指すものである。水俣学研究センターではすでに教育と研究の伝承を中心とした『水俣学講義』、入門と学習手引きを目的とした『水俣学ブックレット』、資料収集・保存を目的とした『水俣学研究資料叢書』が刊行されているが、これに次ぐ水俣学研究論集である。

2009年3月

# Journal of Minamata Studies

## CONTENTS

---

 Number 14
 

---



---

 March 2025
 

---

### Research Note

- Minamata Disease Incident and its Climate – the Universality and the Uniqueness of the  
 Minamata Disease Incident ..... *Shuko Hagihara* ..... 3
- The Discrepancy in Judgement Criteria for Minamata Disease Certification  
 between Judicial and Administrative Domain ..... *Shinya Heguri* ..... 17

### Materials

- Regarding So-Called ‘Official Notification in 1971’ —Interview with Mr. Masaru Wada  
 ..... *Takeshi Takamine* ..... 31

### Essay

- Memorial for Minamata Disease Sufferers and Minamata Stupa ..... *Toshihiro Yamaguchi* ..... 55

### Book Review

- Inochi-no-Monogatari; Story of Lives;*  
*Minamata, Photo Collection 1960~2022 by Shisei Kuwabara* ..... *Jin Akutagawa* ..... 63
- My impression after reading ‘Minamata, Tenchi e no Inori;*  
*A Player to Heaven and Earth’ by Randy Taguchi* ..... *Atsuko Takakura* ..... 65
- ‘Taki Onqoy; the Dancing Disease- Shamanism, Mining Labor, Mercury Pollution in*  
*Colonial Peru’ edited by Tomoko Taniguchi* ..... *Masakazu Tanaka* ..... 67

### Study Group Report

- Myanmar Research Study Group Report ..... *Shigeharu Nakachi* ..... 73
- Summary of Works at Gold Mine ..... *Shigeharu Nakachi* ..... 81
- Futur Corporation, Gold Shop ..... *Masami Tajiri* ..... 95
- Kan Taung Village ..... *Takeshi Takamine* ..... 104
- Open Pit Mining on Sand Layer Site and Amalgam Manufacturing Plant  
 ..... *Takeshi Takamine* ..... 109

### Center for Minamata Studies Report

- Record of Research Activities ..... 113
- Regulations and Bylaws ..... 119